

# 列王記略上

本書と次の書とは、教父がたが、列王記三及び四と稱び、ヘブレオ人が列王記略上下と稱んでいるもので、サロモンの治世の始めからバビロンへの捕囚に至るまでの、イスラエル、ユダ兩王国の歴史が収めてある。この兩書の筆者に就いて云えば、これらは一人の手で、また一時に書かれたものでなく、イスラエルには、神感によつて、當時起つた最も顯著な事件を記録した預言者たちが始終絶えなかつたから、これらの書もそれらの預言者たちの書いたものであるらしい。歴代史略下九・二九。一二・一五。一三・二二。二〇・三四。二六・二二。三二・三二等を見よ。

## 第一章

ダヴィド老ゆるに及んで人々スナムの女アビサグをその許に連れ来る—  
アドニア王たらんことを求めたれど、ナタン・サロモンを王として宣言し、之に注油す。

一 さてダヴィド王老いて、<sup>おろお</sup>齡進みしかば、<sup>よわいす</sup>衣服を重ぬるも、<sup>ころも</sup>身温まらざり  
二 故にその僕等、<sup>しもべら</sup>彼に云いけるは、「わが主君王の爲に若き處女を求め、<sup>きみ</sup>之をして王の前に立ちて之に仕えしめ、<sup>おろ</sup>またその懐に眠りてわが主君

第一章 1) 生きる力が衰えて病弱になつた状態。

三 王を温めしめん。」と。彼等乃ち遍くイスラ  
 エルの領内に美しき處女を求めて、スナムの女  
 アビサグを得、之を王の許に連れ來れり。四そ  
 の處女は甚だ美しくして、王と共に寝ぬ、之に  
 仕えたり。三されど王は之を知らざりき。五時  
 にハツギトの子アドニア、起ちて「我、王た  
 らん。」と云い、己が爲に戰車、騎兵、及びそ  
 の前驅たる人々五十人を設けたり。六その父は  
 「何故に汝かくなしたる。」と云いて、彼を咎  
 めしこと、一度もあらざりき。彼も亦甚だ美し  
 くして、アブサロムに次ぎて生れたり。七彼、  
 サルヴィアの子ヨアブ、及び司祭アビアタルと  
 語らいしに、彼等はアドニア方を援けたり。八)

2) 廷臣がかような養生法を進言し、ダヴィ  
 ドがそれを容れたのは、昔にあつては少し  
 も躓きにならなかつた。かかる事は昔の養  
 生法執筆者がほかにも記している。1)3)ダ  
 ヴイドの妾になつたのである。しかしそれ  
 故にこそサロモンはアドニアにこれを拒ま  
 ざるを得なかつた(二・二二)。1)4)創四・  
 一などを参照。1)5)母下三・四参照。  
 6)アドニアは、ダヴィイドの第四王子であつ  
 たが(母下三・四)、三人の兄が既に死んで  
 いたので、家督の権によつて王位を要求し  
 得ると思つていた。しかし小アジアでは君  
 主が自ら後繼者を定め、またイスラエルで  
 は天主が王の選定を御自らのこととして留  
 保し給うた(申一七・一五)。1)7)アブサロ  
 ムのように(母下一五・一)。1)8)彼らは彼  
 の方に正當の權があると思つたのであるら

<p>八 然るに司祭サドク、ヨヤダの子バナヤ、預言者ナタン、その他セメ イ、レイ、及びダヴィドの軍の勇士等は、アドニアに味方せざりき。 九 アドニアはロゲルの泉の邊なる、ゾヘレトの石の傍に於いて、牡 羊と犢その他諸々の肥えたるものを屠り、己が兄弟一同、王の子等、 一〇 及び王の僕なるユダの人々を悉く招きけるが、<sup>10)</sup> 預言者ナタン、バ ナヤ、諸々の勇士等、及び彼の兄弟サロモンは招かざりき。二 ナタン、</p>	<p><sup>9)</sup> ヒンノムの谷とヨザファトの谷と合する所の下方にあり。—<sup>10)</sup> この饗宴の折に、未來の王たるアドニアを招き、ダヴィド王に既成の事實としてそれを認めさせようとした。 <sup>11)</sup> アドニアが王になつたら、己が地位の安全のために彼ら母子を殺すであらう(士九・五参照)。</p>
<p>一三 一三 行きてダヴィド王の許に入り、之に云え、<sup>11)</sup> わが主君王よ、 汝は汝の婢なる我に誓いて、汝の子サロモン、我が後に王となり、 わが玉座に坐すべし。と曰いしに非ずや。然るを何故アドニア王た る。と。一四 しかして汝其處に於いて、なお王と語れる間に、我、汝</p>	<p>サロモンの母ベトサベに云いけるは、一 ハツギトの子アドニア王と なり、わが主君ダヴィドそを知らざるを、汝は聞かざりしか。二三 され ば今來りて、わが勸告を納れ、汝と汝の子サロモンとの生命を救えか し。二四 行きてダヴィド王の許に入り、之に云え、<sup>11)</sup> わが主君王よ、 汝は汝の婢なる我に誓いて、汝の子サロモン、我が後に王となり、 わが玉座に坐すべし。と曰いしに非ずや。然るを何故アドニア王た る。と。一四 しかして汝其處に於いて、なお王と語れる間に、我、汝</p>

一五 の後より至りて、汝の言を補わん。」<sup>一五</sup>茲に於いてベトサベ、閨の中なる

王の許に入りしに、王は太く老いたれば、スナム女アビサグ之に仕え居たり。

一六 ベトサベ、身を屈めて王に敬禮するや、王之に云いけるは、「汝何をか欲

む。」<sup>一七</sup>彼女答えて云いけるは、「わが主君よ、汝は主汝の天主によりて、汝

の婢に誓い、汝の子サロモン、わが後に王となり、わが玉座に坐せん」と

一八 曰えり。然るに視給え、今やアドニア王たり。しかもわが主君王、汝は知

一九 り給わす。彼は牡牛と、諸々の肥えたる家畜と、多くの牡羊とを屠りて、

王のすべての御子等、及び司祭アビアタルと軍將ヨアブとを招きしが、汝の

二〇 僕サロモンをば招かざりき。されどわが主君王よ、全イスラエルの目汝を

注視りて、汝が彼等に、汝の後に誰がわが主君王汝の玉座に坐すべきかを告

二一 げ給うを待てり。然し給わすば、わが主君王のその父祖と共に眠り給わん

二二 時、我とわが子サロモンとは、罪人<sup>12)</sup>とせらるることあらん。」と。かく

二三 彼女なお王と語れる間に、預言者ナタン來れり。人々乃ち王に告げて云い

12) ベトサベは、アドニアが自分とサロモンとを王位とを王位とを僭望者として大逆罪に問いて己が邪魔者を除かんことを怖れた。

<p>二四 けるは、「預言者ナタン此處に在り。」と。やがて彼王の眼前に入り、地に平伏して之に敬禮しけるが、<sup>二四</sup>ナタン云いけるは、「わが主君王よ、汝は『わが後</p>	<p>二五 にはアドニア王となりて、わが玉座に坐すべし。』と曰いしか。<sup>二五</sup>實に彼は今日下り行きて、牡牛と肥えたる家畜と、多くの牡羊とを屠り、王のすべての御</p>	<p>二六 子等、軍の諸將、及び司祭アビアタルを招きしに、彼等その前に飲食して『アドニア王の壽長かれ<sup>13)</sup>。』と云えり。<sup>二六</sup>されど汝の僕なる我と、司祭サドクと、</p>	<p>二七 ヨヤダの子バナヤと、汝の僕サロモンとは、彼之を招かざりき。<sup>二七</sup>この事は、<sup>14)</sup></p>	<p>二八 わが主君王より出でたるか。しかも汝は、誰が汝の後に、わが主君王の玉座に坐すべきかを、汝の僕なる我に告げ給わざるなり。」と。<sup>二八</sup>ダヴィド王答えて</p>	<p>二九 云いけるは、「わが許にベトサベールを呼べ。<sup>15)</sup>」と。かくて彼女王の前に入り、その前に立つや、<sup>二九</sup>王誓いて云いけるは、「わが生命を諸々の危難より救い給</p>	<p>三〇 いし、主は活き給う、<sup>三〇</sup>わが曾て主イスラエルの天主に依りて汝に誓い、『わが後には、汝の子サロモン王となり、我に代りてわが玉座に坐すべし。』と云</p>
---	--	--	---	--	---	--

13)「アド

ニア王

萬歳」

の義。

14)原語

verbum

「言」

15)かの

女はナ

タンが

來た時

脇へ行

つてい

た。

三二 いし如く、我今日然なさん。」と。三三時にベトサベー、地に平伏して王に敬禮し、云いけらく、「願わくはわが主君ダヴィド、永久に生き給えかし。」と。

三三 ダヴィド王また云いけるは、「司祭サドク、預言者ナタン、及びヨヤダの子バチヤをわが許に召べ。」と。しかして彼等王の前に入るや、三三彼、之に云いけるは、「汝等の主君の僕等を伴い、わが子サロモンをわが騾馬に乗せ、<sup>16)</sup>之を導

三三 きてギホン<sup>17)</sup>に至り、<sup>三四</sup>彼處にて司祭サドク及び預言者ナタン、彼に注油して之をイスラエルの王となすべし。しかして汝等喇叭を吹き鳴らして、<sup>三五</sup>サロモン王の壽長かれ！」と云え。」<sup>三五</sup>かくて汝等彼に従い上り來るべし。彼は來り

てわが玉座に坐し、我に代りて王たるべし。我は彼にイスラエル及びユダの主君たることを命ぜん。」と。<sup>三六</sup>ヨヤダの子バチヤ、王に答えて云いけるは、「ア

三六 メン、わが主君王の主たる天主かく曰えかし。<sup>三七</sup>願わくは主、わが主君王と共に在せる如く、サロモンとも亦共に在して、その位をわが主君ダヴィド王の位

三六 よりも高からしめ給わんことを。」と。<sup>三八</sup>茲に於いて司祭サドク、預言者ナタ

三六

16) 王の

乗る騾

馬に乗

せられ

るは、

無上の

榮譽。

17) イエ

ルサレ

ムの北

西で、

ロゲル

の反對

側にあ

る泉。

<p>三九 ン、及びヨヤダの子バナヤ並にケレト人とフェレト人下り、サロモンをダ VID王の驃馬に乗せ、之を導きてギホンに至りぬ。三九 かくて司祭サドク 幕屋より油の角を執り、サロモンに注油するや、人々喇叭を吹き鳴らし、 民舉りて「サロモン王の壽長かれ！」と云えり。18) 四〇 次いで群衆皆彼に従 い上りしが、民笛を吹きて大いに喜び祝い、地はその歡呼に轟き渡りぬ。</p>	<p>四二 然るにアドニア及び彼に招かれたる者皆、饗宴既に果つるに及びて之を 聞きしが、ヨアブ喇叭の音を聞きて去いけるは、「市の騒がしきかの喚聲 はそも何事ぞ。」と。 四二 彼なお語れる間に、司祭アビアタルの子ヨナタス 來れり。アドニア彼に云いけるは、「入れよ、實に汝は勇士なり、吉報を 齎せるならん。」 四三 ヨナタス、アドニアに答えけるは、「然らず、實は我等 の主君ダVID王、サロモンを立てて王となし給えるなり。 四四 即ち司祭サ ドク、預言者ナタン、ヨヤダの子バナヤ、及びケレト人とフェレト人とを 彼と共に遣し給い、彼等之を王の驃馬に乗せ行きぬ。 四五 しかして司祭サド</p>	<p>四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九</p>
--	---	---

18) エデア人の  
傳承によれば  
サロモンは當  
時僅か十二歳  
であつたとい  
う。しかしこ  
れは事實らし  
からず、彼の  
年齢は寧ろ二  
十歳位であつ  
たと思われる  
彼はこの時か  
ら統治を繼承  
したのである  
う。

四六 ク、及び預言者ナタン、ギホンに於いて彼に注油し、王となせり。かくて彼等彼處より喜びて上り來りしかば、市轟けるなり。

四七 汝等が聞きたる聲は即ち之なり。 四六 なお又サロモン王國の王

位に坐し 四七 王の僕等入りて我等の主君ダヴィド王に祝賀を述

べて<sup>19)</sup>曰く、〃願わくは天主、サロモンの名を汝の名より高か

らしめ、その位を汝の位より大ならしめ給わんことを。〃と。

四八 時に王その床の上にて敬禮し、<sup>20)</sup> 云いけるは、〃主イスラエ

ルの天主は讃うべきかな、主は今日わが王位に坐すべき者を賜

い、わが目之を見たり。〃と。 四九 茲に於いてアドニアに招か

れたる者皆恐れ、起ちて各自その途を行けり。 五〇 またアドニア

もサロモンを恐れ、起ちて行き、祭壇の角を掴みたり。<sup>21)</sup> 五一 人

々サロモンに告げて云いけるは、〃視給え、アドニア、サロモ

ン王を恐れ、祭壇の角を掴みて、〃願わくはサロモン王が今日

<sup>19)</sup>彼の命令の果たされたことの。 — <sup>20)</sup>曾て太祖ヤコブがしたと同じく、天

主に感謝し且御祐助を願うために。創四七・三一

参照。 — <sup>21)</sup>聖幕屋の前の

燔祭壇(母下六・一七)は避難の場所(出二一・

一四)とされていた。祭壇の角は、祭壇の四隅に

付けられた外に彎曲して

いる飾りらしく、祭壇の

重要な一部であつた(出

二九・一二。利四・七以下)。

多くの解釋者の説

では、天主の御力や權能

の象徴であつたと。



五二

我に、「劍もてその僕を殺さじ」と誓わんことを。」と云え

り。」と。五三サロモン云いけるは、「彼もし善き人ならば、そ

の髪の毛一筋だも地に落つることあらじ。されど彼に悪しき

所見當らば、死すべし。」と。五三サロモン王乃ち人を遣して

彼を祭壇より連れ來らしめたり。彼入りてサロモン王に敬禮

しけるに、サロモン之に、「汝の家に行け。」と云えり。<sup>22)</sup>

五三

## 第二章

ダヴィド、サロモンに遺言して死す—アドニア誅せられ、アビアタル  
追放せられ、ヨアブとセメイとも亦殺さる。

一

一さてダヴィドの死すべき日近づきければ、彼その子サロモンに命じて云いけるは、

三二

三「我は地にあるすべての人の行く途に入らんとす。氣を勵まして雄々しかれ。三主汝の

天主の誠命を守りてその道を歩み、その典憲と、その掟と、その規定と、その證とを、

モイゼの律法に録されたる如く守れ、是、汝が凡そ何を爲すとも、何處に向かうとも、

22) 己が家に歸れとの命令はアドニアに對しては、宮廷からの追放と、人前に出ることの禁止とを含んでいたサロモンはその統治の初めに死刑の宣告を下したりして煩いの種を蒔きたくなかつたのである。

四 慧さとからん爲ため、<sup>1)</sup> <sup>四</sup>また主しゆが我われに就つき語かたりて、<sup>五</sup>汝なんじの子等こらもしその道みちを守まもり、心こころを盡つくし靈れいを盡つくし、眞實まことを以もつて<sup>2)</sup> わが前まえを歩あゆまば、イスラエルの王位おういに即つく人ひと汝なんじより奪うばわることあらじ。〃<sup>三</sup>と曰のたまいしその言ことばを堅かたうし給たまわんが爲ためなり。

五 汝なんじはまたサルヴィアの子こヨアブが、我われに爲なしたる所ところ、イスラエル軍ぐんの二將しやう

ネルの子こアブネルとイエテルの子こアマサとに爲なしたる所ところを知る、即すなわち彼は之これ

等らを殺ころし、平和へいわの時ときに戦爭いくさの血ちを流ながし、戦爭たふかいの血ちを己おのが腰こしの周圍まわりにある帶おびと、

己おのが足あしにある沓くつとに附つけたり。<sup>3)</sup> <sup>六</sup>されば汝なんじの智慧ちえに循したがいて事ことを行おこない、彼の白はく

髮はつをして安やすらかに陰府よみに下くだらしむるなかれ。<sup>七</sup>ただガラード人びとベルゼライの

子等こらには恩おんを返かえし、彼等かれらをして汝なんじの食卓しょくたくに於おいて食しょくせしめよ、彼等かれらは我われが汝なんじ

の兄弟きやうだいアブサロムの面前めんぜんより逃にげたる時とき、我われを迎むかえたればなり。<sup>四</sup> <sup>八</sup>またバ

フリムのイエミニの子こなるゲラの子こセメイ、汝なんじと共にあり、彼は我われが陣營じんえいに

行きし時とき、甚はなはだしき呪咀のろいもて我われを呪のろいしが、彼かれは我われがヨルダンを渡わたりし時とき、

下くだりて我われを迎むかえしに由より、我われは主しゆによりて之これに誓ちかい、〃我われ、劍つるぎもて汝なんじを殺ころさ

第二章

1) 旨くゆ

くように

1) 申一七

・一六。

2) 忠實に

3) 母下三

・二七。

二〇・一

〇。

4) 母下一

七・二七。

一九・三

一、三二。

<p>九 じ。〃と云いたり。5) 九されど彼を罰せずして捨て置くなかれ。6) 汝は賢き人なれば、彼に爲すべき事を知る。即ち血を流して彼の白髪を陰府に下すべし。」と。一〇かくてダヴィドはその父祖と共に眠り、ダヴィドの市の7) に葬られたり。8) 二ダヴィドのイスラエルを治めし日は四十年なりき。即ちヘブロンに於いて七年、イエルサレ</p>	<p>一三 ムに於いて三十三年治めたるなり。9) 一三次いでサロモンその父ダヴィドの王位に即き、その國甚だ堅うなりぬ。一三時にハツギトの子アドニアサロモンの母ベトサベ一の許に至りけるに、彼女之に云いけるは、「汝の來れるは和の爲なりや。」彼答えけるは、「和の爲なり。」一四彼また</p>
--	--

5) 母下一六・五。一九・一九。一6) セメイは主の注油し給うた者に、従つて天主御自らに對しても叛逆した。ダヴィドは私怨は赦してやつたが、天主に對する罪は罰せずにおかぬつもりであつた。一7) シオン山上、その東斜面にある。一8) 徒二・二九。一ダヴィドはベトレヘムで生まれ、少年の頃は埋もれた生活を送り、牧者であつて、投石器という貧弱な武器で、天主の御民が最も怖れていた敵に勝ち、預言者で王であり、「主の家に對する熱心に食い盡」され、その苦難の道によつて橄欖山へセドロロン河を渡りゆき、感すべき愛敵の精神を表わし、イエルサレムで死に、いろいろな点でイエズス・キリストの妙なる前表であつた。9) 代上二九・二七。母下五・四、五。

一五 「我汝に言うべき事あり。」と云い添う。女彼に「云い給え。」と云いしかば、彼云いけるは、<sup>一五</sup>「王國はわが有にして、イスラエル皆我を選びてその王となしたることは、汝の知る所なり。然るに王國は移りてわが兄弟の有となりぬ。是は實に彼の爲主に定められたるなり。<sup>一六</sup>されば今我は汝に一つの願いを求む、わが面目を辱しむるなかれ。」女は彼に「語り給え。」と云えり。<sup>一七</sup>よりて彼云いけるは、「請う、汝、スナム女アビサグを妻として我に與えよと、サロモン王に云い給え、（蓋し彼は何事をも汝に拒むを得じ。）」と。<sup>一八</sup>ベトサベー云いけるは、「善し、我汝の爲に王に云わん。」と。<sup>一九</sup>茲に於いてベトサベー、アドニアの爲に執成さんとしてサロモン王の許に至りしに、王起ちて之を迎え、之に敬禮してその座に就けり。次いで王の母の爲に座の設けあり、彼女その右に坐せり。<sup>二〇</sup>母彼に云いけるは、「我汝に小やかる願ひあり、わが面目を辱しむるなかれ。」王これに云いけるは、「わが母よ、云い給え、我は汝の面を斥くべからざればなり。」と。<sup>二一</sup>彼女云いけるは、「スナム女アビサグを、汝の兄弟アドニアに、妻として與えよ。」と。<sup>二二</sup>サロモン王答えてその母に云いけるは、「汝何故にアドニアの爲にスナム女ア

二三 ビサグを求め給うや。また彼の爲に王國をも求めよ、實に彼は  
 わが兄にして、司祭アビアタルとサルヴィアの子ヨアブと彼に  
 あればなり。」と。10) 二三 サロモン王乃ち主によりて誓い云いける  
 ば、「天主我にかく爲し、更に累ねてかく爲し給え、其はアド  
 ニアその生命に拘るこの言を述べたればなり。二四 さて、我を立  
 ててわが父ダヴィドの王位に即け、またその約し給える如く我  
 が爲に家を建て給いし主は活き給う、アドニアは今日殺さるべ  
 し。」と。二五 しかしてサロモン王、ヨヤダの子バナヤの手に託  
 したれば、彼之を殺して死に至らしめたり。二六 王また司祭アビ  
 アタルに云いけるは、「アナトト11) に行きて汝の地に至れ。寔  
 に汝は死に値す。されど我今日は汝を殺さじ、其は汝わが父ダ  
 ヴィドの前に主なる天主の櫃を擔い、且わが父の受けし諸々の  
 艱難を受けたればなり。」と。二七 かくてサロモン、アビアタル

10) サロモンは相手の願いの内容から、アドニアが相變らず王位を取らうとしていることを悟つた。何となればダヴィド家に屬するスナムのアビサグとの結婚によつて、アドニアは己が父の王位に對する要求權を新たに贏得ることになり、彼がそれを行使しようとすることは疑いないからである。それ故サロモンは躊躇せずこの叛逆者に對して、死刑の宣告を下した。  
 11) アナトトは司祭の町。

を追い出し、その主の司祭たるを停止めたり、これ主がシロに於いてヘリの家ヘリの家に關しヘリの家曰ヘリの家いたる御言の成就せんためなりき。<sup>12)</sup>

二八 時にその報ヨアブに至れり、因おなみにヨアブはアドニア方がたに赴おもむきて、サロモン方がたに赴おもむかざりしなり。さればヨアブ逃にげて主の幕屋まくやに入り、祭壇の角を掴つかみたり。<sup>13)</sup> 然しかるにヨアブが主の幕屋まくやに逃にげ入りて祭壇の傍かたわらに居よる由サロモン王おうに傳つたえられしかば、

二九 彼を殺せ。」と。ヨアブよりてバナヤ主の幕屋まくやに至いたり、彼かれに云いいけるは、「王おうかく曰のたまう、出いで來きたれ」と。彼かれ云いいけるは、「我われ出いでずして、此處こゝに死しせん。」と。バナヤ王おうにこの言ことばを傳つたえて云いいけるは、「ヨアブかく云いい、かく我われに答こたえたり。」と。三〇 王おう彼かれに云いいけるは、「その云いえるが如ごとくに爲なし、彼かれを殺ころして葬ほうむり、

三〇 彼かれを殺ころせ。」と。ヨアブよりてバナヤ主の幕屋まくやに至いたり、彼かれに云いいけるは、「王おうかく曰のたまう、出いで來きたれ」と。彼かれ云いいけるは、「我われ出いでずして、此處こゝに死しせん。」と。バナヤ王おうにこの言ことばを傳つたえて云いいけるは、「ヨアブかく云いい、かく我われに答こたえたり。」と。三〇 王おう彼かれに云いいけるは、「その云いえるが如ごとくに爲なし、彼かれを殺ころして葬ほうむり、

三〇 彼かれを殺ころせ。」と。ヨアブよりてバナヤ主の幕屋まくやに至いたり、彼かれに云いいけるは、「王おうかく曰のたまう、出いで來きたれ」と。彼かれ云いいけるは、「我われ出いでずして、此處こゝに死しせん。」と。バナヤ王おうにこの言ことばを傳つたえて云いいけるは、「ヨアブかく云いい、かく我われに答こたえたり。」と。三〇 王おう彼かれに云いいけるは、「その云いえるが如ごとくに爲なし、彼かれを殺ころして葬ほうむり、

三〇 彼かれを殺ころせ。」と。ヨアブよりてバナヤ主の幕屋まくやに至いたり、彼かれに云いいけるは、「王おうかく曰のたまう、出いで來きたれ」と。彼かれ云いいけるは、「我われ出いでずして、此處こゝに死しせん。」と。バナヤ王おうにこの言ことばを傳つたえて云いいけるは、「ヨアブかく云いい、かく我われに答こたえたり。」と。三〇 王おう彼かれに云いいけるは、「その云いえるが如ごとくに爲なし、彼かれを殺ころして葬ほうむり、

三〇 彼かれを殺ころせ。」と。ヨアブよりてバナヤ主の幕屋まくやに至いたり、彼かれに云いいけるは、「王おうかく曰のたまう、出いで來きたれ」と。彼かれ云いいけるは、「我われ出いでずして、此處こゝに死しせん。」と。バナヤ王おうにこの言ことばを傳つたえて云いいけるは、「ヨアブかく云いい、かく我われに答こたえたり。」と。三〇 王おう彼かれに云いいけるは、「その云いえるが如ごとくに爲なし、彼かれを殺ころして葬ほうむり、

12) 母上二・二七以下参照。アピアタルの免職によりヘリの家の大司祭職はア・ロンの弟たるイタマルの系統を去り、サドク(三五節)によつて、またエレアザルの家の専有に歸した。—13) 王はヨアブもアドニア陰謀の蔭の人であると確信したのである。ヨアブの行動は彼が同罪なることを裏書きしている。—14) まだ罰のすんでいなかつたアブネルとアマシアとの殺害事件。

<p>三三 　り除き去るべし。三三主また彼の血<sup>15)</sup>をその頭に歸し給うべし、其は彼、義しく且己よりも善き二人の人を害し、わが父ダヴィドの知らざる間に劍もて彼等を殺したればなり。イスラエル軍の將帥ネルの子アブネル、及びユダ軍の將帥イエテルの子アマサ、即ち之なり。<sup>16)</sup> 三三故に彼等の血はいつまでもヨアブの頭とその裔の頭とに歸すべし。されどダヴィドとその裔とその家とその王位<sup>17)</sup>には、永久に主よりの平安あれかし。」と。</p>	<p>三四 　ヨヤダの子バナヤ、乃ち上りて彼を襲い之を殺せり。かくて彼は荒野のなる己が家に葬られたり。<sup>18)</sup> 次いで王は彼の代りにヨヤダの子バナヤを軍の總帥に任じ、司祭サドク<sup>18)</sup>をアビアタルの代りに据えたり。</p>	<p>三六 　王また人を遣し、セメイを召して之に云いけるは、「汝己が爲イエルサレムに家を建てて其處に住い、其處より此方にも彼方にも出づべからず。<sup>19)</sup> 三七 　しかして汝いつの日にても出でてセドロ川を渡ることあらば、己の殺さるべきを知れ、汝の血は汝の頭に歸せよかし。」<sup>19)</sup> 三八 　セメイ、王</p>	<p>三八</p>	<p>三七</p>	<p>三六</p>	<p>三五</p>	<p>三四</p>	<p>三三</p>
--	---	---	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

15) 彼の死の責任を。――16) 母下三

・二七。二〇・一〇。――17) ヨアブの領地はベトレヘムの東にあるユダの荒野にあつた。多分その領地の庭園内にある墓所。

18) サドクの子等から、サドカイ人が出た。

19) 本章三二節及び註一五を見よ

三九 汝の僕なさん。」と。20) セメイ乃ち日久しくイエルサレムに住めり。然るに三年を経て、セメイの僕等、逃げてゲトの王マーカーの子アキスの許に至りしことあり、セメイにその僕等のゲトに行きたること伝えられしかば、40) セメイ起ちてその驢馬に鞍置き、ゲトに行きてアキスの許に至り、己が僕等を探ね、之をゲトより連れ來りぬ。41) 然るにセメイのイエルサレムよりゲトに行きて歸りし由、サロモンに伝えられたれば、21) 彼人を遣してセメイを召し、之に云いけるは、「我主によりて汝に誓い、豫め汝に、汝いつの日にても出でて此方彼方に行くことあらば、己の死すべきを知れ。」と云い置きしに非ずや。しかも汝は「わが聞ける言はよし。」と云えり。43) 然らば何故汝は主の誓と、わが汝に命じたる云附と

20) 王の命令は一種の閉門を意味しており、セドロンの彼方のバフリムにある己が豊かな領地を最早管理することができないセメイにとつては甚だ痛かつた。セメイがアドニアと関係があつたか、又はほかの事で罪ありとせられたかは聖書に記してない。—21) 兎に角フイリスト人の王の許に行くことは、誓約違背であるばかりでなく、ここに記してない他の理由によるとしても疑わしい行動であつた。



四四

を守らざりしか。」<sup>22)</sup> 王またセメイに云いけるは、

四五

「汝は己がわが父ダヴィドに爲したる諸悪を、己が心に辨え知る。主は汝の悪を汝の頭に歸し給えり。」<sup>四五</sup>

四六

れどサロモン王は祝せられ、ダヴィドの王位は主の御前に萬代までも安泰ならん。<sup>23)</sup>と。茲に於いて王ヨヤダの子バナヤに命じたれば、乃ち出でて彼を撃ち死に至らしめたり。

### 第三章

サロモン、ファラオの娘を娶る―ガバオンにて犠牲を献ぐ―天主に智慧を與えられんことを願う―二人の娼婦に對する賢明なる裁き。

かくて王國はサロモンの手にて確立したれば、彼エジプトの王ファラオと縁を結びぬ、即ちその娘を娶り、ダヴィドの市に連れ來りて、己が家と、主の家

22) 汝は依然惡の道に踏み留つてゐる。汝はわが父を辱しめたが、同様に私に對しても誓約に違背した。

23) 三三節と同様、判決の結びの言葉。

第三章 1) 内敵は相手を處罰することによつて後顧の憂をなくし、外敵は隣國の有力な王と結婚することによつて制肘した。エデアの傳承によ

二 と、イエルサレムの周圍の石垣との造營の終るまで置きたり。②ニさるほどに民高き處③にて犠祭を献げたり、是、その日まで主の御名の爲に建てられたる聖殿なかりしが故なり。④ニさてサロモンは主を愛し、その父ダヴィドの教訓に従いて歩めり、ただ彼は高き處にて犠祭を行い、香を焚きたり。④されば彼はガバオンに行き、彼處にて犠祭を行わんとせり其は最も大いなる高き處なりしを以てなり。サロモンはガバオンにあるその祭壇の上にて、一千の犠牲を燔祭として献げぬ。⑤時に主夜夢にサロモンに現れ、⑤之に曰いけるは、「汝の欲するものを我に求めよ。」⑥サロモン主に答え奉りけるは、「汝は汝の僕にしてわが父なるダヴィドに、大いなる御憐憫を施

ればかの女は改宗していたが、サロモンがフアラオの王女と結婚したのは、多くの敬虔なイスラエル人にとつて宗教上で心配の種になつた。①代下一・一〇。八・一一。②の高き處に二種類ある。一つは偶像すなわち他の神々の禮拜用に定めて献げたもので、これらの偶像はアサが除去した(代下一四・二)。他は眞の神たる天主の祭壇ではあるが、聖殿以外では絶対に供犠を許さぬ律法に反して築かれたもので、これらもアサが除去した。③契約の櫃はシオンにあつたが、幕屋や燔祭壇はまだガバオンにあつた。④曾てアブラハムに(創一五・一)、またヤコブに(創二八・一二)現れ給うた如く。

七 七 彼が汝の御眼前に、眞實と正義と汝に對する直き心とを以て歩みしに  
 應え給えり。また汝は彼に對する汝の大いなる御憐憫を保ちて、今日の如  
 く彼の王位に坐する子を彼に賜いたり。七 かくて主なる天主よ、汝は今や  
 汝の僕をわが父ダヴィドに代りて王たらしめ給いぬ。されど我は小さき童  
 八 にして、わが出入する<sup>6)</sup>術を知らず、八 且汝の僕は汝の選び給える民、衆  
 九 きが故に數うることも計ることも能わざる夥しき民の中に在り。九 されば  
 一〇 汝の民を裁きて善惡を識り別くるを得ん爲に、慧き心を汝の僕に與え給え。  
 一〇 寔に誰かこの民、汝のかくも數多き民を裁くを得べき。」と。一〇 茲にサロ  
 二 モンがかくの如き事を求めたる言は、主の御意に適いぬ。二 よりて主サロ  
 三 モンに曰いけるは、「汝この事を求め、己が爲に長壽をも富をも汝の敵の  
 二 生命<sup>8)</sup>をも願わずして、己が爲に正義を辨うる智慧を求めたれば、二三 視よ  
 三 我汝の爲に汝の言の如くになし、汝に匹敵う者汝の前になく汝の後にも起  
 三 らざるほど、賢く慧き心を汝に與えたり。」<sup>9)</sup> 二三 加うるに我は、汝の求めざ

6) 生活や行爲の動きを表わすための、へブレオの慣用語。一〇代下  
 一・一〇。  
 8) 没落滅亡。  
 9) サロモンは宗教的、智慧に道德的、政治的、及び自然的智慧をも享けていた。

一四 りしもの、即ち富と榮とをも、過ぎし代々の王等の中  
 汝に匹敵う者あらざるほど、汝に與えたり。10) 一四また  
 汝もし汝の父の歩みし如く、わが道を歩みて、わが掟  
 とわが誠命とを守らば、我は汝の壽を長うせん。」と。  
 一五 やがてサロモン目覺めてその夢なりしことを了りし  
 が、11) 次いでイエルサレムに至るや、主の契約の櫃の  
 前に立ち、燔祭を献げ、和祭を行い、またその僕一同  
 の爲に大いなる饗宴を爲せり。一六 時に二人の娼婦12) 王  
 の許に來りてその前に立ちしが、一七 その一人云いける  
 は、「わが主君よ、願ひ奉る、我とこの女とは一つの  
 家に住めるが、我寢室にてその傍にありて子を産みぬ。  
 一八 然るにわが産みてより三日目に、この女も亦産めり。  
 我等は共に居りしが、家には他に誰も我等と共に居ら

10) 智七・一七。マテオ六・二九。  
 11) これが普通の夢ではなく、夢によ  
 る天主の御啓示であることは前後の  
 關係からわかる。サロモンが自分に  
 天主の御啓示の與えられたことに對  
 する確信を得た次第は聖書に述べて  
 ない。舊約聖書に出ている夢による  
 天主の御啓示はごく少い(創三七・  
 五以下。四〇・五以下。但二。略後  
 一五・一一以下)。12) これは本來の  
 意味における娼婦でなく、私生兒を  
 産んだ婦人をさしているのである。う  
 モイゼの律法に禁じられ、罪である  
 とされていても、もちろん昔の小ア  
 ジアの甚だしい罪惡は、イスラエル  
 にも侵入していたのである。

一九 ず、ただ我等二人のみなりき。一九然るにこの女の子は、夜に死せり、彼女眠りて子を壓  
 二〇 したるによりてなり。二〇さればこの女靜かなる眞夜中に起き、汝の婢なる我の眠れる間  
 二一 に、わが傍よりわが子を取りて、己が懷に臥させ、その死せる子をわが懷に置けり。  
 二二 三さて我朝に起きてわが子に乳を與えんとしたるに、その死せること露れたり。されど  
 二三 明るき光にてなお精く之を視るに及びて、我、その己が産みたるわが子に非ざるを認め  
 二四 ぬ。二三他の女答えけるは、「汝の云う如くならず、汝の子は死したれど、わが子は活き  
 二五 おるなり。」之に反して前の女曰く「汝偽れり、實にわが子は活きおり、汝の子は死し  
 二六 たるなり。」と。かくの如く彼等王の前にて争えり。二三その時王云いけるは、「此は〃わ  
 二七 が子活き、汝の子死せるなり。」と云い、彼は〃否、然らずして汝の子死し、わが子活  
 二八 きおるなり。」と答う。」と。二四王乃ち「我に劍を持ち來れ。」と云いしかば、劍を王の  
 二九 前に持參したるに、三五彼云いけるは、「活ける兒を二つに分ちて、半分を一人に半分を  
 三〇 他の一人に與えよ。」と。二六時に己が子の活きおる女、(その子の爲に腸九回したるに由  
 三一 りて)王に云いけるは、「主君よ、願わくは、活ける子を彼女に與え給え、之を殺し給

二七 うことななかれ。」と。されど他の一人云いけるは、「之をわが有とも汝の有ともせずして、分てかし。」と。王答えて云いけるは、「活ける子をこの女に與えよ、殺すななかれ。實に之ぞその母なる。」と。茲に於いてイスラエル皆王の審きたる裁決を聞き、天主の智慧の彼の中にありて裁判を爲すを見て、王を畏れたり。

### 第四章

サロモンの諸卿—彼の富と智慧。

一 さてサロモン王は全イスラエルに君臨せり、二 その有する諸卿次の如し、司祭サドクの子アザリア、書記官はシサの子エリホレフ及びアヒア、史官はアヒルドの子ヨザフアト、<sup>1)</sup> 軍の總帥はヨヤダの子パナヤ、また司祭はサドク及びアビアタル、<sup>2)</sup> 王に侍する者共の長はナタ

13) サロモンは証據を擧げることとも(一八節)、自發的に白狀させることも(二二節)、不可能な場合に臨んで、相争う女達が知らず知らず、いやでも眞の母たる者を示さずにいられないような方法を發見したが、そこに彼の賢さがあらわれている。

第四章 1) 母下八・一六、一七参照。—2) 職務執行は停止されても司祭の職位はなおアビアタルに存したのである。

七六 ン<sup>3)</sup>の子アザリア、司祭<sup>4)</sup>にして王の友<sup>5)</sup>たるはナタンの子ザブド、

六家の掌長はアヒサル、税貢吏の長はアブダの子アドニラム。セまたサ

ロモンは全イスラエルに十二人の司を置けり、是等は王とその家との爲

に食物を供したり、即ち各人年に一月宛、いずれも必要なる物を給した

るなり。ハその名は次の如し、エフライムの山地にはベン・フル、<sup>6)</sup>九マ

ツケスとサレビムとベトサメスとエロンとベトハナンにはベン・デカル、

一〇アルボトにはベン・ヘセド。ソコ及びエフェルの全地も彼の管下なり

二き。ニネファト・ドルの全部を掌るはベン・アビナダブ、彼はサロモン

三の娘タフェトを妻としたり。<sup>7)</sup>ニタナクとマゲッド及びイエズラエルの

下にあるサルタナの邊のベトサンの全部、ベトサンよりイエクマアンに

四對するアベルメフラに至るまでを掌りしはアヒルドの子バナ、ニラモト

五・ガラードにはベン・ガベル、彼はガラードにあるマナッセの子ヤイルの

六邑々<sup>8)</sup>を受持ち、且バサンにあるアルゴブの全地方、石垣と青銅の門と

3) かの預言者の

ことか、それと

も同名のダヴィ

ドの子のことか

不明。―4) 母下

八・一八の註參

照。―5) 腹心の

顧問官。―6) フ

ルの子。―7) こ

の人々は後に至

つて初めて、サ

ロモンの娘と結

婚した。8) ハヴ

オト・ヤイル。

士一〇・四參照。

一四 のある大都市六十を掌れり。一四 アドの子アビナダブはマナイムを  
 一五 掌れり。一五 ネフタリにはアキマース、彼も亦サロモンの娘バセ  
 一七六 マトを娶りたり。一六 アセルとバロトにはフシの子バーナ、一七 イツ  
 一八 サカルにはファルエの子ヨザファト、一八 ベンヤミンにはエラの子  
 一九 セメイ、一九 ガラードの地、アモル人の王セホンの地、及びバサン  
 二〇 の王オグの地には、ウリの子ガベルありて、その地にある一切を  
 二〇 掌れり。二〇 ユダ及びイスラエルは衆きこと濱の眞砂の如く數知  
 三一 れず、且食い、且飲みて、樂しみたり。二三 さてサロモンは、河よ  
 三二 リフィリスト人の地、エジプトの境に至るまでの諸王國を支配し  
 三三 その人々彼に禮物を献げて、彼の一生の間之に仕えたり。の 三三 茲  
 三三 にサロモン毎日の食は、佳き麥粉三十コル、<sup>10)</sup> 普通の麥粉六十コ  
 三三 ル、<sup>三三</sup> 肥えたる牡牛十頭、牧場の牡牛二十頭、牡羊百頭、外に牡  
 三四 鹿、小鹿、水牛の肉、及び肥えたる禽なりき。<sup>11)</sup> 三四 蓋は彼、タフ

9) 集四七・一五。  
 10) 「コル」は「オメル」  
 とも稱し、三三八・八  
 ○リツトルに相當。  
 11) 故に一日の需要は大  
 變なものと思われるが  
 小アジアの風習による  
 と、王の食卓にはその  
 多数の家族のみならず  
 廷臣官吏、守備隊員な  
 ども皆列席して、それ  
 ぞれ自分の家族のため  
 に給與を貰つたのであ  
 る。



二五 サ<sup>12)</sup>よりガザンまで河<sup>13)</sup>の彼方なる全地域、並にその地の諸王を従え治めたればなり。かくて周圍何れの方も泰平なりき。二五 ユダとイスラエルとは、サロモンの一生成の間、何の恐怖もなく、ダンよりベルサベーに至るまで、各人その葡萄の樹の下、無花果の樹の下に住めり。二六 サロモンには、馬槽戦車の馬に用いるもの四萬、乘馬に用いるもの一萬二千ありき。二七 前に述べし王の侯伯等、之を養えり、また彼等はサロモン王の食卓にも、その時に應じて必要なる物を、周到なる注意もて供したり。二八 更に彼等は己が受けし命令に循い、馬及び家畜の食する大麥と藁とをも、王の居る處に持來れり。二九 天主はサロモンに智慧と賢慮とを甚だ豊かに賜い、また海濱にある眞砂の如く寛き心をも賜えり。三〇 さればサロモン<sup>14)</sup>の智慧はすべての東國人及びエジプト人の智慧にも超えたりき。三一 彼はすべての人よりも賢く、エズラ人エタンや、マホルの子等なるヘマン、<sup>15)</sup>カルコル、ドルダよりも賢かりしかば、周圍の諸國に名を知ら

12) タフサは、エウフラト河西岸にあり、昔名高かつたタプサコ市で、ここはシロの軍及びアレキサンデル大王の軍が渡河した所。—13) エウフラト河。—14) 代下九・二五。  
 15) エタンとヘマンとは、詩篇八七と八八との作者と記してある

三三 れたり。16) 三三 またサロモンは三千の箴言を語り、その詩は千五百  
 三三 あり、17) 三三 なお彼は樹に就き論じて、リバノンにある杉より、桓  
 三三 に出ずるヒソプにまで言及び、亦畜獸、鳥禽、爬虫類、及び魚の  
 三四 事をも論じたり。三四 故に人々諸國より18) また彼の智慧に就きて聞  
 三四 き及びたる地の諸王の許より、サロモンの智慧を聞かんとて來れ  
 り。

### 第五章

サロモン聖殿建立に着手す。

一 時にチロの王ヒラムも亦、その僕等をサロモンの許に遣せり、  
 二 其は彼人々が之に注油してその父の代りに王となしたる事を聞き  
 三 たらばなり。蓋しヒラムは毎にダヴィドの友人たりき。1) 二 サロモ  
 三 ン乃ちヒラムの許に人を遣して云わしめけるは、三 わが父ダヴィ  
 三 ドの意志、及び彼がその周圍にありし戦争により、主その天主の

16) 集四七・一六。  
 17) サロモンの箴言の最  
 も卓れたのは、箴言書  
 に收めてあるものであ  
 る。詩篇七一と一二  
 六とは、彼の作詩中の  
 珠玉篇である。—18) 本  
 一〇・一以下参照。

第五章 1) 母下五・一一

御名の爲に家を建つる能わずして、主が彼等をその足の裏の下に置き給うまで延期したることは、汝の知る所なり。四されど今や主わが天主は我に周圍の泰平を賜い、敵手もなく、凶事もなし。五この故に我は、主がわが父ダヴィドに告げて、「わが汝の代りに王位に即かしむる汝の子こそ、わが名の爲に家を建つべけれ。」と曰いし如く、主わが天主の御名の爲に、聖殿を建てんと思ふ。六されば命じて汝の僕等をして、わが爲にリバノンの杉を伐らしめよ。わが僕等も汝の僕等と共にあるべし。また我は汝の求むるままに何程にても汝の僕等の賃銀を汝に與えん。實に汝の知る如く、わが民の中には、シドン人の如く木を伐ることを心得たる人なきなり。七と。茲に於いてヒラム、サロモンの言を聞くや、太く喜びて云いけるは、「今日主なる天主は讃うべきかな、ダヴィドにいと賢き子を與えて、この數多き民を統治しめ給えり。」と。八しかしてヒラム、サロモンの許に人を遣して云わしめけるは、「我は汝が我に傳えたる所を悉く聞けり。我は杉及び樅の材に就きての汝の望みをすべて爲さん。九わが僕等は之をリバノンより海に下

2) 母下

七・一

三。代

上二二

一〇。

一〇 すが家いえに食物しょくもつを與あたえしむべし。」と。<sup>3)</sup>一〇かくてヒラムはサロモンにそのすべ  
 二 一の望のぞみに應おうじて杉すぎの材きと縦もみの材きとを與あたえたり。二またサロモンはヒラム  
 三 したり。サロモン年毎としごとに之これをヒラムにみつげり。三主しゆその曰のたまいし如ごとく、サ  
 四 ロモンに智慧ちえを與あたえ給たまえり。またヒラムとサロモンとの仲なかは睦むつましく、兩ふた  
 五 人りとも共に盟約ちがいを結むすびぬ。<sup>6)</sup>一三サロモン王おうはイスラエル全國ぜんこくより勞働者はたらくものを募つり  
 六 しが、その徵募ちようぼは三萬人にんなりき。<sup>一四</sup>しかして彼かれ、毎月まいつき之これを一萬人にんづつ、交こう  
 七 互ごにリバノンに遣つかし、かくて彼等かれらをして、二箇月かげつの間家あいたいえに居おらしめたり。  
 八 アドニラム、かくの如ごとき徵募ちようぼを掌つかれり。<sup>一五</sup>サロモンには、荷にを負おう者もの七万  
 九 人にん、山やまにて石いしを研きる者もの八萬人にんあり、<sup>一六</sup>外ほかに工事こうじの各部門かくぶもんを掌つかる監督者かんとくしやその  
 一〇 數かず三千三百人にんありて、民たみ及び勞働者はたらくものに命めいを下くだせり。<sup>一七</sup>王おうまた命めいじて、聖殿せいでん

3) チロ人(シ  
 ドン人)は商  
 業で生計を立  
 てていた。パ  
 レスチナはフ  
 エニキアの穀  
 倉であつた。

4) 二萬コルは  
 約四萬八千へ  
 クトリツトル

5) 純粹の油は  
 搾つたもので  
 なく、搗いて  
 製したものだ。

6) 本三・一一。

一八  
の基礎の爲に、大いなる石、貴き石を採らしめ、之を方形に斫らしめた。り。一八サロモンの石工等とヒラムの石工等と之を斫れり、しかしてギブル人の家を建つる爲の木材と石とを整えたり。

## 第六章

サロモンの聖殿の構造。

一  
一 さてイスラエルの裔等がエジプトの地を出でしより四百八十年目、サロモン、イスラエルに王となりし第四年、ジオの月、即ち第二月に、彼主の爲に家を建つることを始むる

の今なおパレスチナには、近時に至つて發掘された聖殿の巨大な基礎工事の石が聳え立つているが、それは専門家が悉く驚くほどで、夥しい労働者を驅使したと考へてのみ、僅かにかかる巨石の運搬及び加工の説明がつくものである。一)のギブル人とは、ベイルトから北方約三十キロメートルの所にあつてギリシヤ人がビブロスとよんでいた一都市ゲバルの住民である。ゲバルはチロから獨立していた。

第六章 1)ヘブレオ語「ジフ」。ジオとは「百花繚亂」の義。今の四月半から五月半までに相當。

二 に至れり。<sup>2)</sup>ニサロモン王が主の爲に建てしその家は  
 長さ六十クビト、<sup>3)</sup> 幅二十クビト、高さ三十クビト  
 あり、<sup>三</sup> 聖殿の前には、聖殿の幅の寸法に循い、長  
 さ二十クビトの玄關ありて、聖殿の前面に於ける幅  
 は十クビトなりき。<sup>四</sup> 彼聖殿に傾斜せる窓をつけた  
 り。<sup>4)</sup> <sup>五</sup> また聖殿の壁には周圍に連接屋を設け、家の  
 墻壁には聖所と神宣所とを繞りて然なし、周圍に側  
 室を造れり。<sup>六</sup> 下なる連接屋は幅六クビト、中なる  
 連接屋は幅六クビト、第三の連接屋は幅七クビトあ  
 り、彼また家の外に梁を渡し繞らしたり、そは之を  
 聖殿の石垣に懸らざらしめんためなり。<sup>5)</sup> <sup>七</sup> さて家は  
 之を建つるに當り、切り整えたる石にて建てしかば  
 之を建つる間、家の中には、鎚も斧もその他いかな

<sup>2)</sup>年月の詳細な記載は、以下の記述の重要なことを示す。一般に認められて  
 いる所では、聖殿建立は、キリスト御  
 降生前一〇一七年のことであつた。  
 一 代下三・一。一<sup>3)</sup> 聖殿用の一クビト  
 は約五十二センチメートルの長さ。  
<sup>4)</sup> 東から西へ。窓には多分堅固な造り  
 の横の棒の格子をつけて、聖所に空気  
 と朦朧たる光とを入れるようにしてあ  
 つたのである。一<sup>5)</sup> 聖殿の建物は、  
 北、西、南の三方を、三階建の附屬別  
 館で圍まれていた。これらの樓屋には、  
 高さ五クビトあり互に扉で通じている  
 種々の小房があつて、奉納の衣服、武  
 器、器具、寶物などの貯藏に用いられ  
 ていた。これら小房の廣さは階毎に増  
 加しそれに應じて聖殿の建物の壁は一  
 クビトずつ減少していた。

八 する鐵の道具も聞えざりき。八中の側室の入口は家の右側にあり、螺旋階段に  
 よりて中の高間に、また中より第三のものに上れり。九かく彼家を建てて之  
 を造り終え、家に杉の屋根を葺きぬ。一〇なお家全體の上に高さ五クビトの連  
 接屋を設け、杉もて家を覆えり。一 二時に主の御言サロモンに下りて曰く、  
 一三汝、この家を建つ。汝もしわが掟に従いて歩み、わが規定を行ひ、わが  
 すべての誠命を守り、之によりて歩まば、我、汝の父ダヴィドに告げたるわ  
 が言を、汝に對して堅く守り、一三イスラエルの裔等の中に住みて、わが民  
 イスラエルを棄てざるべし。一四と。一四かくの如くサロモン家を建てて、之を  
 竣成せり。一五しかして彼、家の壁の内側に、杉の板を張り、家の床より壁の  
 頂及び天井に至るまで、杉の材もて内部を覆い、また家の床を縦の板もて  
 張れり。一六彼また聖殿の奥を、床より頂に至るまで、杉の板もて二十クビト  
 張り、神宣所の内陣を造りて至聖所となしぬ。一七神宣所の前なる聖所は四  
 十クビトなり。一八家は全部内側を杉もて張られ、刳形あり、その接合は巧み

6) 屋根は平屋根であつたらしい。  
 7) 母下七・一六。  
 8) 代上二・九。  
 9) 至聖所は二十クビト四方であつた二〇節參照。

一九 一に造られ、また浮彫あり。すべて杉の板もて張られ、壁に石は全く見えざりき。一九また家の内の中央に神宣所を設けたり、是、其處に主の契約の櫃を置かん爲なり。二〇なお、神宣所は長さ二十クビト、幅二十クビト、高さ二十クビトあり、彼之に純金を覆い被せぬ。10) また祭壇にも杉を張れり。

二一 神宣所の前なる家にも等しく純金を被せ、黄金の釘もて板を打ちつけたり。二三 聖殿の中には、黄金もて覆われざるものなし、神宣所の祭壇も全部黄金もて覆えり。二三更に彼は神宣所に、橄欖の材もて、高さ十クビトの智天使を二つ作り。二四 智天使の一の翼は五クビト、またその智天使の他の翼も五クビト、即ち一つの翼の端より、他の翼の端までは十クビトありき。

二五 第二の智天使も亦十クビトなり、兩の智天使共に、その寸法も製作も同一なりき。二六 即ち一つの智天使は高さ十クビトにして、第二の智天使も亦かくの如し。二七 かくて彼聖殿の内陣に智天使を置きしが、智天使その翼を伸べたれば、一つの翼は壁に觸れ、第二の智天使の翼は他の壁に觸れ、ま

10)ただ至聖所だけ、すなわちその四方の壁、天井、床の六面に金を被せるのに、その四百平方クビト毎に、六百五十タレント(二萬九千二百五十キログラム)ずつを用いた。代上二九二、七。代下三、六、八参照。



二八	たそれらの他の翼は聖殿の中にて互に相接したり。11)
二九	も亦、彼黄金を以て覆いぬ。二九 なお聖殿の周囲の壁には悉く種々の高
三〇	浮彫及び刳形を彫り、その中に智天使や棕櫚や種々の形を、さながら
三一	壁を脱けて出づるが如くものしたり。12) 三〇 更に彼、家の床をも内外共
三二	に黄金もて覆えり。三二 また神宣所の入口には、橄欖の材の小さき戸と
三三	五角の柱とを作りり。三三 二つの戸も橄欖の材にして、彼、之に智天使
三三	や棕櫚の類の形象、及びいと高き浮彫を刻み、之に黄金を被せたり、
三三	即ち智天使をも棕櫚その他をも、黄金もて覆えるなり。三三 彼また聖殿
三四	の入口に橄欖の材もて柱を四角に作り成し、三四 一方に一つ宛、縦の材
三五	の戸を二つ附けたり。戸はいずれも二つ折れにして、それぞれ疊みて
三五	開かるるなり。三五 しかして智天使と棕櫚と、いと高き浮彫とを刻み、
三六	いずれも定規により四角に作りたる黄金の板もて之を覆えり。三六 彼ま
三六	た磨きたる石三層と、杉の材一列とを以て、内部なる前庭を作り。13)

11) ケルビムの擴げた翼は至聖所の幅全體を占め、その顔は聖所の方を向くようになった。—12) ヘブレオ語聖書では「ケルビムと棕櫚と花かざらとの形を彫みたり。」—13) 司祭たちは裸足で、前庭にある燔祭壇の祭祀を行わねばならなかつたから、木の床は足があまり冷えぬようにするためであつた。

三七 主の家は、第四年のジオの月に基礎を置  
 三六 かれ、第十一年のブルの月<sup>14)</sup> 即ち第八月  
 に家はそのすべての工事と、そのすべての  
 用具と成りぬ。されば、彼、七年を費して  
 之を建てしなり。<sup>15)</sup>

### 第七章

サロモンの宮殿とその森の家及び王妃の家の建築―ヒラム聖堂のために  
 聖具を製作す。

一 次いでサロモン、十三年を費して己が家  
 を建て、之を竣成せり。<sup>1)</sup> 二 またリバノンの  
 森の家<sup>2)</sup> を建てしが、是は長さ百クビト、<sup>3)</sup>  
 幅五十クビト、高さ三十クビトあり、杉の  
 柱の間に四つの歩廊ありき。即ち杉の材を

<sup>14)</sup>ブルの月は十月の半から十一月の半までに相當する。―<sup>15)</sup>古代の文化民族は、己の帰依している神の神殿をば、精神力を傾け、技術華麗の限りを盡し、多大の勞力と物質的價值ある物とを犠牲に供して造營することを生甲斐ある仕事と思つていた、アツシリアやバビロン、殊にエジプトにある廢墟は、その雄辯な證據である。

**第七章** 一) 六、七兩章にある聖殿及び王宮の建築は、故に二十年かかつた(本九・一〇参照)。二) リバノンの杉材で建てられ、リバノンの森の中にあるように庭園で圍まれているので、かく稱せられる。―三) アツシリアの宮殿は、今日その廢墟の研究がよく積まれているが、長さはもつと大にその代り幅はもつと小であつた。

三 切りて柱となしたるなり。三 天井は杉の板もて張り、之を支うるに四十五本の柱を以てせり。一列に十五本の柱あり、四 互に相對して立ち、五 柱の間隔を相等しくして向かい合う。この柱の上に四角の梁木あり、すべてに於いて相等し。六 彼また柱の間を作り、長さ五十クビト、幅三十クビトなり。なおその大なる間の前に今一つ間あり、柱と柱の上なる横梁とを有す。七 また玉座の間も作り、裁判の座此にあり、床より頂に至るまで杉の材を張れり。八 その間の中には、彼が裁判の時に坐する小さき家あり、その構造は同じ。なおまた(サロモンが妻に娶りし) フアラオの娘の爲にも作りしが、その構造、この間と同じく、九 すべて貴き石より成り、是等は内なるも外なるも、床より壁の頂まで、また外は大庭に至るまで、同じ形、同じ寸法に切られたり。一〇 基礎は貴き石、十乃至八クビトの大石にして、二 その上には、等しき寸法に研られたる貴き石と、同様なる杉の板ありき。二 大庭は丸くして三層の切石と一列の杉の板とあり、更に主の家の一の内庭と、家の間とに於いても亦然り。一三 サロモ

4) 天蓋  
つきの  
座のよ  
うなも  
の。  
5) 本三  
・一參  
照。  
6) 本六  
・三六  
參照。

一四 ン王、また人を遣して、チロよりヒラム<sup>7)</sup>を連れ來らしめたり。是はネフタ  
 リ族なる寡婦の子にして、その父はチロの人なり。彼は青銅細工師にて、青銅  
 の諸々の細工を爲すための智慧と了悟と知識とに充ちたりしかば、<sup>8)</sup> サロモン  
 王の許に來るや、そのすべての細工を爲せり。彼また青銅の柱二本を鑄たる  
 が、各の柱の高さ十八クビトにして、その柱は兩つながら十二クビトの線、之  
 を繞りたり。彼また熔かしたる青銅もて、柱の頂に据うべき柱頭二箇を  
 造れり。一箇の柱頭の高さ五クビト、他の柱頭の高さも五クビトなり。それ  
 に妙なる細工にて互に組み合せたる網と鎖との如きものあり、柱の頭は兩つな  
 がら鑄造せられ、一箇の柱頭に網七列、他の柱頭にも網七列ありき。彼かく  
 柱を造り上げ、頂上にある柱頭を蔽わんため、各々の網の周圍に二列の石榴を  
 造れり。第二の柱頭にも同様になしぬ。また間にある柱の頂上の柱頭は、百  
 合の形の如く作られ、四クビトなりき。更にまた他の柱頭は、柱の寸法に循  
 い、網細工に對し上方に、柱の頂にあり、なお第二の柱頭の周圍には、石榴

7) この

青銅細

工師は

チロの

王と同

名。

8) 出三

一・二

以下參

照。

9) 耶五

二・二

一。

三二 二百ありて列を爲せり。三彼、この二つの柱を聖殿の玄關に  
 立てたり、即ち右の柱を立てて之を稱ぶにヤキンの名を以て  
 し、同様に第二の柱を立てて之を稱ぶにボーズの名を以てせ  
 り。<sup>10)</sup> 三三しかしてその柱の頂上には、百合の形を爲せる細工  
 を置きぬ、かくて柱の製作完く成れり。三三彼また鑄物の海<sup>11)</sup>  
 をも造れり。周圍は丸くして、縁より縁まで十クビト、その  
 高さは五クビトあり、その周圍は三十クビトの繩之を繞れ  
 り。<sup>12)</sup> 三四縁の下には、十クビトの彫刻ありてこの海を繞れり。  
 即ち溝彫二列に鑄られたるなり。三五海は十二の牛の上に立て  
 り、その三つは北に、三つは西に、三つは南に、三つは東に  
 向かいたり。海はそれに乗りにて上方にあり、牛の後部は皆内  
 に隠れたり。<sup>13)</sup> 三六なお洗盤の厚さは、指三本<sup>14)</sup>にして、その  
 縁は爵の縁の如く、また開きたる百合の葉の如し。そは二千

10) ヤキンとは、「彼(天主)固く建て給う(多分聖殿を)」の義。ボーズとは「彼によりて(天主によりて)強し」の義。柱は多分、天主がこの聖殿を永續するよう堅固に建て給うたという信頼の念を表わすためのものである。—11) この大水盤は聖墓屋の青銅製洗盤の代りになつた。—12) 代下四・二。  
 13) この牛は栓の装置によつて口から水を噴いたらしい  
 14) ヘブレオ語「手はば一」

二七

バトを容れたり。15) 彼また青銅の臺を十箇作れり。16) その臺は各々長さ四

二八

クビト、幅四クビト、高さ三クビトあり。18) しかして臺のその製作には彫

二九

込あり、繼目の間には彫刻ありき。19) 冠頂と邊との間には、獅子と牛と智

三〇

天使とあり、繼目の所も上に同じ、また獅子と牛との下には、垂下れる青

三一

銅の飾紐の如きものありたり。20) 臺はいずれにも四つの車輪と青銅の車軸

三二

とあり、洗盤の下四方には鑄物の肩の如きものありて、互に相對せり。

三三

その洗盤の口は頭部の頂の内側にあり、外より見れば一クビトにて、全

三四

く圓く、全長一クビト半あり、また柱の角にはさまざまの彫刻あり、柱の

三五

間の部分は四角にして圓からざりき。21) また四つの車輪は臺の四隅にあ

三六

り、臺の下にて互に相つながれり。22) 一つの車輪は一クビト半の高さを有す。

三七

しかして是等は普通戦車の爲に作らるる如き車輪にして、その車軸も、

三八

輻も、輪鐵も、轂も、すべて鑄物なりき。23) また一つの臺の各々の隅にあ

三九

るかの肩の如きものは、臺そのものと共に、鑄物にして接合せられたり。

15) 一バトを三

六・四もしくは

は三九・四リ

ツトルとすれ

ば、二千バト

は七二八もし

くは七八八へ

クトリツトル

16) 鑄物の海は

司祭用洗盤と

定められてい

たのに對して

それより小さ

い青銅製の洗

盤は犠牲の肉

を洗うのに用

いられた。

三五 臺の頂には高さ半クビトの圓き周縁ありて、洗盤をその上に据え得る如く作られ、之に打出模様とさまざまの彫刻とを有せり。三六 彼また青銅製なる是等の板と隅とに、智天使と獅子と棕櫚とを彫りしが、彫刻に非ずして周圍に附けたる如くに見せんために人の立てる姿に似せて造れり。三七 彼かくの如く、同一の鑄法にて臺十基を作れり、その寸法と彫刻とは全く同じ。三八 彼また青銅の洗盤十箇をも作りぬ。一箇の洗盤は四十バトを容れ、四クビトなり。彼十基ある臺の各々の上に、それぞれ一箇の洗盤を載せたり。三九 しかして十基の臺を、聖殿の右側に五基、左側に五基据え、また聖殿の右側、東南の方に海を置けり。四〇 次いでヒラム、釜と十能と鉢とを作りぬ。かくて彼主の聖殿に於けるサロモン王の細工を悉く仕上げたり。四一 即ち、柱二本、柱の頂上なる柱頭の飾紐二つ、網細工二つ、之は柱の頂上にある二つの飾紐を覆わんが爲なり、四二 更にその二つの網細工の爲の柘榴四百、是は各々の網細工に二列の柘榴ありて、柱の頂上にある柱頭の飾

17) この洗盤は動かし得る臺の上にのせてあつた、屠殺の場所へ持つて行つて容易に入れたり持ち出して空けたりすることができるためにである。臺は四角で洗盤は圓つた。

四三 紐を覆うなり、<sup>四三</sup>また臺十基、その臺の上の洗盤十箇、<sup>四四</sup>海一つ、その  
 四五 海の下<sup>した</sup>の牛十二、<sup>四五</sup>釜、十能、及び鉢、是なり。ヒラムが主<sup>しゆ</sup>の家<sup>いえ</sup>の爲<sup>ため</sup>  
 四六 に、サロモン王<sup>おう</sup>に作りし器具<sup>うつわ</sup>は、皆磨きたる青銅<sup>せいどう</sup>なりき。<sup>四六</sup>王<sup>おう</sup>はヨル  
 ダンの平野<sup>へいやち</sup>地方<sup>ほう</sup>にあるソコトとサルタンとの間<sup>あいだ</sup>の粘土<sup>ねんど</sup>の地<sup>ち</sup>に於<sup>お</sup>いて是<sup>これ</sup>  
 四七 等を鑄造<sup>いたな</sup>せり。<sup>18)</sup> <sup>四七</sup>サロモン器具<sup>うつわ</sup>を悉く置<sup>お</sup>きしが、その甚<sup>はなは</sup>だ多<sup>お</sup>き故<sup>ゆえ</sup>に  
 四八 青銅<sup>せいどう</sup>の重量<sup>おもさ</sup>を計<sup>はか</sup>ること能<sup>あた</sup>わざりき。<sup>四八</sup>更にサロモン主<sup>しゆ</sup>の家<sup>いえ</sup>の諸種<sup>もろく</sup>の器<sup>うつ</sup>  
 四九 具<sup>わ</sup>を作<sup>つく</sup>れり。即ち黄金<sup>おうごん</sup>の祭壇<sup>さいだん</sup>、供<sup>そなえ</sup>のパンを載<sup>の</sup>する黄金<sup>おうごん</sup>の卓<sup>つくえ</sup>、<sup>四九</sup>黄金<sup>おうごん</sup>の  
 燭臺<sup>しよくたい</sup>、是<sup>これ</sup>は純金<sup>じゆんきん</sup>にて、神宣所<sup>しんせんじよ</sup>の前<sup>まえ</sup>に、五つは右<sup>みぎ</sup>に、五つは左<sup>ひだり</sup>に置<sup>お</sup>く、  
 五〇 また百合<sup>ゆり</sup>の如<sup>ごと</sup>き花<sup>はな</sup>、その上<sup>うへ</sup>の黄金<sup>おうごん</sup>の燈皿<sup>ひざら</sup>、黄金<sup>おうごん</sup>の芯剪<sup>しんきり</sup>、<sup>五〇</sup>なお、純金<sup>じゆんきん</sup>  
 の水入<sup>みずいれ</sup>と、肉叉<sup>にくさし</sup>と、鉢<sup>はち</sup>と、乳鉢<sup>にゅうはち</sup>と、香爐<sup>かうろ</sup>と、是<sup>これ</sup>なり。また至聖所<sup>しせいじよ</sup>の内<sup>うち</sup>  
 五一 の家<sup>いえ</sup>の戸<sup>と</sup>と、聖殿<sup>せいでん</sup>の家<sup>いえ</sup>の戸<sup>と</sup>との樞<sup>とほそ</sup>も金製<sup>きんせい</sup>なりき。<sup>五一</sup>かく、サロモン主<sup>しゆ</sup>  
 の家<sup>いえ</sup>の爲<sup>ため</sup>に作りし細工<sup>さいく</sup>、悉<sup>ことごとく</sup>く完成<sup>かんせい</sup>するや、その父<sup>ちち</sup>ダヴィドが奉納<sup>ほうのう</sup>した  
 物<sup>もの</sup>、<sup>19)</sup> 即ち銀<sup>ぎん</sup>金<sup>ごん</sup>、器具<sup>うつわ</sup>を持來<sup>もちきた</sup>りて、主<sup>しゆ</sup>の家<sup>いえ</sup>の寶庫<sup>たからぐら</sup>に蔵<sup>おさ</sup>めたり。<sup>20)</sup>

18) 鑄造の仕事をするにはヨルダンの谷を選んだ。それは鑄型を造るに必要な粘土がそこにあつたから。  
 19) サロモンは自分の財物から多くを聖殿建立に用いたから、ダヴィドが集めた貯藏物を澤山残すことができた。それでサロモンはこれを聖殿の寶藏に引き渡した  
 20) 代下五・一。



# 第八章

聖殿の奉獻—サロモン<sup>1)</sup>の祈禱と犠祭。

一 その頃イスラエルのすべての長老等、族長等及びイスラエルの裔等の家長等と共に、イエルサレムにあるサロモン王の許に集えり、是主の契約の櫃をダヴィドの市、即ちシオンより遷さん爲なり。1) 二 かくイスラエル人舉りて、エタニムの月<sup>2)</sup>の祝日に、<sup>3)</sup> 即ち第七月に、サロモン王の許に集まれり。三 さてイスラエルの長老等皆來るや、司祭等櫃を取りて、<sup>4)</sup> 主の櫃と、契約の幕屋と、<sup>4)</sup> 幕屋の中<sup>4)</sup>にありし聖所のすべての器とを擔い上れり。即ち司祭等とレヴィ人等と、之を擔いしなり。五 時にサロモン王、及びその許に集まれるイスラエルの全會衆、彼と共に櫃の前に進み、評價すること<sup>6)</sup>も數うることも能わざるほどの羊と牛とを屠り獻げたり。六 かくて司祭等、主の契約の櫃を、その處、聖殿の神宣所の中、至聖所の中なる智天使の翼

第八章 1) 代下五・

二。—2) 第七月エタ

ニム(流れる川の月)

は、今の十月半ばか

ら十一月半ばまでに

當たる。—3) 幕屋祭。

4) これはそれまでガ

バオンにあつたが、

この時から聖殿内に

多分至聖所の上の諸

室に、保管された。

七 の下に携え入りぬ。即ち智天使、櫃の在處の上に翼を差伸べて、櫃とそ  
 の棒とを上より掩いたり。八 棒は突出でたれば、その端、神宣所の前なる  
 聖所の戸口より見えたり、されど更に外よりは見えざりき。この棒は今日  
 九 に至るまでの其處に在り。九 さて櫃の中には、二枚の石板の外、何物もあ  
 らざりき、是は主がイスラエルの裔等と、彼等がエジプトより出でし際に  
 契約を結び給える時、モイゼがホレブにてその内に納めたるものなり。<sup>7)</sup>  
 一〇 然るに司祭等が聖所を出でたる時、雲主の家を満たしたれば、<sup>8)</sup> 二司祭  
 等雲の爲に立ちて勤行をなすこと能わざるに至れり。そは主の榮光主の家  
 を満たしたればなり。一三 時にサロモン云いけるは、「主、雲の中に住まん  
 一四 と曰えり。一三 實に我は家を建てて、汝の住居、代々に至るまで汝の搖ぎ  
 なき御座としたり。」と。一四 次いで王その顔を向けて、イスラエルの全會  
 衆を祝福せり、折しもイスラエルの全會衆は立ちおれり。一五 サロモン云い  
 けるは、「主イスラエルの天主は祝せられさせ給え、その御口もてわが父

5) 本六・二七。  
 6) カルデア人が聖殿を破壊した時まで。  
 7) 出三四・二七。來九・四。  
 8) 天主臨在のしるしである雲は、天主が新しい聖所を占め給うたことを示す。  
 9) 利一六・二。代下六・一。

一六 ダヴィドに曰い、その御手もて之を成就し給えり、即ちその時曰いけるは、  
 一六〇 我、エジプトよりわが民イスラエルを導き出したる日より、イスラエル諸  
 族の中よりいずれかの市を選びて、家を建てわが名を其處にあらしめんとした  
 ることなし、ただわが民イスラエルの上に置かんとてダヴィドを選びたり。〃  
 一七 と。一七よりてわが父ダヴィド、主イスラエルの天主の御名の爲に、家を建てん  
 と欲したるに、<sup>10)</sup> 一八 主、わが父ダヴィドに曰いけるは、〃汝その心の中に、わ  
 が名の爲に家を建てんと思えるが、汝のこの事を志したるは善し。一九 されどわ  
 が爲に家を建つべきは汝に非ず、汝の腰より出づべき汝の子、彼こそ、わが名  
 の爲に家を建つべけれ。〃と。二〇 主その曰える御言を成就し給えり。即ち我わ  
 が父ダヴィドの代りに立ち、主の曰える如く、イスラエルの王位に即き、主イ  
 スラエルの天主の御名の爲に家を建てたり。二一 しかして其處に主の契約の籠れ  
 る櫃の爲の處を定めけるが、主が我等の父祖と、彼等がエジプトの地より出で  
 し際に結び給える契約は、即ちその中にあるなり。〃と。二二 次いでサロモン、

10) 母下

七・五。

11) 契約  
の板。

二三  
イスラエルの會衆の眼前に於いて、主の祭壇の御前に立ち、その手を天に伸べて、<sup>12)</sup> 云いけるは、「主イスラエルの天主よ、上は天にも、下は地にも、汝の如き神はあらず、汝は、心を盡して汝の御前に歩む汝の僕等に對し、契約と御憐憫とを保ち給う。<sup>二四</sup> 汝は汝の僕にしてわが父なるダヴィドに、曰えるところを守り給えり、即ち汝は御口もて曰い、今日の證する如く、御手もて成就し給いぬ。<sup>二五</sup> されば今、主イスラエルの天主よ、汝の僕にしてわが父なるダヴィドに對し、汝が彼に語り給える所を守り給え。即ち主は曰えり、<sup>二六</sup> イスラエルの王位に即く人、わが前にて汝より奪わることあらじ、但しそは汝の子等がその道に心して、汝がわが眼前に歩む場合に然るのみ。」<sup>13)</sup>

二七  
故に今、主イスラエルの天主よ、汝が汝の僕にしてわが父なるダヴィドに曰いし御言を堅うし給え。<sup>二七</sup> されど、天主まことに地上に住み給う<sup>14)</sup> と信ずるを得べきか。實に天も、諸天の天も汝を容るる能わず、況んやわが建てたるこの家に於いてをや。<sup>二八</sup> さりながら主わが天主よ、汝の僕の祈と、その願

12) 出三九・四三にあるモイゼと、母下六・一八にあるダヴィドとの先例に従つて  
13) 一母下七・一一。  
14) 人間のようにつの家に閉じこもつて。

二九

三〇

三一

三二

とを顧み給え、讚美と、汝の僕が今日汝の御前に  
 祈る祈禱とを聽き給え。二九願わくは汝の御眼を、  
 晝も夜もこの家、即ち汝が〃わが名は其處にある  
 べし。〃と曰いし家に向かいて睜き、以て汝の僕  
 がこの處に於いて汝に祈る祈禱を聽き容れ給わん  
 ことを。15) 三〇また願わくは、汝の僕と汝の民イス  
 ラエルとの懇願を、彼等がこの處にて何を祈ると  
 も聽き容れ給わんことを。即ち天にある汝の御住  
 處に於いて之を聽き、聽き給う時御慈悲を垂れ給  
 え。三一人もし16)その近き者に對して罪を犯し、之  
 に還すべき誓ありて、その誓の爲に汝の家に入り  
 汝の祭壇の御前に來るあらば、三二汝、天に於いて  
 聽き容れ、行い、汝の僕等を審判き、惡しきを罰

15) 申一二・一一。16) 一般的祈願が七つ  
 の特殊の祈願に分れる。最初の願いは、  
 舊約の司法に特有な一つの場合を眼目と  
 している。ある人が證據によつても白狀  
 によつても服罪することができないよう  
 な犯罪ありとして起訴されると、その人  
 は聖殿で潔めの誓いを立てて、身の潔白  
 を誓うことになつていた。その誓いには  
 甚だしい自己呪咀が含まれており、被告  
 はもし自分の無罪であるとの誓が本當で  
 なかつたら、その禍を自分に下して下さ  
 いと、嚴かに天主に願うのである。サロ  
 モンは進んで有罪の場合にはかかる者の  
 上に、その自ら望んだあらゆる禍を下し  
 給え、されど罪なき者は之をあらゆる惡  
 より免かれしめ給え、と願つてゐる。

三三

してその道をその頭に歸し、義しきを義しとして、その義にしたがい之に報い給え。 三三たとい<sup>17)</sup> 汝の民イスラエル、(汝に罪を犯すに至らん故に)

三四

その敵の前に逃ぐとも、もし悔悛して汝の御名を奉じ、來りてこの家に於いて汝に祈り且願うことあらば、 三四 汝、天に於いて聽容れ、汝の民イスラ

三五

エルの罪を赦し、彼等を汝がその父祖に與え給いし地に歸らしめ給え。 三五 もし<sup>18)</sup> 彼等の罪に由りて天閉じ雨の降らざらん時、彼等この處にて祈り

三六

汝の御名の爲に悔悛し、その苦患の故にその罪を改むることあらば、 三六 汝、天に於いて之を聽き容れ、汝の僕にして汝の民なるイスラエルの罪を赦し

三七

之にその歩むべき善き道を示し、汝が汝の民に所領として與え給いし地に雨を恵み給え。 三七 もし<sup>19)</sup> 國に饑饉、もしくは疫病、もしくは瘴氣、もしくは

三八

は黑穗病、もしくは蝗、或は懲の起る時、又、その敵、門を圍みて彼等を惱ます時、またいかなる災厄、いかなる病氣、 三八 いかなる呪咀が、汝の民

三九

イスラエルのいずれの人に臨む時と雖も、彼もし己が心の傷を知り、<sup>20)</sup> こと

17) 願わくは天主、捕虜として引き行かれたるイスラエル人達のため

に聖殿にて獻げらるる祈を聽き容れ、彼等を故國に連れ歸り給わんことを。

18) 第三の願い

19) 第四の願い

20) その禍を、天主が自分の心を懲らして下さる打撃と悟り。

三九

の家いえに於おいてその手てを差さし伸のぶることあらば、<sup>三九</sup>汝なんじ、天てんにある汝なんじの御住處おんすみかに於お

いて之これを聽きき容いれ、再ふたび御慈悲おんじひを垂たれ、各々おのの人ひとに、すべてその道みちに従したがい、汝なんじ

がその心こころを懽みそし給たまうままに與あたえ給たまうよう爲なし給たまえ。(そは汝なんじのみ、すべての人ひと

の子この心こころを知しり給たまえばなり。) <sup>四〇</sup>これ、彼等かれらが、汝なんじの我等われらの父祖ふそに賜たまいし地ちの

面おもて生いくる日ひの限かぎり、汝なんじを畏おそれ奉たてまつらんためなり。 <sup>四一</sup>その上うえ、<sup>21)</sup> 汝なんじの民たみイスラエ

ルの者ものに非あらざる異邦人ことくにびとも、汝なんじの御名おんみなの爲ために遠とおき地ちより來きたらん時とき、(蓋けだし、汝なんじの

大おいなる御名おんみな、汝なんじの力ちからある御手みて、及および汝なんじの御腕おんかいなの、<sup>四二</sup>差伸さしのべられたることとは、

彼等かれら何處いすこにありても聞きき及およべし。) <sup>すなわ</sup>來きたりてこの處ところにて祈いのらん時ときは、<sup>四三</sup> 汝なんじ、

天てんに於おいて、汝なんじの御住處おんすみかなる蒼穹あそぞらに於おいて、之これを聽きき容いれ、その異邦人ことくにびとの汝なんじに

呼よび求もとめし所ところに應おうじてすべてを爲なし給たまえ、これ、地ちの民たみ皆みな、汝なんじの民たみイスラエル

の如ごとく、汝なんじの御名おんみなを畏おそるるに至いたり、且かつわが建たてたるこの家いえに於おいて主しゆの御名おんみなの

呼よばるることを知しらんためなり。 <sup>四四</sup> 汝なんじの民たみ、<sup>22)</sup> その敵てきに對たいし、いすれにもあれ

汝なんじの之これを遣つかわし給たまう道みちより戰争たうかいに出いずる時とき、彼等かれらもし汝なんじの選えらび給たまえる市まちの方かたに向む

21) 第五

の願ねがい

外國人がいこくじん

のため

22) 第六

の願ねがい

正當せいとうの

戰爭せんそうに

へブレ

オ人の

勝かちたん

ことを

願ねがう。

四五

四六

四七

四八

四九

五〇

五一

かい、またわが汝の御名の爲に建てたる家に向かいて祈らば、<sup>四五</sup>汝、天に於いてその祈とその願とを聴き容れ、<sup>四六</sup>彼等に義を爲し給え。<sup>23)</sup> (實に人にして罪を犯さざる者なければ) 彼等汝に罪を犯し、汝怒りて之をその敵に付し給い、<sup>四七</sup>彼等遠近を問わずその敵の國に捕虜として引き行かれん時、<sup>24)</sup> 彼等もしその捕われおる處に於いてその心に悔悛め、回心してその捕囚の裡に汝に哀願して、<sup>四八</sup>我等罪を犯せり、我等非を行えり、我等惡を爲せり。<sup>25)</sup> と云い、<sup>四八</sup>己が捕虜として引き行かれたるその敵の地に於いて、その心を盡し靈を盡して汝に立ち歸り、汝がその父祖に與え給える地と、汝が選び給える市と、わが汝の御名の爲に建てたる聖殿との方に向かいて汝に祈らば、<sup>四九</sup>汝、天に於いて、汝の玉座なる蒼穹に於いて、その祈、その願を聴容れ、<sup>五〇</sup>彼等に義を爲し、<sup>五〇</sup>汝に對して罪を犯せる汝の民に御慈悲を垂れ、その汝に違背けるすべての非行を赦し、<sup>五一</sup>彼等を捕虜としたる人々の前にて之に御憐憫を賜え、これ、その人々も彼等を憐むに至らんためなり。<sup>五一</sup>そは彼等こそ、汝がエジプトの地より、鐵の窯<sup>25)</sup>

23) 第七の願い

24) 代下

六・三

六。

25) 鐵を

熔かす

恐ろし

い熱を

有する

窯は、

エジプ

トで蒙

つたひ

どい壓

迫虐待

の象り



五二 うちの中より導き出し給える汝の民、汝の嗣産なればなり。五三 願わくは汝の僕と  
 汝の民イスラエルとの願に、汝の御眼を睜き、彼等に對し、その汝に呼び求む  
 る所を悉く聽容れ給え。五三 主なる天主よ、實に汝は、我等の父祖をエジプト  
 より導き出し給いし時、汝の僕モイゼによりて語り給える如く、彼等を地の諸  
 々の民の中より、汝の爲に別ちて、嗣産となし給えり。』五四 さてサロモン主に  
 向いてこの祈と願とをすべて祈り終るや、主の祭壇の前より起てり、蓋し、彼  
 は地に兩膝をつき、天に手を差伸べ居たるなり。五五 かくて彼立ちて、大聲にイ  
 スラエルの全會衆を祝して26) 云いけるは、五六 主は讃うべきかな、すべてその  
 日えるままに、その民イスラエルに平安を與え給えり。その僕モイゼによりて  
 諸々の善き事を告げ給いし中、一の言も謬たざりき。五七 願わくは主我等の天主、  
 會て我等の父祖と共に在し給える如く、また我等と共に在し給え。我等を棄て  
 給うことなく、斥け給うことなかれ。五八 却つて、我等の心を御自らに向かわし  
 め給え、これ我等がそのすべての道を歩み、その我等の父祖に命じ給える誠命

26) 司祭  
 のでは  
 なく、  
 父が子  
 に與え  
 るよう  
 な祝福

五九 と典憲と規定とを守るを得んためなり。五九 また願わくは、主の御前にわが願

いし是等の言が晝も夜も主我等の天主の御傍にありて、主日毎その僕とその

六〇 民イスラエルとに、義を行ひ給わんことを。六〇 これ、地のすべての民、主こ

そ天主に在し、之を除きてまた他にあらざるを知らんためなり。六一 更に願わ

くは我等の心も亦、主我等の天主と共に完全とならんことを、是、我等が今

六二 日の如くその典憲を踏みて歩み、その誠命を守らん爲なり。六二 茲に於いて

王及び之と共にあるイスラエル皆、主の御前に犠牲を献げたり。六三 即ちサロ

モン和祭の犠牲を屠りて之を主に献げたり。そは牛二萬二千頭、羊十二萬頭

なりき。27) かくの如くにして王及びイスラエルの裔等、主の聖殿を奉獻せり。

六四 その日王は主の家の前にある庭の中を聖別し、28) 即ち其処に於いて燔祭と

素祭と和祭の脂肪とを献げたり。そは主の御前にある青銅の祭壇、小さきに

六五 過ぎて、燔祭と素祭と和祭の脂肪とを容るる能わざりしが故なり。六五 サロモ

ン乃ちその時主我等の天主の御前に、祭を行えり。イスラエル皆彼と共にあ

27) 食事に用いられ  
た和祭の  
牲の夥し  
い数は、  
食するに  
十四日か  
かつたと  
いう多勢  
の民衆と  
關係があ  
る。  
28) 副祭壇  
を設ける  
ために。

六六  
り、大群衆にしてエマトの入口より<sup>29)</sup> エジプトの河<sup>30)</sup> にまで及び、祭は七日と七日、即ち十四日に亘りぬ。<sup>31)</sup> かくて八日目に彼民を去らしめたれば、彼等王を祝し、主がその僕ダヴィド、及びその民イスラエルに爲し給える諸々の善き事を偲びて、心に喜び樂しみつつ、己が天幕に出發<sup>た</sup>てり。

### 第九章

主再びサロモンに現れ給う—サロモン諸都市を建つ—オフィルに船隊を派遣す。

一 さて、サロモンが主の家と王の館との建築、及び凡てその望みて爲さんと欲したる所を果せし時のことなりき、<sup>1)</sup> 主會てガバオンに於いて彼に現れ給いし如く、再び彼に現れ給えり。<sup>2)</sup> しかして主彼に曰いけるは、「我は汝の祈禱と、汝がわが前にて願ひし願ひを聽き容れたり。我は汝の建てたるこの家を、其處にわが名を永久に置かん爲に聖別せり。わが眼とわが心、常に其處にあるべし。<sup>3)</sup> 汝も亦、もし汝の父の歩みし如く、

29) 国の最北端から。—30) リノコルラ河。—31) 七日は聖殿奉獻のため、七日は幕屋祭のため。

第九章 1) 本三・五。代下七・一二。

五 素直なる心もて、義しくわが前に歩み、わが汝に命じたる事を悉く行い、わが律法とわが規定とに従わば、<sup>五</sup>我、汝の父ダヴィドに約して、<sup>六</sup>イス

六 ラエルの王位に即く人、汝の裔より奪わることあらじ。<sup>七</sup>と云いし如く

七 萬代までも汝の王権の座をイスラエルの上に置かん。<sup>八</sup>されど汝等及び汝

八 等の子等もし背きて我に従うことを顧みず、わが汝等の前に置きたる、わ

九 が誠命とわが典憲とを守らず、行きて他の神々に事え之を禮拜せば、<sup>一〇</sup>我、

一〇 イスラエルを、わが彼等に與えたる地の表より除き、またわが名の爲に聖

別したる聖殿を、わが眼前より投げ棄てん。かくてイスラエルは諸々の民

の中に、諺となり笑いぐさとなるべく、<sup>二</sup>八またこの家はみせしめとなるべ

し。その傍を過ぎ行く者、皆驚き眩きて云わん、<sup>三</sup>主何故にこの地とこの

家とにかく爲し給いしぞ。<sup>四</sup>と。<sup>五</sup>九時に人々答えん、<sup>六</sup>彼等、その父祖を

エジプトの地より導き出し給いし、主彼等の天主を棄て奉り、他の神々に

従い、之を拜し、之に事えたるに由りてなり。さればこそ主は彼等の上に

2) 母下七・一

二、一六。

3) イスラエル

が忠節を守ら

ぬなら、御自

分の選び給う

た場所をも容

赦し給わぬ、

天主の罰を下

し給う正義の

一例になる。

4) 申二九・二

四。耶二二・

八。

八。

一〇 この總べての不幸を下し給えるなれ。と。一〇さてサロモンが二つの家、即ち主の家と王の家とを建てし後二十年を経たる時、<sup>5)</sup> 二曩にチロの王ヒラム、サロモンに、すべてその要むるままに、杉の材や樅や黄金を供したるに由りサロモン、ヒラムにガリラアの地の<sup>6)</sup> 邑二十を與えたり。

一一よりてヒラム、チロより出でて、サロモンが己に與えたる邑々を見しが、意に適わざりしかば、<sup>11)</sup> 彼云いけるは、「兄弟よ、之が汝の我に與えたる市なりや。」と。かくて彼之をカブルの地<sup>7)</sup> と稱して、今日に及べり。<sup>12)</sup> ヒラムも亦サロモン王に、金百二十タレント<sup>8)</sup> を贈りぬ。<sup>13)</sup> 是ぞサロモン王が、主の家と、己の家と、メロと、イエルサレムの石垣と、ヘゼルと、マゲッドと、ガゼルとを建つるに出せし費用の額なる。<sup>14)</sup> <sup>15)</sup> エジプトの王ファラオ、上り來り

5) 代下八・一。一の後のガリラアの地にある。是等は人口の大多数が異教民族であるカナアン人の町々で、約束の地の北端、それもその外側にあつたから、(書一九・二七)、讓與することのできた(利二五・二三參照)。  
 6) ヨゼフス・フラヴィウスによれば、「望ましからぬ地」。他の人々の説によれば「無の地」。  
 7) 一タレントは四九・一一キログラムであるらしいが、もしそうとすれば、百二十タレントでは莫大な額に達する。一の母下五・九。本一一・二七。

てガゼルを取り、之に火を放ち、その市に住めるカナアン人を殺し、之を

サロモンの妻なる己が娘に、贈物として與えたり。10) かくサロモン、ガ

ゼルと、下ベトホロンと、一八バーラトと、荒野の地にあるパルミラとを建

てたり。一九彼また己が所屬にして石垣なきすべての邑、戦車の市、騎兵の

市、その他己がイエルサレム、リバノン、及びその全領土に建てんと望め

るものを悉く堅固にせり。二〇イスラエルの裔等に非ざる、アモル人、ヘト

人、フェレズ人、ヘヴ人、イエブス人等の残れるすべての民、三彼等の子

孫にしてその地に残れる者、即ちイスラエルの裔等が滅ぼすことを得ざり

し者に、サロモン貢税を納めしめて今日に至れり。二三されどイスラエルの

裔等は、サロモン誰をも奴隸となさざりき。彼等は軍人、彼の臣、彼の司、

軍將、戦車及び騎兵の長たりしなり。二三サロモンの諸々の工事の爲に置か

れたる司は五百五十人にして、彼等は民を配下となし、指定の仕事を管理

れり。二四フアラオの娘はダヴィドの市より上りて、サロモンがその爲に建

10) 君主達と、私人とでは、違つた仕きたりが行われていた。私人は

いわば花嫁をその兩親から買い取るよう

なもので、代償を與える必要があつた。

しかし君主達は己の娘に持

参金を付けた

二五 二六 二七 二八

てたる家に至れり。その時彼メロを建てたり。11)

三五 サロモンまた年毎に三度、12) その主の爲に築きたる祭壇の上にて、燔祭と和祭の犠牲とを獻げ、主の御前に香を焚けり。13) かくて聖殿成りぬ。二六 サロモン王はまたイドウメアの地、紅海の岸のアイラト14) の邊にあるアシオンガベルにて船隊を造れり。二七 ヒラム乃ちその船隊にて、己が僕の、海のことにも明るき船乗等を、サロモンの僕と共に遣したり。二八 彼等オフイル15) に至り、其處より金四百二十タレントを取りて、之をサロモン王の許に齎せり。

11) 代下八・一一。—12) 三大祭に。—13) 司祭によつて。—14) アイラト(エラト)は紅海に臨む今日のアカバ。—15) オフイルの位置については、確實なことは何も云えない。或解釋者等は金の産地として名高かつたこの地が、アラビア南部にあつたと云い、また或人々はアフリカの東岸にあつたと云い更に或人々は、既にエジプト人が金を探しに行つたエルトリアと同一視している。金四百二十タレントが巨額なことから、サロモンがただ交易によつてのみならず、金山を掘らせることによつても、金を得たことがわかる。

### 第十章

サバの女王サロモン王の許に来る―サロモンの富と榮華。

一 茲ニにサバリの女王シヨオウ、主シユの御名ミナによるサロモンノの名聲メイセイを

聞き、謎ナゾを以もつて彼カレを試みシヨウんとて來きたれり。<sup>2)</sup>ニしかして衆オホく

の從者ヒヨウシヤを引連ひきつれ、財寶タカラを携たずさえ香料コウリヤウと甚はなはだ多量オホクの黄金コガネと寶ホウ

石セキとを負おえる駱駝ラクダを從したがえてイエルサレムニ入來いりきたり、サロ

モン王オウの許もとに至いたりて、己おのが心こころにある種々くさくの事ことを之これに語かたり

ぬ。<sup>三</sup>サロモンナハ乃かのち彼女シヨに、その呈出テイシユツせるすべての問言トイ

に就つきて教おしえしが、一つとして王オウの知しらざる事こと、彼女かのに

答こたえ得えざる事ことなかりき。<sup>四</sup>さてサバノの女王シヨオウは、サロモン

のあらゆる智慧チエと、彼カレの建たてたる家いえと、<sup>五</sup>その食卓シヨクタクの食

物ものと、臣僕シムベの住居すまいと、僕等シムベラの秩序オウジヨと、その服装フクソウと、酒人サカビト

と、彼カレが主シユの家いえにて献さぐる燔祭ハンサイとを見て、茫然ボウゼン自失ジシツ、

第十章 1) サバは北アラビアの一

國らしい。アツシリアの記録を見れば、アラビアに女王達のいたこ

とがわかる。この女王の訪問は確

かにまず貿易關係を結ぶためであ

つたろう。アラビアからエジプト

やシリアに至る商人通行の街道は

殆ど皆サロモンの支配下、もしくは

は勢力下にある地域を通つていた

2) 意味深長で簡潔なために謎のよ

うである箴言に託して智慧を示す  
ことは、小アジア古來の風習であ  
る。―代下九・一。マテオ一二・  
四二。路一一・三一。



六王に云いけるは、「わが國に於いてわが聞ききたる事は眞なりき、七即ち汝の言、汝の智慧に關する事は是なり。我自ら來りてわが目のあたり之を見るまで

は、我に語りし人々を信ぜざりしが、實はその半だも我に告げられざりしを

曉りたり。汝の智慧と汝の工事とは、わが聞きし噂に優れり。八幸福なるか

な汝の臣下達、幸福なるかな汝の僕等、そは彼等常に汝の前に立ちて、汝の

智慧を聞けばなり。九汝を嘉し、汝をイスラエルの王位に即け給える、主汝

の天主<sup>3)</sup>は讚うべきかな、そは主、永久にイスラエルを愛し、審判と正義と

を行わしめんとして、汝を立てて王となし給えばなり。」と。一〇茲に於いて彼

女は王に、金百二十タレントと、甚だ多くの香料と、寶石とを贈れり。サバ

の女王がサロモン王に贈りし程、多くの香料は最早齎されしことなかりき。

一一(剩えオファイルより黄金を齎せるヒラムの船隊も、甚だ多くの白檀の材と

寶石とを、オファイルより運び來りぬ。4) 一二よりて王は白檀の材もて、主の家

と王の館との欄を造り、また歌手の爲に小琴と堅琴とを造れり。かくの如き

3) 異教も智慧を神の賜物と認めてい

るので、女王はサ

ロモンにかかる智

慧を授け給うた彼

の天主を讚美する

4) 代下九

・一〇。

一三 白檀びやくだんの材きは、今日こんにちに至いたるまで人ひとの齎もたらしたることなく、また見みたることなし。一三さてサロモンは、サバの女王じよおうに、王おうの贈物おくりものとして自ら呈みずかせし物の外ほかに、その欲のぞむ物もの、彼かれに求もとむる物ものを悉ことごとく興あえたり。5) 彼女かのじよはそ  
 一四 の僕等しもべらと共に、己おのが國くにに歸かえり行ゆけり。一四さて毎年まいねんサロモンの許もとに齎もたらさ  
 一五 るる黄金こがねの重量おもさは、金六百六十六タレントにして、一五外ほかに貢税みつぎを掌つかさど  
 一六 る人々ひとぐ、大商人おほあきうど、諸々もろくの小商人こあきうど、アラビアの諸王おうたち、及び國くにの侯伯等つかさたちの  
 寄よする物ものあり。一六サロモン王おうはまた純金じゆんきんの楯たて二百を作り、一の楯たての板いた  
 一七 に金六百シクルを用もちい、一七更さらに精練せいれんせる金こがねの小楯こたて三百を作り、一の小  
 楯だてに被きするに金三百ミネ6) を以もつてせり。しかして王おうこれらをリバノン  
 一八 の森もりの家いえに置おきぬ。一八サロモン王おう、また象牙ぞうげもて大おほいなる玉座ぎよくざを造つくり  
 一九 之これに山吹色やまぶきいろの金きんを被きせたり。一九それには六つの階段きざはしあり、玉座ぎよくざの頂いたゞきは  
 後部うしろのかたまる丸まるく、此方こなたと彼方かなたとより二つの手て、座ざを支さえ、二頭とうの獅子しし各々  
 二〇 の手ての側そばに立たち、二〇また六つの階段かいだんには十二頭じふにとうの小獅子こじし7) 此方こなたと彼方かなた

5) 贈物を貰うと、義務としてお返しをせねばならぬ。  
 6) 一ミネは百シクル。六十ミネで一タレントであつた故に大楯の金の重量は約四三六六グラム、小楯のはその半分位であつた7) 獅子は支配者の權力の象徴。十二頭という数は十二族と一致する。

三二 とに立<sup>た</sup>てり。かかる細<sup>さいく</sup>工<sup>く</sup>品<sup>の</sup>はいずれの王<sup>くに</sup>國<sup>に</sup>にても造<sup>つく</sup>られしことな  
 かりき。三<sup>三</sup>なおサロモン王<sup>おう</sup>の飲<sup>の</sup>むに用<sup>もち</sup>いし容<sup>うつわ</sup>器<sup>も</sup>もすべて金<sup>かね</sup>にして  
 リバノンの森<sup>もり</sup>の家<sup>いえ</sup>の調<sup>ちようど</sup>度<sup>も</sup>も皆<sup>みな</sup>純<sup>じゆん</sup>金<sup>きん</sup>なりき。銀<sup>しろがね</sup>はなかりき、そはサ  
 三三 ロモン<sup>三</sup>の時代<sup>じだい</sup>には更<sup>さら</sup>に價<sup>ね</sup>値<sup>ち</sup>なしと考<sup>かん</sup>えられたるなり。三<sup>三</sup>是<sup>これ</sup>、王<sup>おう</sup>の  
 船<sup>せん</sup>隊<sup>たい</sup>、ヒラムの船<sup>せん</sup>隊<sup>たい</sup>と共<sup>とも</sup>に、三<sup>三</sup>年<sup>ねん</sup>に一<sup>ど</sup>度<sup>ど</sup>、海<sup>かい</sup>路<sup>ろ</sup>タルシス<sup>s</sup>)<sup>三</sup>に行<sup>ゆ</sup>き  
 其<sup>そ</sup>處<sup>こ</sup>より金<sup>きん</sup>銀<sup>ぎん</sup>、象<sup>ぞう</sup>牙<sup>げ</sup>、猿<sup>ざる</sup>、及<sup>およ</sup>び孔<sup>く</sup>雀<sup>じやく</sup>を載<sup>の</sup>せ來<sup>きた</sup>れるに由<sup>よ</sup>りてなり。  
 三三 かくサロモンは地<sup>ち</sup>上<sup>じやう</sup>のすべての王<sup>おう</sup>より、富<sup>とみ</sup>も智<sup>ち</sup>慧<sup>え</sup>も優<sup>まさ</sup>りたりき。  
 三四 されば世<sup>よ</sup>は舉<sup>こぞ</sup>りてサロモン<sup>三</sup>の顔<sup>かお</sup>を見<sup>み</sup>んと望<sup>のぞ</sup>み、以<sup>もつ</sup>て天<sup>てん</sup>主<sup>しゆ</sup>が彼<sup>かれ</sup>の  
 心<sup>こころ</sup>に與<sup>あた</sup>え給<sup>たま</sup>える智<sup>ち</sup>慧<sup>え</sup>を聽<sup>き</sup>かんとせり。三<sup>三</sup>五 しかして人<sup>ひと</sup>各<sup>おの</sup>々<sup>くと</sup>年<sup>とし</sup>毎<sup>ごと</sup>に、  
 禮<sup>れい</sup>物<sup>もつ</sup>、即<sup>すなわ</sup>ち銀<sup>ぎん</sup>や金<sup>きん</sup>の器<sup>うつわ</sup>、衣<sup>い</sup>服<sup>ふく</sup>、軍<sup>いく</sup>道<sup>さどう</sup>具<sup>ぐ</sup>、また香<sup>かう</sup>料<sup>りやう</sup>、馬<sup>うま</sup>、騾<sup>ら</sup>馬<sup>ば</sup>を彼<sup>かれ</sup>  
 二六 二六 に携<sup>た</sup>え來<sup>きた</sup>りぬ。サロモン、戰<sup>せん</sup>車<sup>しや</sup>と騎<sup>き</sup>兵<sup>へい</sup>とを集<sup>あつ</sup>めたるに、戰<sup>せん</sup>車<sup>しや</sup>千  
 四<sup>り</sup>百<sup>りやう</sup>輛<sup>りやう</sup>、騎<sup>き</sup>兵<sup>へい</sup>一<sup>い</sup>萬<sup>まん</sup>二<sup>に</sup>千<sup>せん</sup>騎<sup>き</sup>を得<sup>え</sup>たり。彼<sup>かれ</sup>之<sup>これ</sup>を石<sup>いし</sup>垣<sup>がき</sup>ある市<sup>まち</sup>毎<sup>ごと</sup>に配<sup>はい</sup>置<sup>ち</sup>し  
 二七 二七 またイエルサレムにある王<sup>おう</sup>の許<sup>もと</sup>に置<sup>お</sup>けり。三<sup>三</sup>七 彼<sup>かれ</sup>またイエルサレ

s)タルシスはスペイン  
 のタルテツススで、フ  
 エニキア人、つまりス  
 ペイン人の植民地であ  
 る。船舶は紅海から出  
 てアフリカを廻つてス  
 ペインへ行き、そこか  
 ら銀を載せ來り、その  
 途中またアフリカから  
 その他の貴重な物を持  
 つて來た。このまわり  
 途のせいと、人々が屢  
 ら上陸する必要があつ  
 たためとで、一航海に  
 三年もかかつた。  
 9)代下一・一四。

二八  
 ムに銀を石の如く多量ならしめ、杉を平地に生ゆる無花果樹の如く多く栽培らしめたり。二八 サロモンの馬は、エジプト及びコアより引き來れり、即ち王の商人等は之をコア<sup>10)</sup>より買ひ、一定の價にて引き來れるなり。二九 四頭引の戦車はエジプトより銀六百シクルにて、馬は百五十シクルにて、來れり、ヘト人及びシリア人の王等も皆、かくの如くにして馬を賣りぬ。

10) コア  
 はキリ  
 キアの  
 一地方

### 第十一章

サロモン婦女子によりて偶像禮拜に陥る—天主アダド、ラズン、イエロボアム等を起してサロモンに敵せしめ給う—サロモンの死。

一  
 一 さてサロモン王は、<sup>1)</sup> ファアラオの娘<sup>2)</sup> の外にも多くの外國人の女を愛せり。そはモアブの女、アンモンの女、エドムの女、シドンの女、ヘトの女など

第十一章 1) サロモンは既に多数の戦車、即ち兵力を蓄えて近隣諸民族に負けまいとする意志を示したが、今度はいわゆるハレム風にして、一層彼等を凌ぐことに着手した。そのため宗教を基盤として建てられた天主の國イスラエルは益々俗化し、やがては天主御約束の御加護をも失うに至つた。  
 2) これとの結婚からして既に、天主の御掟に適わなかつたが

二 にして、<sup>3)</sup> 即ち、主が會てイスラエルの裔等に、「汝等  
彼等の女の許に入るなかれ、また彼等をも汝等の女の許  
に入らしむべからず。蓋し、彼等の女は必ず汝等の心を  
轉じて、その神々に従わしむべければなり。」と曰いし  
國の者共なり。しかもサロモンはいと熱烈なる愛情もて  
彼等に絆されたりき。<sup>4)</sup> 三 彼には王妃たる妻七百人、妾三  
百人あり、<sup>5)</sup> 女等彼の心を轉ぜしめたり。四 既にして彼  
年老ゆるに及び、女等によりその心腐りて他の神々に従  
いしかば、<sup>6)</sup> 彼の心主たる天主に對してその父ダヴィド  
の如く全からざりき。五 却つてサロモンはシドン人の女  
神アスタルテ<sup>7)</sup> やアンモン人の偶像モロク<sup>8)</sup> を崇めた  
り。六 かくサロモン主の御前にその嘉し給わざる事をな  
し、その父ダヴィドの如く、全くは主に従わざりき。<sup>9)</sup>

それだけには留まらなかつた。  
3) 申一七・一七。集四七・二一。  
4) 出三四・一六。――5) 是等の數は  
完全數で、彼が會て有していたす  
べてを抱括したものである。  
6) サロモンが偽の神々に供物を獻  
げたことは、どこにも記してない。  
7) フェニキア人及びシリア人が崇  
めた最高の女神で、女の特性を擬  
人化したもの。――8) モロクは生命  
を擬人化したもの。――9) サロモン  
の變節は突然ではなく、漸次にで  
あつた。彼は異邦の女たちに、先  
ずその神々に用いる祭壇を築いて  
やり、次いで次第に偶像を祀るよ  
うになつた。

七 その頃サロモンは、モアブの偶像カモスの爲に、イエルサレムの眞向<sup>10)</sup>なる山の上に社を建て、またアンモンの裔等の偶像の爲にも然せり。八 彼なお外國人なるそのすべての妻の爲に、かくの如く爲しければ、彼等香を焚きてその神々に犠牲を献げたり。九 茲に於いて、主サロモンに對し怒り給えり、其は彼の心、主イスラエルの天主より背き離れたるが故なり。主乃ち再び彼に現れ、<sup>11)</sup> 一〇 この事に就きて、他の神々に従うべからずと、彼に命じ給いけるが、彼、主の己に命じ給いし事を守らざりき。二 されば主サロモンに曰いけるは、「この事汝にあり、且、汝、わが汝に命じたるわが契約とわが掟とを守らざりしに由りて、我、汝の王國を裂き分ちて、之を汝の僕に與えん。二三 されど我、汝の父ダヴィド故に、汝の代には然なざじ。汝の子の手より之を裂き取らん。<sup>12)</sup> 二三 また我は王國を悉くは取り去らじ、わが僕なるダヴィドと、わが選びたるイエルサレムとの爲に、一つの族<sup>13)</sup>を汝の子に與えん。」と。 一四 茲に於いて主、エドムに在る王の後胤よ

10) イエルサレムの東方。王下二三・一三によれば、橄欖山の右、即ち南の峯。故に躓き山とも稱せられる。  
 11) 本三・五。  
 九・二。  
 12) 本一二・一五。 — 13) エダ族であるが、ベンヤミン族と合併されていた。

一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一

り、サロモンの敵手イドウメア人アダドを起し給えり。一五 即ち、ダヴィド、イドウメアに在り、軍將ヨアブ、殺されし人々を葬らん爲に上りて、イドウメアの男子を悉く殺したる時、<sup>14)</sup> 一六 (即ちヨアブ、イドウメアの男子を悉く殺すまで、すべてのイスラエルと共に六箇月の間其處に留まりしに) 一七 アダド、その父の僕の中なるイドウメアの人々を伴いて、エジプトに入らんと逃げのびたり。時にアダドは小童なりき。一八 彼等マデイアンより起りて、ファラン<sup>15)</sup>に至り、ファランより人々を伴い行きて、エジプトに入り、エジプトの王ファラオの許に至りしに、王彼に家を與え、食糧を定め、且土地を宛がいたり。一九 アダドがファラオの前に甚だ寵愛を得たるは、王己が妻なる王妃タフネスの實の姉妹を之に妻として與えしほどなりき。二〇 タフネスの姉妹彼にその子ゲヌバトを産みしかば、タフネス、ファラオの家にて之を養育せり。かくてゲヌバト、ファラオの許にその子等と共に住いたり。二一 然るにアダド、エジプトにありてダヴィドがその父祖と共に眠り、軍將ヨアブが逝けるを聞くや、ファラオに云

14) 王下

八・一

四。

15) ファ

ランは

シナイ

山とカ

ナアン

南部と

の間に

ある荒

野。

二三

いけるは、「我を去らしめ給え、我わが國に行かん。」<sup>三三</sup>フアラオ彼に云いけるは、「汝わが許にありて、抑々何の不足ある故に汝の國に行かんことを求むや。」彼、之に答えけるは、「何もなし、ただ汝に我を

二三

去らしめんことを願うのみ。」と。<sup>三三</sup>天主またエリアダの子ラゾンを起して、彼に抗する敵となし給えり。彼はその主君、ソバの王アダレ

二四

ゼル<sup>16)</sup>の許を逃げ去り、<sup>17)</sup> 人々を集めて彼に叛き、ダヴィドが人々を殺したる時、盜賊の首領となれり。次いで彼等ダマスコに行き、其

二五

處に住みしが、ダマスコに於いて彼を擁立して王となせり。<sup>二五</sup>かくて彼はサロモンの存命中、イスラエルの敵たりき。アダドのイスラエル

二六

に寇せることと之を憎めることとはかくの如し、しかして彼はシリアを治めたり。<sup>二六</sup>サロモンの僕にして、サレダのエフラタ人、ナバトの

二七

子なるイエロボアムも亦、王に叛きて手を擧げたり、彼の母は名をサルヴァと云いて、寡婦なりき。<sup>18)</sup> 二七 その彼に對する叛逆の原因は是

16) アダレゼルはダ  
ヴィドに敗れた

(母下八・三以下)

以來ラゾンが奇襲

してダマスコ市を

占領し、イスラエ

ル人が度々交戦し

なければならな

つたアラメア國の

基を据えるまで、

同市はイスラエル

國のものであつた

17) 母下八・五。代

上一八・五。

18) 代下一三・六。



二八 たり。即ちサロモン、メロを建て、その父ダヴィドの市の濠を填めしが故なり。<sup>19)</sup> 二八さてイエロボアムは勇猛剛力の士なりしが、サロモンその性質善く勤勉なる青年たるを見、之を立ててヨゼフ全家の貢税を掌どる者となせり。<sup>二九</sup> その頃の事なりき、イエロボアム、イエルサレムを出でたるに、シロ人なる預言者アヒア、新しき袍<sup>20)</sup>を纏いて之と道にて逢いしが、畑にあるは彼等二人のみなりき。<sup>21)</sup> <sup>三〇</sup> 時にアヒアその着たる新しき袍を取りて、之を十二片に裂き、<sup>三一</sup> イエロボアムに云いけるは、「汝の爲に十片を取れ、實に主イスラエルの天主はかく曰う、<sup>三二</sup> 視よ、我、サロモンの手より王國を裂き取り、汝に十族を與えん。<sup>三三</sup> (但しわが僕ダヴィドと、わがイスラエル諸族の中より選びたる市イエルサレムとの故に、一つの族<sup>22)</sup> 彼に残らん。)<sup>三三</sup> 其は彼、我を棄て、シドン人の女神アスタルテ、モアブの神カモス、アンモンの裔等の神モロクを禮拜し、その父ダヴィドの如く、わが道を歩みてわ

19) イエロボアムは自分と血縁關係のあるエフライム、マナツセ兩族が多数建築工事のため負わされた重い負擔に不満で、これら兩族の不平を煽り立てた。  
 20) この袍は、ダヴィドの下で始めて建てられた國をあらわすから、新しいもの。――21) 代下一〇・一五。  
 22) 本章一三節とその註参照。

三四	が前に義を行 <small>おこな</small> いわが掟 <small>おきて</small> と規定 <small>さだめ</small> とを守 <small>まも</small> ることをなさざればなり。三四されど我 <small>われ</small>
三五	は彼 <small>かれ</small> の手 <small>て</small> より王國 <small>くに</small> を悉 <small>ことごとく</small> くは奪 <small>うば</small> い取 <small>と</small> らじ、わが選 <small>えら</small> びたる僕 <small>しもべ</small> にして、わが誠命 <small>いましめ</small>
三六	とわが掟 <small>おきて</small> とを守 <small>まも</small> りしダヴィドの故 <small>ゆえ</small> に、彼 <small>かれ</small> をその生 <small>い</small> くる日 <small>ひ</small> の限 <small>かぎ</small> り、主君 <small>きみ</small> とな
三七	し置 <small>お</small> かん。三五然 <small>しか</small> れども、我 <small>われ</small> 、その子 <small>こ</small> の手 <small>て</small> より王國 <small>くに</small> を奪 <small>うば</small> い取りて、汝 <small>なんじ</small> に十族 <small>ぞく</small>
三八	を與 <small>あた</small> えん。三六但 <small>たゞ</small> しその子 <small>こ</small> には一族 <small>ぞく</small> を與 <small>あた</small> えん。これわが名 <small>な</small> を其處 <small>そこ</small> にあらしめ
三九	んとてわが選 <small>えら</small> びたる市 <small>まち</small> イエルサレムに於 <small>お</small> いて、わが前 <small>まえ</small> に毎 <small>いっ</small> もわが僕 <small>しもべ</small> ダヴィ
四〇	ドの爲 <small>ため</small> に、一 <small>ひとつ</small> の燈火 <small>ともしが</small> 23) が殘 <small>のこ</small> らんためなり。三七かく我 <small>われ</small> 汝 <small>なんじ</small> を迎 <small>むか</small> えん、されば汝 <small>なんじ</small>
	は己 <small>おの</small> が心 <small>こころ</small> の望 <small>のぞ</small> む所 <small>ところ</small> を悉 <small>ことごとく</small> く治 <small>おさ</small> めて、イスラエルの王 <small>おう</small> たるべし。三八故 <small>ゆえ</small> に汝 <small>なんじ</small> も
	しわが汝 <small>なんじ</small> に命 <small>めい</small> ずる所 <small>ところ</small> を悉 <small>ことごとく</small> く聽 <small>き</small> きて、わが道 <small>みち</small> を歩 <small>あゆ</small> み、わが僕 <small>しもべ</small> ダヴィドの爲 <small>ため</small>
	せる如 <small>ごと</small> く、24) わが誠命 <small>いましめ</small> とわが掟 <small>おきて</small> とを守 <small>まも</small> りて、わが前 <small>まえ</small> に直 <small>なお</small> き事 <small>こと</small> を行 <small>おこな</small> わば、我 <small>われ</small>
	汝 <small>なんじ</small> と共にあり、わがダヴィドの爲 <small>ため</small> に家 <small>いえ</small> を建 <small>た</small> てし如 <small>ごと</small> く汝 <small>なんじ</small> の爲 <small>ため</small> にも搖 <small>ゆる</small> ぎなき家 <small>いえ</small>
	を建 <small>た</small> て、25) イスラエルを汝 <small>なんじ</small> に付 <small>わた</small> さん。三九しかして我 <small>われ</small> 之 <small>これ</small> が爲 <small>ため</small> にダヴィドの後 <small>た</small>
	胤 <small>ね</small> を懲 <small>こ</small> らしめん、されど永久 <small>とわ</small> には非 <small>あら</small> じ。26)と。四〇茲 <small>こゝ</small> に於 <small>お</small> いてサロモン、イ

23) 子孫。母下  
 二一・一七參  
 照。—24) 本三  
 ・一四・六・  
 一二・九・四  
 で、曾てサロ  
 モンに附せら  
 れたのと同様  
 な條件。—25) イ  
 エロポアムは  
 條件を果たさ  
 なかつた。そ  
 れでその家は  
 早くも彼の子  
 の代で絶えた  
 26) ダヴィドの  
 家よりメシア  
 出ずべし。

四一

四二

四三

エロボアムを殺さんとしたれば、彼起ちてエジプトに遁れ、エジプトの王セサクの許に至り、サロモンの死するまでエジプトに居たり。四一さてサロモンの殘餘の言と、すべてその爲したる所と、その智慧とは、視よ悉くサロモンの代の事蹟の書<sup>27)</sup>にあり。四二サロモンがイエルサレムにありて、イスラエル全國を治めたる日數は、四十年なりき。四三かくてサロモン、その父祖と共に眠り、その父ダヴィドの市に葬られたり。<sup>28)</sup>次いでその子ロボアム彼に代りて王となれり。

## 第十二章

ロボアム若者等の勸告に従いしにより民心彼より離れ去る—十族  
 イエロボアムを王に戴く—イエロボアム偶像禮拜を始む。

一時にロボアム、シケムに至れり、そはイスラエル皆、彼を王に立てんとて、其處に集

27)「事蹟」の原語 Verborum「言」列王の歴史は、王宮の文庫に遺つていた。ほかにサロモンの歴史は、ナタン、アヒア、及びアツドがわざわざ書いたが、それらの書は傳わつていない。代下九・二九を見よ。—28) サロモンは改心したかどうか？ それ  
 は天主が彼の書いた物の正典編入を望まれたことと祭せられるであろう  
 サロモン死去の年はキリスト前九八一年。享年六十。

二 居たればなり。然るにナバトの子イエロボアム、なおサロモン  
 王の面前を避けてエジプトに在りしが、彼の死せるを聞きてエジプ  
 トより歸れり。即ち人々使者を遣りて彼を招きしなり。茲に於い  
 てイエロボアム及びイスラエルの全會衆來り、ロボアムに告げて云  
 四 いけるは、「汝の父は我等に極めて苛酷なる軛を負わせたり。され  
 ば今、汝その父のいと厳しき統治を緩くし、彼が我等に負わせたる  
 五 甚だ重き軛を、少しく輕うせよ、さらば我等汝に仕えん。」<sup>2)</sup> 五 彼之  
 に云いけるは、「行きて三日目に至り再びわが許に來れ。」かくて民  
 六 去るに及び、ロボアム王、その父サロモンのなお生きてありし  
 時、その前に待りし老人等に諮りて云いけるは、「わがこの民に答  
 七 えん爲に、汝等如何なる策を我に授くや。」<sup>七</sup> 彼等之に云いけるは、  
 「汝、もし今日この民に従い、之に仕え、その願を容れて彼等に柔  
 八 しき言をかけ給わば、彼等恒に汝の僕たらん。」と。八 彼、老人等の

第十二章 1) ユダ、  
 ベンヤミン兩族は既に彼を王と認めていたから、十族だけ。  
 長老等が是等を召集したのである。一代  
 下一〇・一。一<sup>2)</sup>こ  
 の苦情の本當の動機  
 は、一六節に至つて  
 漸くあらわれる。サ  
 ロモンが偶像禮拜を  
 許したという非難だ  
 けには理由があつた  
 としても、彼等はそ  
 のことを黙つていた

授けし策を棄て、己と共に育てられ、且己に侍する若者等に諮りて、<sup>九</sup>之に云

いけるは、「わがこの民に答えん爲に、汝等如何なる策を我に授くや、彼等は

我に「汝の父の我等に負寄せたる軛を軽うせよ。」と云えり。」と。一〇彼と共に

育てられたる若者等、彼に云いけるは、「汝に告げて」汝の父は我等の軛を

重うしたり、汝、我等の爲に之を軽うせよ。」と云いしこの民に、かく告ぐべ

し、即ち彼等にかく云うべし、「わが小指は、わが父の背よりも大なり、二さ

てわが父は汝等に、重き軛を負寄せしが、我は更に汝等の軛に加うる所あら

ん。わが父は汝等を鞭もて打ちしが、我は汝等を蝎<sup>3)</sup>もて打たん。」と。」

三かくてイエロボアムとすべての民、王が告げて「三日目に、再びわが許に來

れ。」と云いし如く、三日目にロボアムの許に來りしに、三王、老人等の彼に

授けし策を棄てて、素氣なく民に答え、一四若者等の策に循い、彼等に告げて云

いけるは、「わが父は汝等の軛を重うしたるが、我は更に汝等の軛に加うる所

あらん。わが父は汝等を鞭もて打ちしが、我は汝等を蝎もて打たん。」と。

3) 蝎とは、蝎の針に似たと、いいて鞭。

一五 かくの如く王は民に服わざりき、そは主、シロ人アヒアの手によりて  
 ナバトの子イエロボアムに告げ給いしその御言を成就せしめん爲に、彼  
 を離れ去り給いたればなり。民乃ち王が彼等に聽かんとせざるを見  
 之に答えて云いけるは、「我等、ダヴィドに何の關係あらんや。イサイ  
 の子の中に何の遺産あらんや。イスラエルよ、汝の天幕に行け。ダヴ  
 イドよ、今汝の家を見よ。」と。かくてイスラエルはその天幕に去り行  
 けり。されどユダの市々に住むイスラエルの裔等は皆、ロボアム之を  
 治めたり。一時にロボアム、貢税を掌るアドウラムを遣しけるが、イ  
 スラエル舉りて之に石を擲ちしかば、彼死せり。ロボアム王は急ぎ車に  
 乗りて、イエルサレムに逃げたり。かくの如くにして、イスラエルは  
 ダヴィドの家より離れ、今日に至れり。時にイスラエル皆、イエロボ  
 アムの歸りし事を聞くに及び、人を遣して彼を集會に招き、之を立てて  
 至イスラエルの王となせり。ただユダ族の外は、ダヴィドの家に従う者

4) 主が彼から悟る力を奪い去られたので、彼が身から出た錆で智慧の暗んだことによつて、天主の思召が成就(本一一・三一)されるようになった。―我々はユダ族の者でないから、ダヴィド及びその家とは何の關係もない。

二一 一人もあらざりき。<sup>9)</sup> 二三 さてロボアムはイエルサレムに來り、ユダの全  
 家及びベンヤミン族精銳の戰士十八萬を集めたり、是、イスラエルの家  
 二二 と戦いて、サロモンの子ロボアムに、王國を取戻さんが爲なり。二三 然る  
 二三 に主の御言、天主の人セメヤに下りて曰く、二三「サロモンの子にしてユ  
 二四 ダの王なるロボアム、並にユダの全家とベンヤン及びその殘餘の民に告  
 げて云え、二四「主、かくぞ曰う、汝等上るべからず、また汝等の兄  
 弟なるイスラエルの裔等と戦うべからず。各人その家に歸るべし、この  
 二五 事<sup>8)</sup>は實に我より出でたるなり。」と。彼等は主の御言を聞きて、  
 主の彼等に命じ給いし如く、征旅より歸れり。二五 さてイエロボアムはエ  
 フライムの山地に、シケムを建てて、其處に住み、更に其處を出でてフ  
 二六 アヌエルを建てたり。<sup>10)</sup> 二六 イエロボアムその心の中に謂えらく、「もしこ  
 の民イエルサレムにある主の家にて、犠祭を行わんとて上らば、王國今  
 二七 やダヴィドの家に歸るべく、二七 この民の心その主君ユダの王ロボアムに

<sup>9)</sup> 國の分裂はキリスト前九七五年に起つた。

<sup>7)</sup> 代下二一・二。

<sup>8)</sup> 原語 Verbum 「言」。の堅固にして。—<sup>10)</sup> ヨルダンの東方、ヤボク河畔、隊商がダマスコやエウフラト河畔のパルミラに行く街道に臨んだ所に。士八・一七参照。

三二 轉向むかいて、彼等かれら我を殺し、彼の許もとに歸かえるべし。』と。  
 二八 彼乃かれすなわち一策さくを案出かんがえし、黄金こがねの犢こらしふたつ二箇ふたつを造りて、<sup>11)</sup> 人々ひとびとに云いいけるは、  
 「汝等なんじらも最早はやイエルサレムに上のぼらんとするな  
 二九 かれ。視みよ、イスラエル、汝なんじをエジプトの  
 地ちより導みちびき出いだせし汝の神々かみぐを。」と。<sup>12)</sup> 二九  
 かし一箇ひとつをベテルに、今一箇いまひとつをダンに置お  
 三〇 きしが、<sup>13)</sup> この事ことは罪つみとなりぬ、蓋そは民たみ  
 犢こらしの禮拜らいはいに、ダンまで行ゆきたればなり。<sup>14)</sup>  
 三一 彼かれまた高たかき處ところに宮みやを造り、レヴィの子孫こら  
 三二 に非あらさる極きわめて賤いやしき民たみを司祭しさいとなせり。<sup>15)</sup>  
 三三 更に彼かれは、ユダに行おこなわゆる祝祭いらいに倣ならいて  
 三八 第八月だいいちがつに、その月つきの十五日にちごを祝日いわいびと定さだめた

11) イエロボアムが出三二・四の言葉を繰返している  
 ので、多分イスラエル人がシナイ山で造つたの  
 と同様な黄金の犢であるう。—12) 土一・五。  
 13) 本章二四節註八参照。—14) 成立以來日なお淺い  
 北の王國が、南の王國の中心イエルサレムから宗  
 教的に離れないと、自國の獨立に對する危険を孕  
 むと考へた。イエロボアムは、自國の南北兩境に  
 一つずつ、都合二つの聖所を設けた。これらは偽  
 神禮拜を行ふ所ではなかつたが、そこでは天主を  
 犢、即ち牡牛(出三二・四参照)の象徴の下に、  
 従つて禁じられている(出二〇・四。三四・一七)  
 偶像禮拜によつて崇敬するつもりであつたらしい  
 この事及び民を許されている唯一の崇敬の場所  
 (申一一・五以下)から遠ざけたことは、イエロボ  
 アムの罪で、これは列王記の著者が再三指摘して  
 いる。—15) レヴィ族からでなく、多くは(代下一  
 一・一三、一四参照)ユダへ移住して來た、司祭  
 職でない諸族から。



り。しかして自ら祭壇に上り、ベテルに於いても同様になして、  
 己が作りたる壇に犠牲を献げたり。なおベテルに於いても己が造  
 りし高き處の爲に、司祭等を立てたり。三 かくの如く彼は己が心  
 もて定めたる第八月の十五日に、<sup>16)</sup> そのベテルに築きたる祭壇に  
 登れり。しかしてイスラエルの裔等の爲に祝祭を行い、祭壇に登  
 りて香を焚きぬ。

### 第十三章

ユダよりベテルに遣されし預言者イエロボアムを戒む—その預言者  
 他の預言者に欺かれて獅子に殺さる。

一 然るに、イエロボアム祭壇の上に立ちて香を焚き居る時、視よ  
 天主の人、<sup>1)</sup> 主の御言によりて、ユダよりベテルに來り、祭壇  
 に向かいて主の御言を呼わり云いけるは、「祭壇よ、祭壇よ、主  
 かくぞ曰う、<sup>2)</sup> 視よ、ダヴィドの家に、名をヨシアという男兒生

16) この特別な祭は幕屋祭。イエロボアムはこれを、律法に指定してあるよりも(利二三・三四。民二九・一二以下)一カ月遅れて行わせた。

第十三章 1) ある預言者。

れん。彼は汝の上にて今香を焚き居る高き處の司祭等を、汝の上にて屠り、人の骨を汝の上にて焼かん。」と。<sup>2)</sup> 三しかしてその日奇瑞を示して云いけるは、「是こそ、主が曰える徴なれ、視よ、祭壇は裂け、その上にある灰は零れ出でん。」<sup>3)</sup> 四王は天主の人がベテルの祭壇に向かいて呼わりたる言を聞くや、祭壇よりその手を差伸べて、「彼を捕えよ。」と云いしが、忽ちその彼に向いて差伸べたる手萎えて、再び己が許に引戻すこと能わざりき。<sup>4)</sup> 五また祭壇も裂け、灰も祭壇より零れ出でたり、主の御言によりて、天主の人の預言したるが如し。六王、天主の人に云いけるは、「主汝の天主の御面前にて願ひ、わが爲に祈りて、わが手を我に回復せしめよ。」と。天主の人乃ち主の御面前にて祈りけるに、王、手を己が許に返すを得て、舊の如くになりぬ。七茲に於いて王、天主の人に云いけるは、「我と共に家に來りて食せよ。さらば我汝に贈物を與えん。」と。<sup>5)</sup> 八されど天主の人王に答えけるは、「汝たとい我に汝の家の

2) 最もひどく祭壇を潰すこと。  
 1) 王下二三・一六。1) 今獻げたばかりの犠牲はこうして水の泡になる。  
 4) これによつてイエロボアムの命令は効力を失ひ、誰も敢えて預言者を捕えようとしなかつた  
 5) イエロボアムは預言者の警告に耳を傾ける代りに、彼を味方にしようとする

九 半分を與うとも、我、汝と共に行かじ、またこの處にてパンも食せず水も飲まじ。の九そは主の御言によりて、かくの如き誠命我に命ぜられたるが故なり、即ち、パンを食するなかれ、水を飲むなかれ、また汝の來りし道より歸るなかれ。〃と。一〇かくて彼は他の途より去り行き、そのベテルに來りし道より歸らざりき。二然るにベテルに一人の老預言者住みおりしが、その子等彼の許に來りて、その日天主の人がベテルにて爲したる諸々の業を彼に語り、またその王に告げたる言をも、その父に語れり。一二時に、その父彼等に、「彼いずれの道より去りしか。」と云いしかば、その子等、ユダより來れる天主の人の去りし道を、彼に示せり。一三彼乃ちその子等に云いけるは、「わが爲に、驢馬に鞍置け。」と。しかして彼等鞍置くや、彼打乗りて、一四天主の人の後より追いき、そのテレビン樹の下に坐せるを見出し、之に、「ユダより來りし天主の人は、汝なるか。」と云いしに、その人「我なり。」と答えたり。一五よりて彼之に云いけるは、「我と共に家に來りてパンを食せよ。」一六その人云いけるは、「我

の飲食は仲間であるというしるし天主に與えられた警告を、個人的交際で弱めてはならぬからこう答えた。

二七 歸る能わす、汝と共に行く能わす、また此處にてパンも食せじ、水も  
 飲まじ。一七 そは主、我に主の御言を以て語り、〃彼處にてパンを食す  
 るなかれ、水を飲むなかれ、また汝の行きし道より歸るなかれ。〃と  
 一八 曰いたればなり。一八 彼、之に云いけるは、〃我も亦汝と同じく預言者  
 なるが、天使主の御言を我に告げて曰く、〃彼を汝と共に、汝の家に  
 連れ戻り、以て彼にパンを食せしめ、水を飲ましめよ。〃と。一八 彼か  
 一九 くその人を欺きて、一九 己と共に連れ戻れり。茲に於いてその人彼の家  
 二〇 にて、パンを食し、水を飲みぬ。二〇 然るに彼等食卓に坐せる折しも  
 二一 主の御言、之を連れ戻りし預言者に下りたれば、二一 彼、ユダより來れ  
 二二 る天主の人に呼わり云いけるは、〃主かくぞ曰う、〃汝、主の御口に  
 二三 従わす、主汝の天主が汝に命じ給える誠命を守らずして、二三 立戻り、  
 その汝に、パンを食するなかれ、水を飲むなかれと命じ給いし處に於  
 いて、パンを食し、水を飲みたるに由り、汝の屍は汝の父祖の墓に葬

の一方の預言者は  
 虚偽の口實で欺い  
 たため、他方の預  
 言者は天主のかほ  
 どまでも明確な御  
 指圖に従わず、呪  
 咀のかかつている  
 場所を避けなかつ  
 たため、いずれも  
 罪を犯した。兩人  
 共眞の天主の預言  
 者であつたが、ヨ  
 ナの加く、預言者  
 でも罪を犯さぬと  
 いう結果を生ずる  
 ものでないことを  
 證據立てた。

三三 られざるべし。』と。』<sup>9)</sup> 三三さてかの人は且食し、且飲みた  
 三二 後、己を連れ戻りたる預言者の爲に、その驢馬に鞍置き  
 二四 けるが、二四その去りたる後、獅子道にて彼に逢い、之を殺  
 二五 せり。』その屍は道に倒れおり、驢馬はその傍に立ち、獅  
 二五 子も屍の傍に立ちたり。』<sup>10)</sup> 二五折しも視よ、過ぎ行く人々  
 二六 道に倒れたる屍と、屍の傍に立てる獅子とを見て來り、  
 二六 かの老預言者の住める市に云いふらしたり。』<sup>二六</sup> 彼を途より  
 二七 連れ戻りしその預言者、之を聞きて云いけるは、「それこ  
 二七 そは、主の御口に從わざりし天主の人なれ。主、それ故に  
 二七 之を獅子に付し給い、獅子彼を噛み裂きて殺せるなり、即  
 二七 ち主の彼に曰いし御言の如し。』と。』<sup>二七</sup> 次いで彼その子等  
 二八 に云いけるは、「わが爲に驢馬に鞍置け。』と。』<sup>二八</sup> 彼等鞍置  
 二八 きしかば、<sup>二八</sup> 彼行ききたるに、道に倒れたるその屍と、屍の

<sup>9)</sup> 即ち故國を離れて横死する。家の墓に葬られぬことは、ヘブレオ人にとつては重い罰であつた。創四七・三〇。母下一九・三七等参照。—<sup>9)</sup> この預言者はベテルへ帰ること、自分の預言をイスラエル人にさえ疑われるようにした。それで天主は驚くべき事件で、その眞實であることを立證し給うた。—<sup>10)</sup> 殺した預言者を喰わず、驢馬を襲わぬのは、獅子の性質に反したことである。これは天主の御手がこの場合はたらいっていることをすべての人に明示するためであつた。

二九 傍かたわらに立たてる驢馬ろばと獅子しゆとを見出みだしたり。獅子しゆは屍かばねを喰くらわず、また驢馬ろばをも害そこなわざりき。二九 預言者よげんしや乃すなわち天主てんしゆの人の屍かばねを取り、之これを驢馬ろばに載のせ、之これを悼いたまんとて老預言者ろうよげんしやの市まちに携たずえ歸かえれり。三〇 即すなわち、その屍かばねを已おのが墓はかに入れ、「ああ、ああ、わが兄弟きやうだいよ。」と、之これを悼いたみぬ。11) 三 彼等かれらその人ひとを悼いたみし後のち、彼かれ、その子等こらに云いいけるは、「わが死ししたらん時ときは、天主てんしゆの人の葬ほうむられたる墓はかに我われを葬ほうむり、彼かれの骨ほねの傍かたわらにわが骨ほねを置おけ。」三 蓋けだし、彼かれが主しゆの御言みことばによりて、ベテルにある祭壇さいだんに向むかい、またサマリア<sup>12)</sup>の邑々まちにあるすべての高き處たかところの宮みやに向むかい、預言よげんしたる言ことばは必ず成就じやうじゆするに至いたらん。」と。三三 この事ことの後のちも、イエロボアムはその悪あしき道みちより立歸たちかえらず、却かえつて最いとも賤いやしき民たみを高き処たかところの司祭しさいとなしぬ。即すなわち欲のぞむ者ものは何人なにびとと雖いえども、彼かれその手てを充みたしければ<sup>13)</sup> 高き處たかところの司祭しさいとなれり。三四 この故ゆえに、イエロボアムの家罪いえつみを犯おかし、一掃そうされて地ちの表おもてより滅亡めつぼうせり。

11) 仕來りの死者哀悼。耶二二・一八参照。—12) サマリヤ市は後に至つて漸く(一六・二四参照)建てられたが、その名はここに豫め用いられてゐる。それはまた十族の王國の名前にもなつてゐる。  
 13) 司祭にした。彼等がそれに天主のお召しを受けているか否かには頓着なく。

# 第十四章

アヒア、イエロボアム家の破滅を預言す―イエロボアム死してその子ナダブ後を繼ぐ―エジプト王イエルサレムを占領掠奪す―ロボアム死してその子アピアム後を繼ぐ。

二一 一その頃、イエロボアムの子アピア病めり。二イエロボアム乃ちその妻に云いけるは、「起ちて汝、イエロボアムの妻たることを知れざるように衣服を着更え、シロに行け、彼處には、わがこの民を治むべき事を我に告げたる、預言者アヒアあり。三また汝の手に、パン十箇と菓子と一壺の蜜とを取りて、四彼の許に行け。蓋し彼はこの童の如何になるべきかを汝に示さん。」と。五イエロボアムの妻、彼の云いたる如くに爲し、起ちてシロに行き、アヒアの家に至れり。されど彼は、その眼老齡の爲霞みたるに由りて、見るを得ざりき。六時に主アヒアに曰いけるは、「視よ、イエロボアムの妻、病めるその子に就き、汝に問わんとて入り来る。汝之にかくかく告ぐべし。」と。かくて彼女が眞の身分を隠して入り来るや、七アヒア、その

第十四章 1) 本

一一・三一。

―イエロボア

ムは預言者の

警告に従わな

かつたので、

公然彼にすが

ることは取え

てしない。

2) 土産物の少

いのは、平民

の女と見せか

けるため。

七 戸口より入り来る聲音を聞きて、云いけるは、「イエロボアムの妻よ、入り來れ。汝何故に別人の如く装うや。されど我は酷き使者として、汝の許に遣されたり。七 行きてイエロボアムに云え、<sup>七</sup>主イスラエルの天主はかくぞ曰う、我は汝を民の中より擧げて、汝をわが民イスラエルの君となし、<sup>八</sup>ダヴィドの家より王國を裂き取りて、之を汝に與えたるに、汝は、わが僕ダヴィドがわが誠命を守り、心を盡して我に従い、わが眼前に嘉さるる事を爲したる如くにせず、<sup>九</sup>却つて汝の前にありしすべての者にも増して悪を行い、<sup>3)</sup>己が爲に鑄物なる他の神々を造りて我の怒を招き、我を汝の背後に抛ちたり。一〇 されば視よ、我、イエロボアムの家に災禍を下しイエロボアムより出でたる、壁に尿する者は、<sup>4)</sup>イスラエルにて閉込めおかるる最小さき者<sup>5)</sup>迄も打ち滅ぼし、糞土の除き去らるる如く、清くなるまでイエロボアムの家の残れる者を除き去らん。<sup>6)</sup>二 イエロボアムの血族にして市にて死する者は、犬之を喰わん。また畑にて死する者は、空の鳥之

3) 彼の前には律法に反する祭祀を常住の國家的制度とした者は一人もなかつた。  
 4) もとは犬の意味に用いたが、絶滅のこととを述べる箇所においてのみ人間の男子の意に用いられる。―5) 抵抗力なき者、又は奴隸。  
 6) 本一五・二九。



二三 を貪り喰わん。それは主かく曰いたればなり。二三されば、

汝起ちて汝の家に行け。汝の足の邑に入らん時、子死すべ

一三 し。三 イスラエル、舉りて彼を悼み葬らん。實にイエロ

ボアムの血族の中、唯彼獨り墓に納めらるべし。そはイエ

ロボアムの家の中、彼に就きて善き言、主イスラエルの天

一四 主より得られたればなり。一四さて主は御自らの爲にイスラ

エルの上に、一人の王を立て給わん。彼はこの日この時、

一五 イエロボアムの家を討たん。一五また主なる天主イスラエル

を撃ちて、水中の葦のよく揺ぐが如くになし、イスラエル

を、その父祖に與え給いしこの佳き地より抜き取りて、之

を川の彼方<sup>10)</sup>に撒き散らし給わん、<sup>11)</sup>そは彼等、己が爲に

一六 並木<sup>12)</sup>を作りて、主の御怒りを招きたればなり。一六更に主

は、イエロボアムが罪を犯し、且イスラエルに罪を犯さし

の埋葬されぬ恥辱については、

母下二一・一〇を見よ。申二八

・二六参照。一〇)その子の死に

際し、この時と事情とが適中す

れば、他の預言も適中するであ

らうという印にもなる筈。

の天主に定められた日と時に。

10)別に詳しく述べてない「河」

は常にエウフラト河のこと。

11)バビロンに捕われて行つた時

のように。一12)ヘブレオ語「ア

シエレン」。これはすべての偽

神の偶像、殊にイエロボアムが

ベテルとダンとに建てた犢の像

をさす。本一二・二八などを参

照。

一七 めたる罪の爲に、イスラエルを付し給わん。」と。一七 茲に於いてイエロボアムの妻、起ちて辭し去り、テルサ<sup>13)</sup>に至りしが、その家の敷居を越えて入るや、子死せり。一八 人々之を葬り、イスラエル舉りて之を悼みぬ、主がその僕、預言者アヒアの手によりて曰える御言の如し。一九 イエロボアムの殘餘の事、即ちその如何に戦いしか、如何に治めしかは、視よ、イスラエルの王の歴代史の書に録されたり。二〇 さてイエロボアムが治めたる日數は二十二年なりき。しかして彼その父祖と共に眠り、その子ナダブ彼に代りて王となれり。14) 二三 されどユダに於いては、サロモンの子ロボアム王たり。ロボアムはその統治を始めし時四十一歳にして、主がその御名を其處に置かんとて、イスラエルの諸族の中より選み給いし市なるイエルサレムにて、十七年の間治めたり。15) その母は名をナ-

13) テルサは舊のカナアンの王都。書一二・二四参照。  
 14) イエロボアムはイスラエルの元兇。十族王國の諸王は例外なくこれに従つた。それはみな彼のように、離反を、自分の支配權を保護するもので、且ユダ王國との堅固な隔壁と思つたから。  
 15) 十族の離反はロボアムに有益な感銘を與えたので、彼は最初善政を布いた。しかしそれも三年しか續かなかつた。

三三 マと云いて、アンマン人なりき。16) 三三 ユダ17) また主の御前に悪を行ひ、その犯したる罪により、その父祖の爲したるすべての事にまさりて主を怒らせ奉れり。三三 即ち彼等も亦己が爲に、祭壇や像や並木を、すべての高き丘の上、すべての緑木の下に建てたるなり。三四 剩えその國には男娼18) ありて、主が會てイスラエルの裔等の面前にて滅し給える異邦人のあらゆる憎むべき事を行えり。三五 然るにロボアム王の第五年に、エジプトの王セサク、イエルサレムに上り來て、三六 主の家の寶と、王の寶とを取り、あらゆる物を掠め去りぬ。サロモンが作りし黄金の楯をも亦然せり。19) 三七 その代りにロボアム王、青銅の楯を作りて、之を楯持の長及び王の家の門前に見張する者の手に付せり。三八 かくて王が主の家に入る時、20) その前に行くを役目となす者、之を携

16) アンマン人とはアンモン人のこと。代下一二・一三。17) ユダ王國。18) 即ち厭うべきアスダルテ崇敬に帰依している人々異教の祭祀には、女のみならず男も神を頌えるために身を汚すようなのが少くなかつた。  
 19) 本一〇・一六。20) 彼はかよらにして自分がヤーヴェの崇敬者であることを公けに知らせた故に偽神禮拜の發頭人は、彼よりも寧ろその母(三一節)及びその妻たち(一五・一三)であつた。ユダでは天主からの離反がただ黙認されていただけで、律法にある主の崇敬も依然ならび行われていたから、人民は屢々之に立ち帰つたが、イスラエ

二九 え、然る後彼等また楯持の具足庫に持ち歸れり。二九さてロボアムの殘餘の事、その爲したる一切は、視よ、ユダの王の歴代史の書に録されたり。三〇ロボアムとイエロボアムとの間には、常に戦争<sup>21)</sup>ありき。三一やがてロボアム、その父祖と共に眠りて、彼等と共にダヴィドの市に葬られたり。因にその母は名をナーマと云いてアンマン人<sup>22)</sup>なりき。次いでその子アビアム、彼に代りて王となれり。

ル王國では新祭祀が同國の分れて存續する上の根本條件とされていた。—<sup>21)</sup>敵對。しかし野戰などをする本當の意味の戦争ではない、なぜならそれはロボアムには禁じられていたし(一二・二三以下)、彼の後繼者アビアムの代に漸く始まつたから。  
<sup>22)</sup>本章の註一六を見よ。

### 第十五章

ユダの王アビアム及びアサの事蹟と、イスラエルの王ナダブ及びバサの事蹟。

一 かくてナバトの子イエロボアム王の第十八年に、アビアム、ユダの王となり、ニエルサレムにて三年の間治めたり。その母はアベサロムの娘<sup>1)</sup>にして名をマーカと云えり。<sup>2)</sup> 彼はその父が己の前に行いたる諸々の罪の中に歩み

第十五章 1)ヘブレオ語「バト」は普通「娘」を意味するが、孫娘のこととも屢々「バト」と云う。こゝはその意味。  
2)代下一三・二。

四 その心こころまた己おのが父ちちダヴィドの心こころの如ごとく、その主しゅなる天主てんしゅに對たいして全まったからざりき。四よされどダヴィドの故ゆえにその主しゅなる天主てんしゅ、イエルサレムに於おいて之これに燈火ともしびを興あたえ、彼かれの後あとにその子こを起おこしてイエルサレムを確立かくりつせしめ給たまえり、<sup>3)</sup>五ごそはダヴィド、主しゅの御眼おんめに義たしき事ことを爲なし、その一生いっしょうを通つうじて、へト人びとウリアの事ことの外ほかは、主しゅの己おのれに命めいじ給たまいしすべてに違背たがわざりしが故ゆえなり。<sup>4)</sup>六ろく然しかれどもロボアムとイエロボアムとの間あいだには、その生涯しょうがいの間あいだいつの日ひにも戦爭たうかいありき。<sup>5)</sup>七しちさてアビアムの殘餘ぼんごの事こと、その爲なしたる一切さいは、是これユダの王おうの歴代史れきだいいしの書ふみに録かきしるに非あらずや。アビアムとイエロボアムとの間あいだには戦爭たうかいありき。<sup>5)</sup>八はちアビアムその父祖ふそと共ともに眠りたれば、人々ひとぐ之これをダヴィドの市まちに葬ほうむりたり。次ついでその子こアサ、彼かれに代りて王おうとなれり。<sup>6)</sup>九くかくイスラエルの王おうイエロボアムの第二十年だいにねんに、アサ、ユダの王おうとして君臨くんりんし、<sup>10)</sup>一〇じゅうイエルサレムにて四十一年よんじゅういちねんの間あいだ治めたり。その母ははアベサロムの娘むすめにして、名なをマーカと云いえり、ニアサはその父ちちダヴィドの如ごとく主しゅの御眼おんめ

3) 本一一・三六及びその註参照。一4) 母下一一・四。

5) 代下一三・三。一6) 代下一四・一。

7) 祖母。このへブレオ語はころも譯すことが出来る。

註一参照。

一三 前に義しき事を爲せり。一三 即ち國より男娼を追い拂い、己が  
 父祖の造りたる穢らわしき偶像を悉く取り除きたり。一三 剩え  
 己が母マーカをも斥けて、プリアプスの社とその之に献げた  
 一四 る並木との司たるを禁め、<sup>8)</sup> その洞を毀ち、穢らわしき偶像  
 を碎きてセドロンの溪谷にて焼き棄てたり。<sup>9)</sup> 一四 されど高き  
 一五 處<sup>10)</sup> は、彼之を除かざりき。然りと雖も、アサの心はその生  
 くる日の限り主に對して全かりき。一五 彼はその父の奉獻せし  
 物と、己の誓いし物とを、主の家に搬び入れぬ、銀、金、器  
 一六 具など即ち是なり。<sup>11)</sup> 一六 きて、アサとイスラエルの王バーサ  
 一七 との間には、彼等の生くる日の限り戦争ありき。一七 即ちイス  
 ラエルの王バーサ、ユダに上り來て、ユダの王アサの方なる  
 何人にも出入するを得ざらしめんとて、ラマを築きたり。<sup>12)</sup>  
 一八 茲に於いてアサ、主の家の寶庫と、王の家の寶庫とに残れ

8) 彼はマーカが恥すべきア  
 スタルテを祀ることを擴め  
 るために悪用した王太后と  
 いう稱號を剝奪した。  
 9) イエルサレム市と橄欖山  
 との間にある深い谷。その  
 不淨な灰で同市を瀆さぬた  
 め。一<sup>10)</sup>本三・三註三參照。  
 11) 代下一五・一八。一<sup>12)</sup>ラ  
 マは今日のエル・ラムで、  
 南から北の王國に至る最も  
 重要な交通路たる、イエ  
 ルサレムからペテルを經てシ  
 ケムにゆく街道に沿い、イ  
 エルサレムから北へ行程二  
 時間の所にある。一<sup>12)</sup>代下一  
 六・一。

一九 する銀と金とを悉く取り、之をその僕等の手に付し、彼等をダマスコに住めるシリアの王、ヘジオンの子なるタブレモンの子ベナダドの許に遣して云わしめけるは、一九「我と汝との間、及びわが父と汝の父との間には盟約あり、されば我汝に禮物として銀と金とを贈りて願う、汝來りて、汝がイスラエルの王バーサと結びたる盟約を破れ、これ彼が我より退かんためなり。」と。13) 二〇ベナダド、アサ王の意に従い、己が軍勢の諸將をイスラエルの市々に遣しければ、彼等、アヒオン、ダン、マーカの家のアベル、及びケネロトの全部、即ちネフタリの全地を討ちたり。二一バーサ之を聞くや、ラマを築くことを中止して、テルサに歸れり。二二時にアサ王ユダ全國に布令を出して曰く、「何人をも免除するなかれ。」と。二三人々乃ちバーサが築きたるラマの石材とその木材とを取り來りしかば、アサ王之を以て、ベンヤミンのガパーと、マスファアとを築けり。二四さてアサの殘餘のあらゆる事、そのすべての武勇、その爲したる一切、及びその築きたる市々は是、ユダの王の歴代史の書に録されたるに非ずや。然れども彼は老

13) バーサは宿敵パレスチナをその内事で紛糾させて、イスラエル滅亡の因を作つた。

二四 年ねんに至りて足あしを病やめり。二四 彼はかれその父祖ふそと共に眠りて、彼等かれらと共にその父ちよダヴ  
イドいどの市まちに葬ほうむられたり。次ついでその子こヨザファト、彼かれに代りて王おうとなれり。14)

二五 然しかるにユダうだの王おうアサあさの第二だいに年に、イエロボアムいへろぼあむの子こナダブなだぶ、イスラエルいすらえの王おう

二六 となりて二年ねんの間あいだイスラエルいすらえを治おさめたり。二六 彼はかれ主しゆの御眼前おんめのまえに悪あしき事ことを爲なし

己おのが父祖ふその道みちを踏ふみてその罪つみの中うちに歩あゆみ、以もつてイスラエルいすらえに罪つみを犯おかさしめた

二七 里り。15) 然しかるにイツサカルいっさかるの家いえのアヒアあひあの子こババーサーさは、彼かれをつけ狙ねらい、フイリ

スト人びとの邑まちなるゲツベトンげつべとんに於おいて之これを討うち取とれり。そはナダブなだぶ及びおよイスラエ

二八 ルこぞ舉りてゲツベトンげつべとんを圍かこみ居いたればなり。二八 かくてババーサーさ、ユダうだの王おうアサあさの第だいに

二九 三年ねんに彼かれを殺ころし、之これに代りて王おうとなれり。二九 しかして彼かれ、王おうとなるに及および、イ

エロボアムえろぼあむの全家ぜんかを討うちて、その胤たねの者ものは一人ひとりだに殘のこさず、遂ついに全まったく之これを滅ほろぼせ

三〇 里り。即すなわち主しゆがその僕しもべシロ人びとアヒアあひあの手てによりて曰のたまえる御言みことばの如ごとし。16) 三〇 是これはイ

エロボアムえろぼあむが罪つみを犯おかし、且かつイスラエルいすらえに罪つみを犯おかさしめたる罪つみの爲ため、また彼かれが主しゆ

三一 イスラエルいすらえの天主てんしゆを怒いからせ奉まっりたる科とがの爲ためなり。三一 さてナダブなだぶの殘餘ほかの事こと、及およ

14) 代下

一七・

一。

15) 黄金

の犢を

禮拜さ

せて。

16) 本二

一・二

二。一

四・一

○。



三二 びその爲したる一切は、是、イスラエルの王の歴代史の書に録されたるに非ずや。三三ア  
 三三 サとイスラエルの王バーサとの間には、彼等の生くる日の限り戦争ありき。三三ユダの王  
 三四 アサの第三年に、アヒアの子バーサ、イスラエル全國の王となり、テルサに於いて二十  
 四年の間治めたり。三四 彼は主の御前に悪を行ひ、イエロボアムの道を踏みてその罪の中  
 に歩み以てイスラエルに罪を犯さしめたり。

## 第十六章

イエフ、バーサの非運を預言すーザンブリ、バーサの子エラを殺し、  
 その一族を悉く滅ぼす アカブの父アムリの統治。

一 時に主の御言、ハナニの子イエフに下り、バーサを咎めて曰く、二 我汝  
 を塵の中より擧げて、わが民イスラエルを統ぶる主君となしたるに、<sup>1)</sup> 汝、  
 イエロボアムの道を歩みて、わが民イスラエルに罪を犯さしめ、彼等の罪  
 によりて我を怒らしめたれば、<sup>三</sup> 視よ、我、バーサの後裔とその家の後裔  
 とを剪除きて、汝の家をナバトの子イエロボアムの家の如くになさん。<sup>2)</sup>

第十六章 1) 此  
 れから彼が名  
 家の出ではな  
 いことを推定  
 してよかるう  
 2) 本一四・一  
 ○。

四 バーサの血族の中市にて死する者は、犬之を喰わん、またその血族の中  
 田舎にて死する者は、空の鳥之を啄まん。」と。3) 五 さて、バーサの殘餘  
 の事、凡てその爲したる所、及びその戦争は、是、イスラエルの王の歴  
 代史の書に録されたるに非ずや。六 かくてバーサその父祖と共に眠り、  
 テルサに葬られたり。次いでその子エラ、彼に代りて王となれり。七 然  
 るにバーサに對し、その家に對し、又彼が主の御前に爲して之をその手  
 の業により怒らせ奉りたる諸々の惡とに對し、イエロボアムの家の如く  
 にならんとの主の御言、ハナニの子、預言者イエフの手によりて下りし  
 時、バーサはその故をもて、彼、即ちハナニの子預言者イエフを殺せ  
 り。4) 八 ユダの王アサの第二十六年に、バーサの子エラ、イスラエルの王  
 となり、テルサに於いて二年の間治めたり。九 彼の僕にして騎兵の半分  
 の隊長なるザンブリ、彼に叛きしが、折しもエラはテルサにあり、テル  
 サの侯伯アルサの家にて飲み、酔い居たり。一〇 かくてユダの王アサの第

3) 本一四・一一。  
 4) 「即ち」以下は  
 ヘブレオ語聖書  
 の本文には見當  
 らない。この預  
 言者の豫言によ  
 つても、バーサ  
 は自らその殺戮  
 を行ふ權を得な  
 かつた。バーサ  
 はイスラエルで  
 王を弑した最初  
 の先例を作り、  
 王室の全員を殺  
 害した最初の人  
 であつた。

二七 一七 茲に於いて、アムリ、及び之に従うイスラエル皆、ゲツベトンよ  
 一六 ツベトンを圍み居たりしが、一六ザンブリ叛きて王を殺したりと聞くや、イス  
 一五 歴代史の書に録されたるにあらずや。一五ユダの王アサの第二十七年に、ザン  
 一四 一四さて、エラの殘餘の事、及びその爲したる一切は、是、イスラエルの王の  
 一三 一三はバーサのすべての罪と、その子エラ  
 一二 一二は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 一一 一一は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 一〇 一〇は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 九 九は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 八 八は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 七 七は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 六 六は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 五 五は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 四 四は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 三 三は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 二 二は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、  
 一 一は彼等罪を犯し、またイスラエルをして罪を犯さしめ、

5) 王下九  
 ・三一。  
 6) 即ち彼らの偶像黄金の犢など、虚偽の、空しきまやか、か、しもの、をさす。  
 本章二六節参照。  
 のユデア史上、これより短命の政權はない。

一八 上り<sup>のぼ</sup>りて、テルサを圍<sup>かこ</sup>みぬ。一八ザンブリ、市の占領<sup>せんりょう</sup>せられんとするを見<sup>み</sup>て、宮殿<sup>きゅうでん</sup>に入り、王<sup>おう</sup>の家<sup>いえ</sup>と共に身<sup>み</sup>を焼<sup>や</sup>きて死<sup>し</sup>せり、一九即ち主<sup>しゆ</sup>の御前<sup>みまへ</sup>に悪<sup>あく</sup>を行<sup>おこな</sup>い、イエロボアムの道<sup>みち</sup>を歩<sup>あゆ</sup>みて犯<sup>おか</sup>したる已<sup>おの</sup>が罪<sup>つみ</sup>と、イスラエルに罪<sup>つみ</sup>を犯<sup>おか</sup>さしめたるその罪<sup>つみ</sup>との中<sup>うち</sup>に死<sup>し</sup>したるなり。二〇さて、ザンブリの殘<sup>ほ</sup>餘<sup>か</sup>の事<sup>こと</sup>、及びその謀反<sup>むはん</sup>とその虐政<sup>ぎやくせい</sup>とは、是<sup>これ</sup>、イスラエルの王<sup>おう</sup>の歴代史<sup>れきだいし</sup>の書<sup>ふみ</sup>に録<sup>かきしる</sup>されたるに非<sup>あら</sup>ずや。三その時<sup>とき</sup>イスラエルの民<sup>たみ</sup>は二つに分<sup>わか</sup>れたり。即ち民<sup>すなわ</sup>の半<sup>なか</sup>はギネトの子<sup>こ</sup>テブニに従<sup>したが</sup>いて之<sup>これ</sup>を王<sup>おう</sup>と爲<sup>な</sup>し、半<sup>なか</sup>分<sup>わか</sup>はアムリに従<sup>したが</sup>いしなり。三三然<sup>しか</sup>るにアムリ方<sup>がた</sup>の民<sup>たみ</sup>、ギネトの子<sup>こ</sup>テブニに従<sup>したが</sup>える民<sup>たみ</sup>に勝<sup>か</sup>ち、テブニ死<sup>し</sup>しければ、<sup>9)</sup>アムリ王<sup>おう</sup>となりぬ。三三ユダの王<sup>おう</sup>アサの第三十一年<sup>ねん</sup>に、アムリ、王<sup>おう</sup>となりて、十二年<sup>ねん</sup>の間<sup>あいだ</sup>イスラエルを治<sup>おさ</sup>めたり。テルサに於<sup>お</sup>いては六年<sup>ねん</sup>の間<sup>あいだ</sup>治<sup>おさ</sup>めたり。三四彼<sup>かれ</sup>はソメルより、銀<sup>ぎん</sup>二タレントにてサマリアの山<sup>やま</sup>を買<sup>か</sup>い、之<sup>これ</sup>に建<sup>けん</sup>築<sup>ちく</sup>し、山<sup>やま</sup>の持主<sup>もちぬし</sup>セメル<sup>10)</sup>の名<sup>な</sup>に因<sup>ちな</sup>みて、その建<sup>た</sup>てたる市<sup>まち</sup>の名<sup>な</sup>をサマリアと稱<sup>よ</sup>べり。<sup>11)</sup>三五アムリは主<sup>しゆ</sup>の御前<sup>おんめのまへ</sup>に悪<sup>あく</sup>を

8) ヘブレオ語「自分の罪のため。」「の戦死もしくは暗殺による死。」「10) ヘブレオの文字には、昔母音の文字がなかつたため同じ名を、ソメルともセメルとも讀むことができた。しかし同一人。」「11) 位置は昔の砦や首都とするのに極めて好都合であつた。山は八キロメートルの廣

二六 爲し、己の前にありしすべての者にもまさりて悪しき行いをなした  
 り。二六 即ち全くナバトの子イエロボアムの道を踏みて、その罪の中に  
 歩み、以てイスラエルに罪を犯さしめ、その空しき物によりて、主イ  
 二七 スラエルの天主を怒らせ奉りしなり。二七 さて、アムリの残餘の事、及  
 びその交えたる戦争は、是、イスラエルの王の歴代史の書に録された  
 二八 るに非ずや。二八 やがてアムリはその父祖と共に眠り、サマリアに葬ら  
 二九 れたり。次いでその子アカブ、彼に代りて王となれり。二九 即ちアムリ  
 の子アカブは、ユダの王アサの第三十八年に、イスラエルの王となれ  
 り。かくてアムリの子アカブは、サマリアに於いて二十二年の間イス  
 三〇 ラエルを治めたり。三〇 アムリの子アカブも、己が前にありしすべての  
 三一 者にまさりて、主の御眼前に悪を行えり。12) 三三 しかし彼はナバトの子  
 イエロボアムの罪の中に歩むを以て足れりとせず、剩えシドン人の王  
 エトバールの娘イエザベルを納れて妻となし、13) 行きてバールに事え、

さの摺鉢形の谷か  
 ら抜んでて約三百  
 四十メートルの高  
 さに聳え立つてい  
 た。サマリアはイ  
 スラエル王國滅亡  
 まで、依然首都で  
 あつた。——12) 簡單  
 な要約、これに以  
 下の個別的詳述が  
 續く。——13) チロと  
 シドンとの王でア  
 スタルテの司祭で  
 あつたエトバール  
 (バール彼と共に  
 あり)は、その兄  
 弟を殺した。イエ  
 ザベルは、天主に

三三 之これを拜はいせり。三三しかしてそのサマリアに建たてたるバールの神殿しんでん内に、バールの爲ために祭さい壇だんを設もちけ、三三並木なみきを植うえたり。かくアカブその悪行あしきわざを累かさね、己おのが前まへにありしすべてのイスラエル王おうにまさりて、主しゆイスラエルの天主てんしゆを怒いからせ奉まっれり。三四彼かれの代よにベテルのヒエル、イエリコを建たてたり。14) 彼かれ、その初子ういごアビラムの時に、その基礎もとを据すえ、その末子すえごセグブの時に、その門もんを建たてたり、15) 即すなわち、主しゆがヌンの子こヨズエの手てによりて、告つげ給たまへる御言みことばの如ごとし。

帰依しなかつたから、これとの結婚は律法（出一三・一六）に抵触していた。首都にバールの神殿が建てられたのは、かの女のせいにはかならず、それによつてイスラエルは公然異教國であることを發表したようなものである。—14) イエリコ再建の禁令については、書六・二六を見よ。天主の禁じておいでになるイエリコ建設を實行したのは、イスラエルが不信仰である證據であつた。アカブはイエリコを固めて以て、ヨルダン渡河とユダ侵入の地点を確保するつもりであつたのである。15) 彼は城砦の基礎を築いている間に長子を、また門を建て終えた時に末子を失つた。

# 第十七章

エリア天を閉じて雨を止む―彼初めは鴉に、後にはサレフタの寡婦に養わる―彼その寡婦の子を蘇らしむ。

一 時にガラードの住民の中のテスベ人エリア<sup>1)</sup> アカブに云いけるは、「我がその御眼前に立つ主イスラエルの天主は、活き給う<sup>2)</sup>、わが口の言に依るに非ずば、この幾年か露も雨もあらざるべし。」と。<sup>3)</sup> 二次いで主の御言彼に下りて曰く、「汝此處を去りて東の方に行き<sup>4)</sup>、ヨルダンに面せるカリトの川の畔に隠れよ。其處にて汝その川より飲むべし、また我は、其處にて汝を養うことを、鴉に命じたり。」と。<sup>5)</sup> 茲に於

第十七章 1) エリアとは「わが神はヤーヴェなり」の義。彼は、世の終末のその特別な役割は別にしても、舊約及びユデアの傳承中、モイゼに次ぐ最大人物。―2) 聖書中に屢々出てくる誓の語。3) イスラエル王國には、レヴィ人及び司祭による天主に對する祭祀及び供犠がなく、國中に天主への不信仰が瀰漫して、偶像禮拜が盛んになつた。それで主は、奇蹟を行つてその御神性を知らせ給うた。―集四八・一。雅五・一七。―4) ヨルダンの東の地方は森林や巖窟に富んでいる。彼をしてアカブ及びイエザベルの迫害に對して身の安全を圖らせるため、退き隠れさせる思召なのである。

六 いて彼、行きて主の御言の如くになしぬ。即ち行きてヨルダンに  
 面せるカリトの川の畔に住めり。六かくて鴉は彼に朝パンと肉  
 とを、晩にも同じくパンと肉とを持ち來れり。七 しかして彼、川  
 より飲めり。七 然るに數日の後、川涸れたり。蓋し地に雨降らざ  
 りしなり。八時に主の御言彼に下りて曰く、九 起ちてシドン人の  
 サレフタに行き、彼處に滞留まれ。我、其處の或寡婦に汝を養う  
 一〇 ことを命じたればなり。と。一〇 彼乃ち起ちてサレフタに行き  
 ぬ。その市の門に至りし時、寡婦の薪を拾うを認めたれば、彼  
 之を呼びて云いけるは、「器に少許の水を入れ、我に與えて飲ま  
 しめよ。」と。八) 二しかして女がそれを持ち來らんとて行くを、彼  
 その背後より呼びて云いけるは、「請う、なお一口のパンをも汝  
 の手にて我に持ち來れ。」と。一二 女答えけるは、「主女の天主は活  
 き給う。我にはパンなし、ただ壺に一掴みの麥粉と瓶に少許の油

5) カリト川はヤボク河の一支流であつたらしい。一) これらの鴉がどこからパンと肉とを取つて來たか、それに対しては彼らにそれを持ち行けと命じ給うた方が御配慮になつたのである(聖アウグスチノ) 一) サレフタはサレフタとも云い、地中海に臨み、シドンとチロとの間にあり、シドンから南へ行程三時間路四・二五参照。  
 8) 路四・二六。



一三 あるのみ。視よ、我、二本の薪を拾う。是、わが入りて、我とわが子との爲にパンの調理り、食して以て死せん爲なり。」<sup>一三</sup> エリア之に云いけるは、「恐るるなかれ、<sup>10)</sup> ただ行きて汝の云える如くにせよ。然れども先ずその麥粉もてわが爲に小さきパンを灰の下にて焼き、わが許に持ち來れ。然る後汝と汝の子との爲に調理れかし。<sup>一四</sup> 蓋は主イスラエルの天主、かく曰えばなり、〃主が地の面に雨を與え給う日まで、壺の麥粉は盡きず、瓶の油は減らざるべし。〃と。」<sup>一五</sup> 女、行きてエリアの言の如くなし、彼も女も、その家の者も食したり。しかしてその日より、<sup>一六</sup> 壺の麥粉は盡きず瓶の油は減らざりき、即ち主がエリアの手によりて告げ給える御言の如し。<sup>一七</sup> 然るにこの後、その家の主婦の子病むに至りしが、病甚だ重くして、その身の呼吸絶え果てたるほどなりき。<sup>一八</sup> 女乃ちエリアに云いけるは、「天主の人よ、我と汝とに何の關係かある。汝、我にわが罪を思い出さしめ、またわが子を殺さんとして、わが許に來りしか。」と。<sup>11)</sup> <sup>一九</sup> エリア

9) 原文 illum 「それを」

10) 彼はこう云つて、嚴しい信仰の試鍊を始めるが、それはかの女が天主を信じていたからである。——11) 寡婦は天主と親密なエリアがいるので、始めて自分の罪が天主に判然と知れたのだと思つた。

二〇 之に云いけるは、「我に汝の子を付せ。」と。かくて彼その懐  
 より子を取り、己が滞留まれる高間に運びて、己の臥床に載せ  
 たり。二〇 しかして主に呼わりて云いけるは、「主よわが天主よ、  
 汝、我がその許にて此上なくよく養われおる寡婦をも亦苦しめ  
 て、その子を殺さんとし給うや。」と。 二二 次いで彼、身を伸べ  
 てその子の上に、三度打ち伏し、<sup>12)</sup> 主に叫びて云いけるは、「主  
 よわが天主よ、願わくはこの子の生命をその身に返し給わんこ  
 とを。」と。<sup>13)</sup> 二三 主、エリアの聲を聞き容れ給えり、即ち子の生  
 命それに歸りて、彼生き返れり。 二三 エリアその子を取りて家  
 の高間より階下に却し、その母に渡して云いぬ、「視よ、汝の  
 子生く。」と。 二四 女エリアに云いけるは、「今や是によりて、  
 我汝が天主の人にして、汝の口の主の御言の眞なることを知れ  
 り。」と。

12) 死者の上に身を伸べて  
 打ち伏す儀式は、他の奇  
 蹟の際の按手同様、象徴  
 的意義を有し、天主の道  
 具たるエリアにより、そ  
 の代禱に應じて起る限り  
 これによつて、死者の復  
 活新生を示そうとするの  
 である。 — 13) 王下四・三  
 四。徒二〇・一〇。

# 第十八章

エリア、アカブの前に至る―彼天より火を下して偽預言者等を服せしめ、祈禱を以て雨を降らしむ。

一 多くの日數を経て、三年目に、<sup>1)</sup> 主の御言エリアに下りて曰く、「行き  
てアカブの許に伺候せよ、さらば我、地の面に雨を與えん。」と。ニエリ  
ア乃ちアカブの許に伺候せんとして行けり。折しもサマリアには甚だしき  
饑饉ありき。<sup>三</sup>よりてアカブ、その家の宰、アブデイアを召しぬ。さて  
アブデイアは主を太く畏れ居たり、<sup>四</sup>即ちイエザベルが主の預言者等を  
殺したる時、彼百人の預言者を取り、<sup>2)</sup> 之を五十人と五十人とに分ちて  
洞穴に隠し、パンと水とを以て之を養えり。<sup>五</sup>時にアカブ、アブデイア  
に云いけるは、「國中を巡りて、すべての水の源と、すべての谷とに至  
れ、或は草を見出して、馬や騾馬を救い、家畜を全滅せしめざることを  
得べきか。」と。<sup>六</sup>彼等地域を分ちて之を巡ることとなし、アカブ<sup>3)</sup>は一

## 第十八章

<sup>1)</sup> 彼

がサレフタ滞在の三年目、早魃の四年目。

<sup>2)</sup> 預言者の弟子たちで一種の團體を作つていた人々。―<sup>3)</sup> 全くの獨りではなく一團の従者をつれて。アブデイアも同様。

七 の道より、アブデディアは他の道より、獨り行きぬ。セアブデディア道にある間に  
 エリア之と出逢えり。アブデディア彼を認むるや、平伏して云いけるは、「わが  
 八 君、エリアよ、汝なりや。」彼之に答えけるは「我なり。行きて汝の主君に、  
 九 「エリア此にあり。」と云え。」彼云いけるは、「我、何の罪を犯したればと  
 一〇 てか、汝の僕なる我をアカブの手に付して、我を殺さしめんとはする。」主  
 汝の天主は活き給う、わが主君の人を遣りて汝を探ねしめざる民も王國もなし。  
 二 しかして皆「彼、此處にあらず。」と答えたる時、彼いずれの王國にも民にも  
 汝を見ざりしことを誓わしめたり。二然るに今汝我に、「行きて汝の主君に、  
 三 エリア此處にあり。」と云え。」と云う。三しかして我汝の許を去りなば、  
 主の靈、わが知らざる處に汝を連れ行き給わん。さらば我入りてアカブに告ぐ  
 るも、彼汝を見出さずして、我を殺さん。されど汝の僕はその幼少より主を畏  
 一三 る。一三イエザベルが主の預言者等を殺したる時、わが爲したる所、即ち主の預  
 言者等百人を、五十人と五十人とに分ちて洞穴に隠し、パンと水とを以て之を

4) アカブ王の氣質ではかかる恐れがあつた。アには既にこ  
 ういう經驗があつたに相違ない。

一四 養いし事は、わが主君汝、聞き給わざりしか。一四しかも今汝は  
 云う、〃行きて汝の主君に、エリア此處にあり。〃と云え。〃  
 一五 と。是、彼をして我を殺さしむるなり。〃と。一五エリア云いけ  
 るは、「わがその御面前に立つ萬軍の主は活き給う、今日我彼  
 一六 の許に伺候せん。〃と。一六茲に於いてアブデリア、行きてアカ  
 ブに逢い、之に告げしかば、アカブ、エリアに逢わんとて來  
 一七 り、一七彼を見るや、云いけるは、「汝はかのイスラエルを惱ま  
 一八 す者なるか。〃<sup>5)</sup> 一八彼云いけるは、「イスラエルを惱ましたるは  
 我に非ずして、主の御誠命を棄てて、バールに従いたる汝と汝  
 一九 の父の家となり。一九然れども今人を遣して、すべてのイスラエ  
 ルと、バールの預言者四百五十人と、イエザベルの食卓より食  
 する並木の預言者四百人とを、カルメル山<sup>6)</sup>に集めてわが許に  
 二〇 到らしめよ。〃と。二〇アカブ乃ちすべてのイスラエルの裔等の

5) 彼は自分と人民との偶像禮拜によつて、早魃饑饉という天主のお罰を招いたことを認めようとせず、却つて罪なき人にその責を負わせる。  
 6) 南にエスドレロンの平野を控え、山裾は地中海に没している壯麗な山。  
 7) 饑饉によつても、王にその天主への敵對行爲を悟らせ、やめさせることができなかつたので、眞の誘惑者たる偶像司祭等に、人民一同の前で、眞の天主の力と、偶像の無力との誤解し得ざる證據を示すため。

三 許もとに人ひとを遣つかして、預言者等よげんしやらをカルメル山ざんに集あつめたり。三時ときにエリア、民一

同どうに近ちかづきて云いいけるは、「汝等なんじらいつまで兩方りやうほうの間あいだにさまようや。主しゆもし

天主てんしゆならば、之これに従したがえ。またバールもしそれならば、彼かれに従したがえ。」と。さ

三 れど民一たみひとこと言ことも彼かれに答こたえざりき。三三 エリア再民またたみに云いいけるは、「依然いぜんとして

主しゆの預言者よげんしやたるは、獨ひとり我われのみ。然しかるにバールの預言者よげんしやは四百五十人にんあり。

三三 我等われらに二頭どうの牡牛お牛を與あたえよ。彼等かれら已等おのれらの爲ために一頭どうの牡牛お牛を選えらびて、之これを

寸斷すんだんし、薪たきの上うへに載のすべし、但たゞし火ひは點てんずることなかれ。また我われも今いま一頭どう

二四 の牡牛お牛を調理とよえて薪たきの上うへに載のせん、されど火ひは點てんぜじ。二四 しかして汝等なんじらの

神々かみぐの名なを呼よべ、我われはわが主しゆの御名みなを呼よばん。かくて火ひを以もつて應こたえん神かみこ

そ、天主てんしゆたるべけれ。」と。民皆たみみな答こたえて「善よき哉かな、その提案ていあん。」と云いえり。

三五 茲こゝに於おいてエリア、バールの預言者等よげんしやらに云いいけるは、「汝等なんじらの爲ために一頭どう

の牡牛お牛を選えらびて、先まず調理とよえよ、汝等なんじらは多おほければなり。しかして汝等なんじらの神かみ

二六 々の名なを呼よぶべし、但たゞし火ひをば點てんずるなかれ。」と。二六 彼等かれら已等おのれらに與あたえら

s) エリアは自分自分を遣遣し給給うた天主天主が、この奇蹟奇蹟を必ず行行わせて下さると、確信確信している。

二七 呼びて、「パールよ、我等に應え給え。」と云えり。されど何の聲もなく、また答うる者もあらざりき。よりて彼等、その造りたる祭壇の邊を跳り廻れり。10) 既にして正午となりたる時、エリア彼等を嘲弄して云いけるは、「聲を更に大にして叫べ、實に彼は神なり、但恐らくは對談中か、外泊中か、旅行中か、もしくはは大方睡眠中にて、喚覺ますを要するならん。」と。11) 茲に於いて彼等、聲を大にして叫び、その儀式に循い、小刀や小槍を以て己が身を傷つけしかば、終に血に塗るるに至れり。12) かくて正午過ぎ、彼等預言しおれる間に、毎も犠牲を献ぐる時刻來りけるが、何の聲も聞えず、また誰も答えず、且彼等の祈禱に意を留めざりければ、三〇エリア、民一同に云いけるは、「わが許に來れ。」と。民乃ちそ

の彼らが實際パールによる神助を信じていたと思われないので、彼らはエリアも自力では奇蹟が行えぬと思つていたか、或は奸策欺瞞策によつて、エリアと同様なことをしようと考えていたのである。10) 祭壇周圍の不規則な舞踏。舞踏は多くの祭祀に、天主のそれにさえも、つきものであつた。11) 異教の空虚さと嗤うべき性質とを、よりよく人々に示すため。12) 他の幾つかの偶像教の祭祀にも行われていた流血の儀式。

三二 の許もとに近ちかづきたるに、彼かれ、毀こぼれたる主しゆの祭壇さいだんを立て直なおせり。<sup>13)</sup>  
 三二 次ついで彼かれ、ヤコブの裔こら等の族やからの數かずに循したがいて、十二箇じふにの石いしを取り  
 ぬ。<sup>14)</sup> 因ちなみにヤコブには會かつて主しゆの御言みことば下りて曰いわく、「汝なんじの名なはイス  
 三三 ラエルなるべし。」と。 三三 彼かれその石いしもて主しゆの御名みなにより祭壇さいだんを築きず  
 三三 き、祭壇さいだんの周圍まわりに、畝うね二つほどの溝みぞを作りて、 三三 薪たきを列ならべ、牡牛お牛  
 三四 を寸斷すんだんして、薪たきの上うへに載のせたり。 三四 しかして云いいけるは、「四つ  
 の壺つぼに水みづを充満みみたし、燔祭ほんさいの犧にえの上うへと、薪たきの上うへとに注そげ。」と。ま  
 三六 た云いいけるは、「二度目どめにも亦またかくなせ。」と。 人々ひと二度然たなした  
 三五 る時とき、彼かれ云いいけるは、「三度目どめにも亦またかく爲なせ。」と。 よりて彼等かれら  
 三六 三度然たなしたるに、 三五 水祭壇みづさいだんを繞めぐりて流ながれ、溝みぞにも充満みちたり。<sup>15)</sup>  
 三六 既すでにして燔祭ほんさいを献さぐべき時ときとなるや、預言者よげんしやエリア近ちかづきて云い  
 いけるは、「アブラハム、イサーク、及びイスラエルの天主てんしゆなる  
 主しゆよ、汝なんじがイスラエルの天主てんしゆに在まし、また我われが汝なんじの僕しもべにして、且かつ

13) 時の経過によるか、イエザベルの暴行によるかで毀れた祭壇。

14) 出二四・四のモイゼや、書四・五のヨズエのように。これらの石は神政の民の永存を象徴する。エリアは十二の石を一所に集めて祭壇とし、それによつて十族の分裂を否認した

15) 水を注ぎかけたのは祭壇上に火が隠してあるかも知れないという疑惑を、全く除くため



三七 汝の命に循いこのすべての事を爲したるを、今日示し給え。我に應え給え、主よ、我に應え給え。これこの民に、汝が主たる天主に在し、彼等の心を再翻し給えることを知らしめんためなり。」と。三八時に主の火下りて、燔祭の犠と、薪と、石と、塵とを焼き盡し、溝の中なる水を涸しぬ。三九民皆之を見るや、平伏して云いけるは、「主こそ天主に在すなれ、主こそ天主に在すなれ。」と。四〇エリア彼等に云いけるは、「バールの預言者等を捕えよ、その一人だに遁すなかれ。」と。16) 人々彼等を捕うるや、エリア之をキゾンの川に引き行き、其處にて彼等を殺せり。四一エリア、アカブに云いけるは、「上りて17) 食し、且飲めよ。大雨の音すればなり。」と。四二アカブは飲食せんとて上り行きぬ。されどエリアはカルメルの山頂に上りてその顔が膝の間に入るほど、地に平伏し、四三己が僕に曰く、「上りて、海の方を望め。」と。僕乃ち上り行き、眺めて「何もなし。」と云いしかば彼再び之に、「なお七度行け。」と云えり。18) 然るに七度目に至りて、視

16) 舊約の律法は死刑を以て偶像禮拜を禁止していた。  
 申一三・二以下参照。彼らもイエザベルによる眞の預言者殺害に同罪であつた。  
 本章四節参照  
 17) 人々に邪魔されぬよう。  
 18) ここにも聖數「七」が出ているのに注目せよ。

四五

よ、人の足跡の如き小さき雲、海より上りたり。彼云いけるは、「上りてアカブに云え、」汝の車に馬を繋ぎ、雨に襲われざらんよう下り給え。』と。」<sup>四五</sup>かくて彼の此方彼方向きおる間に、<sup>一九</sup>視よ、一天俄に暗くなりて、雲、風生じ、大雨となりぬ。かくの如くにして、アカブはイエズラエルに乗り行きしが、<sup>二〇</sup>主の御手エリアに下りしかば、<sup>二一</sup>彼腰に帶し、<sup>二二</sup>イエズラエルに到るまで、アカブの前に立ちて<sup>二三</sup>馳せ行けり。

四六

### 第十九章

エリア、イエザベルの許を逃げ去り、荒野にて天使に糧を受け、その力により四十日間歩みて遂にホレブに至り、其處にて天主の啓視に接す。

一 さてアカブはイエザベルに、エリアの爲したるすべてのこと、及びその如何にしてすべての預言者等<sup>一</sup>を剣もて殺した

19) 手をこなたかなたに向けるまで、即ち忽ちの間に。  
20) サマリアへの道は遠すぎたので、他の王宮へ急行したのである。—21) 天主の感導を示す云い方。—22) 歩きやすくするため下衣をからげて。—23) 王の前驅の一人の如く。

第十九章 一) バールの預言者等。

二 るかを告げたり。ニイエザベル乃ちエリアの許に使者を遣して云わしめけるは、「我もし明日のこの時刻に、汝の生命を彼等の一人の生命の如く爲さずば、神々我にかく爲し更に累ねてかく爲し給え。」と。三茲に於いてエリア恐れ、<sup>2)</sup> 起ちて意の赴く方に行き、ユダ領ベルサベーに至り、<sup>3)</sup> 其處にて己が僕に暇を遣し、<sup>4)</sup> 荒野に入りて一日かかる道程を行き、杜松の樹の下に坐すや、己の死せんことを願いて、<sup>5)</sup> 云いけるは、「我には足れり、主よ、わが生命を取り給え、實に我はわが父祖に優れる者にあらず。」と。五しかして身を横たえ、杜松の樹の蔭に眠りたるに、視よ、主の使彼に觸れて、之に「起きて食せよ。」と云えり。六彼、見まわしけるに、その頭の所に、灰の下にて焼きしパンと、<sup>6)</sup> 水の器とありしかば、且食し、且飲みて、再眠りたり。

2) 天主がこの恐怖をお容しになつたのは、エリアをして謙らせひたすら御自分にのみ依り頼ませるため。—3) 今までの活動の地イスラエルを去つて。—4) 杜松の樹は、ベルサベーの南の荒野にあつて、その繁る枝葉で日光を遮り涼蔭を作る唯一の木。5) 短氣からではなく、罪を嫌う熱心からと、もうそれ以上御民の惨状を見て居たくないため。6) この食物は、人生の荒野を通つて、天主の眞の山たる天國に達する力を我々に與える、聖體の前表である。

七時に主の使再び來りて彼に觸れ、之に云いけるは、「起きて食せよ、汝にはなお長き旅路あればなり。」と。八彼は起きて且食し且飲みけるが、その食物の力により、歩むこと四十日四十夜にして、天主の山ホレブに至りぬ。九彼其處に至りて、洞穴に宿りたるに、視よ、主の御言彼に下りて、之に云いけるは、「エリアよ、汝、此處にて何を爲すや。」一〇彼答えけるは、「我は主萬軍の天主の爲に、熱心なる上にも熱心に盡したる者なり。そはイスラエルの裔等汝の契約を棄て、汝の祭壇を毀ち、汝の預言者等を劍もて殺したればなり。残れるは獨り我のみ。しかも彼等はわが生命を求めて、之を奪わんとするなり。」二主彼に曰いけるは、「出でて山に於いて主の御前に立て。視よ、主、過ぎ行き給う。主の御前には、強き大風、山を顛倒し、岩を碎かん、されど主は風の中に在さず。また風の後に、地震あらん。されど主は地震の中に在さず。三更に地震の後に

のベルサベーからアカバを越える隊商の街道を通つてホレブ（シナイ）にゆく距離は四百八十キロである。約九十時間かかる行程であるから四十日で克服することとはさして至難ではない。ホレブはシナイ山の南西峰。  
 8) 天主がイスラエルに偉大な事をなし給うたその場所で、默想したり祈つたりするため。

一三 は、火來らん。されど主は火の中に在さず。さて火の後には、微風の  
 さよめきあらん。10)と。一三 エリア之を聞くや、袍もてその顔を覆い、  
 出でて洞穴の口に立ちけるに、視よ、聲ありて彼に云いけるは、「エ  
 一四 リアよ、汝此處にて何を爲すや。」彼答えけるは、「一四 我は主萬軍の天  
 主の爲に、熱心なる上にも熱心に盡したる者なり。そはイスラエルの  
 裔等汝の契約を棄て、汝の祭壇を毀ち、汝の預言者等を劍もて殺した  
 一五 ればなり。残れるは獨り我のみ。しかも彼等はわが生命を求めて、之  
 を奪わんとするなり。」11) 一五 主彼に曰いけるは、「行きて汝の途を戻り  
 一六 荒野を通りてダマスコに至れ。しかして汝彼處に到らば、ハザエルに  
 注油してシリアの王となせ。12) 一六 またナムシの子イエフに注油して、  
 一七 イスラエルの王となせ。13) 更にアベル・メフラより出でたる、サファ  
 トの子エリゼオに注油して汝に代る預言者となせ。一七 凡てハザエルの  
 劍を遁るる者は、イエフ之を殺さん。また凡てイエフの劍を遁るる者

9) 風、地震、火は  
 天主御出現の前觸  
 れ。—10) 天主が微  
 風のそよぐ中にお  
 現れになつたのは  
 天主に御仁慈と御  
 憐憫ともあること  
 をエリアに知らせ  
 るため。—11) 羅一  
 一・三。—12) これ  
 はエリゼオが彼に  
 代つて實行した  
 (王下八・一二、  
 一三)。—13) 弟子エ  
 リゼオの手で(王  
 下九・二、三)。

一八 は、エリゼオ之を殺さん。14) 一八 我はイスラエルの中にて、わが爲に七千人15) を残さん。是、即ちその膝をバールの前に屈せず、且すべてその口を彼の手に接れて16) 之を拜せざりし者なり。」と。一九 茲に於いてエリア、其處を立去りけるに、サファトの子エリゼオが、十二軛の牛を以て耕しおる17) に逢いたり。即ち彼は十二軛の牛を以て耕し居たる者の一人なりしなり。エリアは彼の許に至るや、己が袍を之が上にかけてたり。18) 二〇 エリゼオ、直に牛を棄て、エリアの後より馳せ行きて云いけるは、「請う、我をしてわが父わが母に接吻せしめよ。19) 然る後、我汝に従わん。」エリア彼に云いけるは、「行きて歸り來れ。20) 實に我は、わが爲すべき事を汝の爲になし終えた

14) 偶像禮拜の罪で處刑する旨公表して  
 15) またもや完全數なる聖數七。  
 16) 崇敬の印としては偶像の足に接吻したものである。—17) 故に彼は物持ちであつた。—18) 袍を着せかけるのは、エリゼオを自分の後繼者として共に職務に當らせるという印。—19) 告別のため。  
 20) エリアが「再び來れ、いかなる事があつても、家庭を顧慮して來るのをやめてはならぬ」と嚴命したのは、エリゼオをして、今まで十二の鋤で自分の畑を耕していたように、これからは天主の御言葉でイスラエルの十二族を耕させ、天主畏敬の種子が再び根づき得るようにしようというのである。路九・六二參照。

三  
り。」と。三さてエリゼオは彼の許より戻るや、一軛の牛  
を取りて之を屠り、牛の鋤を以てその肉を煮、民に與えた  
れば、彼等之を食せり。21) 後彼は起ちて行き、エリアに従  
いて之に仕えたり。

## 第二十章

シリア人サマリアを圍む—アカブ二度之を破る—アカブ、  
ベナダドを去らしめて、預言者に咎めらる。

一 時にシリアの王ベナダド、<sup>1)</sup>己が全軍、及び己に與する  
王三十二人、<sup>2)</sup>並に騎兵、戰車を集めて、サマリアと戦ひ、  
之を圍めり。二 彼、その市に使者を遣し、イスラエルの王  
アカブの許に至らしめて、三 云わしめけるは、「ベナダドか  
く云う、<sup>3)</sup>汝の銀や汝の金はわが有なり、また汝の妻や  
汝の最善き子等もわが有なり。」と。四 イスラエルの王答

21) エリゼオは耕すのに用いてい  
た一軛の牛を屠つて、己が家人  
及び友人のために別離の宴の用  
意をしたのであつた。母上六・  
一四参照。

第二十章 1) ここにあるベナダ  
ド二世は、本一五・一八に述べ  
てあつたダマスコの王ベナダド  
一世の後繼者。—2) 三十二人の  
王はより小なるアラメア諸族の  
侯伯であつたらしい。

五 えけるは、「わが主君王よ、汝の言の如く、我とわがすべての所有物とは、汝の有なり。」と。3) 五 使者再来りて云いけるは、「汝の許に我等を遣したる、ベナ

六 ダドはかく云う、「汝の銀や汝の金、及び汝の妻や汝の子等をば、汝、我に與うべし。六 その爲に、我、明日のこの時刻にわが僕等を汝の許に遣さん、彼

七 等は汝の家と、汝の僕等の家を検べ、その意に適う物を悉くその手に納めて持ち去るべし。」と。七 茲に於いてイスラエルの王、國の長老等一同を召して云

八 いけるは、「注意して視よ、彼が我等を陥れんとするを。即ち彼はわが許に使者を遣して、わが妻子を求め、金銀を求めしが、我拒まざりき。」と。八 長老等

九 一同及び民皆彼に云いけるは、「汝聽くなかれ、彼に従うなかれ。」と。九より一〇

一〇 て彼、ベナダドの使者等に答えけるは、「わが主君王に云えかし、汝が最初に人を汝の僕なるわが許に遣して求めし事はすべて我之を爲さん。されどこの事は我爲す能わず。」と。一〇 使者等乃ち歸りて王に復命したるに、彼また人を遣して云わしめけるは、「もしサマリアの塵、我に従うすべての民の手を満

3) アカ  
ブは殆  
ど抵抗  
できず  
すぐ自  
分も、  
家來も  
所有物  
も敵の  
手に渡  
すと云  
つた。



二 たすに足らば、神々我にかく爲し、更に累ねてかく爲し給え。」と。4) ニイス  
 ラエルの王答えて云いけるは、「彼に云えかし、〃帶したる者も、帶解きた  
 三 る者と等しく、誇るべからず。〃5) と。」三さて、ベナダドこの言を聞きし時  
 偶々天幕の中にて王等と共に飲み居たりしが、その僕等に、「市を圍め。」  
 一三 と云えり。されば彼等之を圍みぬ。三折しも視よ、一人の預言者イスラエル  
 の王アカブの許に近づきて彼に云いけるは、「主かくぞ曰う、〃汝正にこの  
 すべての大軍を見たるか。視よ、我が主なることを汝の知らんために、我今  
 一四 日彼等を汝の手に付さん。〃と。」一四アカブ云いけるは、「誰によりてか爲さ  
 ん。」彼之に云いけるは、「主かくぞ曰う、〃諸州の長の歩卒6) によりて爲  
 せ。〃と。王云いけるは、「戦争を始むべきは誰ぞ。」彼之に云いけるは、  
 一五 「汝にこそ。」と。一五茲に於いて彼、諸州の長の僕等を査べ見たるに、その  
 數二百三十二人あり、またその後民、即ちイスラエルのすべての裔等を査べ  
 一六 たるに七千人ありき。一六彼等は正午に出で征きぬ。時にベナダド、及び之を

4) 我大軍を率いて至らん。

5) 「戦わぬ内は、

勝つと自慢する

な」という諺。

6) 無經驗で少數

(一五節)の「若者」

(ヘブレオ語)。

二七 援けんとして來りし、彼に與する三十二人の王は、彼の天幕にて飲酒酩酊し居たり。一七 さて諸州の長の僕等は第一線に出でたり。ベナダド乃ち人々を遣しける

一八 が、彼等彼に告げて曰く、「人々サマリアより出で來れり。」と。一八 彼云いけるは、

一九 は、「彼等の來るが和睦の爲なりとも之を生捕にせよ、戰わん爲なりとも之を生捕にせよ。」と。一九 かくて諸州の長の僕等出で、その殘餘の軍勢之に續き、

二〇 各人已に向かい來る人を討ち取りしかば、シリア人敗走し、イスラエル之を追撃せり。シリアの王ベナダドも亦、その騎兵と共に、馬にて逃げたり。二三 され

二一 どイスラエルの王も出でてその馬と戰軍とを撃ち、シリアを撃破りて大損害を

二三 與えぬ。二三 折しも預言者、イスラエルの王に近づき、之に云いけるは、「行き

二四 て力を養い、汝の爲すべき事を知り且悟れ。蓋し來年シリアの王上りて汝を

二五 攻めん。」と。二三 然るにシリアの王の僕等、彼に云いけるは、「彼等の神々は山

の神々なり。さればこそ彼等我等に勝ちたるなれ。却つて我等平野に於いて彼

等と戦うぞよき。さらば我等彼等に勝たん。二四 故に汝この事を爲し給え、即ち

汝の  
戦力を  
強化せ  
よ。

二五 汝の軍より王等を悉く除きて、その代りに軍將を置き、<sup>s)</sup> 汝の殪れたる兵士の員數を補い、最初の馬に準じて馬を、また汝が前に有ちたりし戦車に準じて戦車を補え。かくして我等平野に於いて彼等と戦わん。さらば汝、我等が彼等に勝つを見るべし。」と。王、彼等の策を信じて、然なしたり。二六 かくて年立ち歸るや、ベナダド、シリア人を調べて、イスラエルと戦わん爲、アフエクに上れり。二七 イスラエルの裔等も亦調べられ、糧食を受けて、反對の方より進み彼等に對いて陣せり、恰も山羊の二つの小さき群の如し。されどシリア人はその地に充滿ちたりき。二八 折しも一人の天主の人、近づきてイスラエルの王に云いけるは、「主かくぞ曰う、シリア人等は、主は山の神にして、谷の神にあらず。と云いたれば、我この大軍を悉く汝の手に付さん。よりて汝等我が主なることを知るべし。」と。二九 かく、七日の間、此方と彼方、相對して戦列を布きおりしが、七日目に至りて戦鬪を交えたるに、イスラエルの裔等一日の中にシリア人の歩兵十萬を討ち滅ぼせり。三〇 残れる者共、アフエクに逃げて市

s) 各王の直接命令によつて戦鬪に於ける一致の亂される懼れをなくするため。

に入りしに、石垣、その残れる二萬七千人の上に崩れ落ちたり。ベナダドも逃げて市に入り、部屋の奥の間に入りぬ。三時にその僕等彼に云いけるは、

「視よ、我等、イスラエルの家の王等は寛仁なりと聞き及べり。されば我等

己が腰に粗麻布を纏い、己が首に繩をかけ、出でてイスラエルの王の許に

至らん、彼、或は我等の生命を助くることもあらんか。」と。かくて彼等

その腰に粗麻布を帯し、その首に繩をかけ、イスラエルの王の許に至りて之

に云いけるは、「汝の僕ベナダドは云う、汝に請う、わが生命を存えしめ

給え。」と。彼云いけるは、「彼なお生きてあらば、わが兄弟なり。」三人

々之を吉兆と取り、彼の口より出でたる言を急ぎ捉えて、「ベナダドは汝の

兄弟なり。」と云えば、彼之に「行きて彼をわが許に連れ來れ。」と云えり。

ベナダド乃ち出でて彼の許に來りたれば、彼之を己が車に乗せたり。三回ベナ

ダド彼に云いけるは、「わが父が汝の父より取りたる諸市は、我之を返還さ

ん。されば汝、わが父がサマリアに造りたる如く、ダマスコに街道を造れ。10)

の繩は全く服従するといふ

印。

10) 以前シ

リア人が

イスラエ

ルでして

いたよう

に、イス

ラエル人

がダマス

コ領内で

商賣でき

るように

商業のた

めの街道

を。

三五 我は盟約を結びなば、汝の許より退出せん。」と。茲に於いてアカブ、盟約を  
 結びて彼を去らしめたり。三五 時に預言者の子等の或人、主の御言によりてその  
 仲間に、「我を打て。」と云いしが、その人打つことを拒めり。三六 彼之に云い  
 けるは、「汝、主の御聲を聽かん」とせざりしに由り、視よ、汝わが許を去るや、  
 獅子汝を撃ち殺さん。」と。その人彼を離れて少しく行きたる時、獅子之に逢  
 いて、撃ち殺しぬ。三七 然るに彼また他の人に逢いしかば、之に「我を打て。」  
 と云いしに、その人彼を打ちて傷つけたり。三八 預言者乃ち行きて、道にて王に  
 逢いしが、彼その口と眼とに塵を振りかけて、容貌を變えおれり。三九 かくて王  
 の通り過ぐる時、彼王に呼びかけて云いけるは、「汝の僕は白兵戦に出でしが、  
 一人の人逃げたるに、或人彼をわが許に引き來りて、曰く、「この人を守れ、  
 彼もし窃かに逃げ去りなば、汝の生命を彼の生命の代りとするか、または汝、  
 銀一タレント<sup>12)</sup>を拂うべし。」と。四〇 然るに我が周章狼狽して、此方彼方に  
 向かいおる間に、彼俄かに見えずなりぬ。」と。イスラエルの王彼に云いける

11) イス  
 ラエル  
 の子ら  
 が受け  
 る傷の  
 前表に  
 12) 捕虜  
 が重要  
 人物で  
 ある印  
 に、巨  
 額。

四一 は、「是、汝が自ら定めし判決なり。」と。13) 四二 その時彼忽ちその顔より塵を拭い去りたれば、イスラエルの王は、その預言者の一人なることを知り。四三 彼王に云いけるは、「主かくぞ曰う、<sup>四二</sup>「汝、死に相當る人を、汝の手より去らしめたれば、汝の生命、彼の生命の代りとなり、汝の民、彼の民の代りとなるべし。」と。14) 四三 されどイスラエルの王は、輕んじて聽かんともせず、その家に歸り、怒りてサマリアに至れり。

## 第二十一章

ナボト、己が葡萄畑をアカブ王に與えざりしにより、石打の刑に處せられて殺さる—それに對する天罰。

一 さて是等の事の後、その頃イエズラエル人ナボトに一つの葡萄畑ありしが、そはイエ

13) 王は彼を有罪と宣した。彼は巨額の金の支拂不能のため、自分の命を抵當にした。故に王は彼に死刑の宣告を下したが、四二節にある如く、同時に自分にもそれを下したのである。—14) 天主は奇蹟的に敵を彼の手にわたし給うた。それでアカブのしたことは天主から與えられた勝利を水泡に歸し、従つて不當行爲であつた。そのため彼は罰せられる。本二二・三八 参照。

二  
ズラエルにありてサマリアの王、アカブの宮殿<sup>1)</sup>の側にありき。ニアカブ

乃ちナボトに語りて云いけるは、「我に汝の葡萄畑を與えて、わが爲に野

菜畑となさしめよ。そは近くしてわが家の隣にあればなり。我その代りに

一層よき葡萄畑を汝に與えん。また汝もし汝に都合よしと思わば、我それ

に相當する代價を、銀にて汝に與えん。」と。三ナボト之に答えけるは、

「主我に御慈悲を垂れ給え、我は汝に、わが父祖の遺産を與えじ。」と。

四茲に於いてアカブ、イエズラエル人ナボトが己に語りて、「我汝にわが

父祖の遺産を與えじ。」と云いし言に、憤りて齒咬しながら、己が家に入

り、その床に臥し、その顔を壁の方に向けて、パン<sup>3)</sup>を食せざりき。五時

に、その妻イエザベル、彼の許に入りて、之に云いけるは、「是は何事ぞ、

汝の心何に由りてか憂うる。汝何が故にパンを食せざる。」六彼之に答えけ

るは、「我、イエズラエル人ナボトに語りて、「我に汝の葡萄畑を與えて、

その代りに金錢を取れ、またもし汝の意に適わば、我一層よき葡萄畑を汝

第二十一章

1) 夏の離宮。

2) 利二五・二

三以下、民三

六・七、八に

ある規定に従

つて。―3) パ

ンとは、聖書

中で屢々あら

ゆる食物を抱

括して云うこ

とがあるが、

こゝもそうで

ある。

七 云いしなり。」と。七その妻イエザベル乃ち彼に云いけるは、「汝は權威大にして、イスラエル王國に善政を布く。<sup>4)</sup> 起きてパンを食し、心を平かならしめよ。我は汝に、イエズラエル人ナボトの葡萄酒を與えん。」と。八かくて彼女アカブの名にて書簡を認め、彼の指環<sup>5)</sup>を以て之に封印し、その市にありてナボトと共に住める長老等及び貴族達に之を送れり。九さてその書簡の趣旨は次の如し、「斷食を布令て、<sup>6)</sup> ナボトを民の重立てる人々の中に坐せしめ、一〇ベリアルの子なる二人<sup>7)</sup>の人を立てて彼に當らしめ、彼が天主及び王を誑いたり<sup>8)</sup>と云いて偽證せしめよ。しかして彼を引出し、石を擲ち、かくして殺すべし。」と。二茲に於いてその市民、即ち彼と共にその邑に住める長老等及び貴族達、イエザベルが彼等に命じたる如く、即ち彼女が彼等に送りし書簡の中に録されたる如くになせり。二三彼等は斷食を布令て、ナボト

4) 嘲弄の語氣。  
 5) 太祖時代から、封印するのに用いた印鑑付指環のこと。  
 6) 斷食をふれさせたのは、極めて重い犯罪の行われたことを人々に氣づかせるため  
 7) 二證人の陳述は有罪を立證するに十分。  
 8) 天主への冒瀆と王に對する叛逆は、死刑を以て罰せられた。



一三 民の重立てる人々の中に坐せしめたり。一三しかして悪魔の子なる二人の人を  
 連れ來り、之を彼に對して坐せしめたるに、彼等悪魔の人の如く、會衆の前に  
 て彼に敵對して證言をなせり、曰く、「ナボトは天主及び王を誑いたり。」と。  
 是によりて人々彼を市の外に引出し、石を擲ちて殺したり。一四かくて彼等、  
 イエザベルの許に人を遣して、云わしめけるは、「ナボト石を擲たれて、死せ  
 り。」と。一五イエザベル乃ちナボトが石を擲たれて死したる由を聞くや、アカ  
 ブに云いけるは、「起ちて、イエズラエル人ナボトが、汝の言を容れて、金錢  
 を受け、與うることを肯ぜざりし葡萄畑を奪え、そはナボト既に生きおらずし  
 て死したればなり。」と。一六アカブこの事、即ちナボトの死せる由を聞くや、  
 起ちてイエズラエル人ナボトの葡萄畑に下り、以て之を奪わんとしたり。一七時  
 に主の御言、テスベ人エリアに下りて曰く、一八起ちて下り、サマリアに在る  
 イスラエルの王アカブに逢え。視よ、彼はナボトの葡萄畑に下りて、之を奪わ  
 んとしつつあるなり。一九故に汝、彼に告げて云うべし、「主かくぞ曰う、汝

の彼の  
 子等諸  
 共に。  
 王下九  
 ・二六  
 参照。

は殺し、剩え奪いたり。と。// 然る後云い添えよ、主かくぞ曰う、犬共、ナボトの血を舐めたるこの處に於いて、また汝の血をも舐むべし。と。//<sup>10)</sup> アカブ、エリアに云いけるは、「汝、

我を汝の敵と見たるか。//<sup>11)</sup> 彼云いけるは、「我は汝が主の御眼前に悪を行わんとて己を賣りたるを見たり。<sup>12)</sup> 三視よ、我、汝の上

に禍を招き下し、汝の後裔を剪除き、アカブの血族の壁に尿する者は、イスラエルにて閉込めおかるる者と、最小さき者とを殺さ

ん。<sup>13)</sup> 三しかして汝の家をナバトの子イエロボアムの家の如く、またアヒアの子バーサの家の如くに爲さん、其は汝の行いたる所

わが怒を招き、且イスラエルをして罪を犯さしめたればなり。」<sup>14)</sup> 三主またイエザベルに就きても語りて曰いけるは、「犬共、

イエズラエルの畑にて、イエザベルを喰わん。<sup>15)</sup> 三アカブもし市にて死なば、犬共之を喰わん。またもし畑にて死なば、空の鳥之

10) 大逆罪、叛亂罪を犯した者の財産は没收された。母下一六・四參照。—本二二・三八。

11) アカブは預言者の威嚇を、主のお告げでなく、個人的敵意から出たものと主張しようとする。—<sup>12)</sup> 即ち、さながら悪魔に自分を賣り渡して、その奴隷となり、あらゆる悪を行はうとするかのように、悪に溺れている。

13) 王下九・八 —<sup>14)</sup> 本一五・二九。一六・三。

15) 王下九・三六。

二五 を喰わん。」と。二五 實に己を賣りて、主の御眼前に惡を行いたる、アカブの如き者は、また他にあらざりき。蓋し、その妻イエザベルが彼を唆かしたるなり。二六 彼は、主がイスラエルの裔等の面前より滅ぼし盡し給いしアモル人が作りたる偶像を奉ずるほどの憎むべき者となれり。二七 かくてアカブ是等の言を聞くや、その衣服を裂き、その肉身に苦行衣を纏いて斷食し、粗麻布を着て眠り、頭を垂れて歩めり。二八 時に主の御言テスベ人エリアに下りて曰く、二九 汝、アカブのわが前に謙れるを見ざりしか。彼かくわが爲に謙りたるにより、我、彼の代には禍を下さじ、その子の代に至りて、その家に禍を下さん。」と。17)

## 第二十二章

アカブ、ミケアよりも偽預言者等を信じ、ラモト・ガラードに於いて殺さる—  
オコジアその後を繼ぐ—良き王ヨザファト死してその子ヨラムその後を繼ぐ。

かくて、シリアとイスラエルとの間に戦争なく、三年は過ぎぬ。然るに三年目に至

いこの痛悔は心から出たのであつた。—17) 天主の御威嚇はアカブの子ヨラムにまで及び、その死骸がナボトの所有地に投げ捨てられて、成就した。

三 りて、ユダの王ヨザファト、イスラエルの王の許に下れり。1) エイスラエルの王  
 その臣僕等に云いけるは、「汝等、ラモト・ガラードが我等の有なるを知らざ  
 るか。しかも我等は之をシリアの王の手より取ることを忽せにして顧みざるな  
 り。」と。 四 彼、ヨザファトに云いけるは、「汝、我と共に、ラモト・ガラード  
 に戦闘に往くや。」 五 ヨザファト、イスラエルの王に云いけるは、「汝は我の如  
 く、わが民と汝の民とは一つにして、わが馬は汝の馬なり。」 ヨザファトまた  
 六 イスラエルの王に云いけるは、「汝に請う、今日主の御言を問え。」と。 六 茲に  
 七 於いてイスラエルの王、預言者約四百人を集め、之に「我、ラモト・ガラード  
 八 に行きて戦うべきか、或は差控うべきか。」と云いしに、彼等「上れ、さらば  
 主之を王の手に與え給わん。」と答えたり。 七 時にヨザファト云いけるは、「誰  
 九 か主の預言者は此處に居らざるか、我等彼によりて問わん。」 2) エイスラエルの  
 王、ヨザファトに云いけるは、「我等の依りて以て主に問うを得べき人、なお  
 一人あり。されど我は彼を憎む、其は彼、わがために善きことにあらずして悪

第二十

二章

1) 代下

一八・

一。

2) ヨザ

ファト

は彼ら

を眞の

預言者

と認め

ない。

しきことを預言すればなり。イエムラの子ミケア即ち之なり。」と。ヨザフ  
 アト之に云いけるは、「王よ、汝、然曰うなかれ。」と。九 イスラエルの王乃  
 ち一人の宮人<sup>3)</sup>を召して、之に云いけるは、「イエムラの子ミケアを、速か  
 に連れ來れ。」と。一〇折しもイスラエルの王、及びユダの王ヨザフアト、サ  
 マリアの門の口に近き打禾場にあり、王の衣服を着けて各々その玉座に坐し  
 おれり、しかして預言者等は皆、その眼前にて預言したり。二カナアナの子  
 セデキア自ら鐵の角<sup>4)</sup>を造りて云いけるは、「主かくぞ曰う、汝是等を以  
 てシリアを突き、終に之を滅ぼすべし。」と。三 預言者等皆同様に預言し  
 て曰く、「ラモト・ガラードに上れ、まさきく行け、主王の手に之を付し給  
 わん。」と。一三さてミケアを召びに行きたる使者、彼に語りて云いけるは、  
 「視よ、預言者等の言は、口を一つにして王に善きことを預言す。されば汝  
 の言をも彼等と同じからしめて、善き事を告げよ。」と。一四 ミケア之に云い  
 けるは、「主は活き給う、何にても主の我に曰う事は、我之を告げん。」と。

3) この宮人は宦官（かんが）  
 官がへブレオ人の王の宮廷で使われ  
 たのは、ダヴィド王の時か  
 ら。  
 4) 角は力と權威との象徴。

一五 かくて彼、王の許に至りしに、王之に云いけるは、「ミケアよ、我等ラモト・ガラードに行きて戦うべきか。或は止むべきか。」彼之に答えけるは、「上れ、まさきく行け、

一六 主王の手に之を付し給わん。」と。一六 王また彼に云いけるは、「我汝に、主の御名により真なる事の外は我に告げざること、幾度も切に願う」と。一七 彼、云いけるは、「我

一七 はすべてのイスラエルが、牧者を有たざる羊の如く、山々に散れるを見たり。時に主曰えり、〃是等の者は主を有た

一八 ず、されば各々安らかにその家に歸るべし。〃と。一八 イ

一八 スラエルの王乃ちヨザファトに云いけるは、「我汝に云わざりしか、彼の預言するは、わが爲に善き事に非ずして、毎に悪しき事なり、と。」一八 されどミケア附加えて云いけ

一九 るは、「されば主の御言を聽け、我は主がその玉座に坐し

5) 彼はまず六節及び十二節の他の預言者等と同じ語を用いるがしかしそれは皮肉として。意味は「私からお氣に召す語がお聞きになりたいとあれば、あなたの預言者達と同じ語も申し上げられます。しかしその場合には私の語が天主から出たものという保證は致しません。」  
6) アカブはラモトの戦に殞れ、その軍勢は敵に追われずして四散する。1) アカブは、ただ自分のミケアについての判断が正しかつたことを證據立てたいだけ。それで彼は最早彼のいうことに従う必要を認めない。

二〇 給たまい、天てんの萬軍ばんぐんがその傍かたわらにありて右左みぎひだりに立たてるを見みたり。二〇さて主しゆ曰のたまいける  
 は、イスラエルの王おうアカブを欺あざむきて、之これを上のぼらしめ、ラモト・ガラードに  
 於おいて瘞たおれしむべきは誰たれぞ。と。時ときに一人ひとりはかくの如ごとき言ことを語かたり、他たの一ひと  
 人りはまた異ことなれる言ことを語かたれり。三 然しかるに一ひとつの靈れい出いでて主しゆの御前みまへに立たち、我われ  
 彼かれを欺あざむかん。と云いしに、主しゆ何なにによりて爲なすや。と曰のたまえり。三 彼かれ、  
 我われ出いでて、そのすべての預言者よげんしやの口くちにあり虚言きよげんの靈れいとならん。と云いいた  
 れば、主しゆ曰のたまいけるは、汝なんじ、欺あざむきて勝かつべし。出いでて然しかなせ。と。三 され  
 ば今いま視みよ、主しゆ此處こゝにある汝おんみのすべての預言者よげんしやの口くちに、虚言きよげんの靈れいを賜たまいて、主しゆ  
 汝おんみに悪あしき事ことを語かたり給たまえり。と。二 四 其ときカナアナの子こセデキア近ちかづきて  
 ミケアの頬ほを打うち、云いいけるは、一 然しからば主しゆの靈れい我われを去さりて、汝なんじに語かたり給たまえ  
 るか。二 五 ミケア云いいけるは、一 汝なんじ、部屋へやの奥おくなる部屋へやに入りて身みを隠かくさん  
 日ひに、之これを知るべし。と。二 六 イスラエルの王おう云いいけるは、一 ミケアを捕とらえ  
 て、市まちの長おさアモンの許もとと、アメレクの子こヨアスの許もとに留とどまらしめ、二 七 彼等かれら

s) セデキ  
 アの大膽  
 さは、王  
 をますま  
 す彼のひ  
 いきにす  
 るばかり  
 であつた  
 の汝は王  
 の死後逃  
 亡して身  
 を隠さな  
 ければな  
 るまい。

二八 二八 ミケア云いけるは、「汝もし安らかに歸るを得べくんば、主我に  
よりて語り給わざりしならん。」と。彼また云いけるは、「すべての  
民よ、聽けかし。」と。二九 かくてイスラエルの王と、ユダの王ヨザ  
三〇 フアトとは、ラモト・ガラードに上れり。三〇 イスラエルの王、ヨザ  
フアトに云いけるは、「武器を執り、戦闘に入れ、汝の衣服を着よ。」  
と。しかしてイスラエルの王は、己が服装を變えて、戦闘に入り  
三一 ぬ。10) 三二 さてシリアの王、豫め戦車の長三十二人に命じおきしこと  
あり、曰く、「汝等、ただイスラエル王との外は、小なる者とも大  
なる者とも鬪うべからず。」と。三三 戦車の長等乃ちヨザフアトを見  
て、之ぞイスラエルの王ならんと思ひ、激しく攻めて之と鬪いしか  
三三 ば、ヨザフアト叫び出でたり。11) 三三 戦車の長等、そのイスラエルの

10) こゝの衣服とは、エジプト及びアツシリアの記念碑が立證している如く、昔の王たちが戦場で身に付けていた王の裝飾品。アカブが反對に平の兵卒の如く身をやつしたのは、その間諜等がベナダドの命令を彼に知らせたからか、ミケアのお告げ（一七節）を恐れたからか。11) 彼は兵士達に援助を求めたのであるが、それで彼のアカブでないことが露れた。



三四

王にあらざることを悟りて、彼より去れり。然るに或人弓を

彎きしぼりて、宛もなく矢を射たるに、それは偶然イスラエルの

王の、肺と胃との間に命中りければ、<sup>12)</sup> 彼、その馭者に云いけ

るは、「我、重傷を負いたれば、汝の手を回して、我を軍中

より牽き出せ。」と。<sup>三五</sup> その日戦鬪はかく行われぬ、イスラエ

ルの王は戦車の中に立ちて、シリア人に對し居たり。彼は日暮

に及びて死せり。その傷の血は戦車の中に流れたり。<sup>三六</sup> 日の沈

む前に、傳令の者全軍にふれて云いけるは、「各自その市に、

その地方に歸るべし。」と。<sup>三七</sup> かくて王死し、サマリアに運ば

れしかば、人々王をサマリアに葬り、<sup>三八</sup> サマリアの池にてその

戦車を洗いけるが、犬共その血を舐め、また人々馬勒を洗いた

り、主の曰える御言の如し。<sup>13)</sup> <sup>三九</sup> さてアカブの殘餘の事、その

爲したる一切、その建てたる象牙の家、<sup>14)</sup> 及びその築きたるす

三九

三八

三七

三六

三五

12) アカブは折角變装した

にも拘わらず、天罰を免

かれなかつた。—13) エリ

アの豫言は、成程彼の告

げた場所においてではな

かつたが、アカブの身に

成就した。二一・二八に

よれば、アカブはへりく

だつた時、罰が緩和され

たとある。アカブの車の

血を潔めた池は、パール

及びアスタルテに仕える

女達の浴場としても用い

られていた。—本二一・

一九。—14) その腰板には

當時金よりも貴しとされ

ていた象牙が張つてあつ

た。

四〇 べての邑々は、是、イスラエルの王の歴代史の書に録されたるにあらずや。

四一 かくてアカブはその父祖と共に眠り、その子オコジア彼に代りて王となれ

四二 り。またアカブの子ヨザファトは、イスラエルの王アカブの第四年に、ユダ

の統治を始めた。その統治を始めし時、彼は三十五歳なりしが、イエル

サレムに於いて二十五年の間治めたり。その母は名をアズバと云いて、サラ

四三 イの娘なり。彼はその父アカブのすべての道を歩みて之を離れず、主の御眼

四四 前に義しき事を爲したり。然れども高き處は取除かざりき。即ち民なおそ

四五 の高き處に於いて犠牲を献げ、香を焚きたるなり。ヨザファトと、イスラ

四六 エルの王との間は平和なりき。ヨザファトの殘餘の事、その爲した

四七 る業、及び戦争は、是、ユダの王の歴代史の書に録されたるにあらずや。

四八 彼はまた、その父アカブの代になおありし男娼の残りおも、國より取除き

四九 ぬ。其の頃エドムには、王として立てられたる者なかりき。海上に船隊を編成

ト王は、黄金を得んため、オフィルに航行せしめんとて、

海上に船隊を編成

15) 本一四

・二四及

びその註

参照。

16) なぜヨ

ザファト

がオフィ

ルへの航

海を再び

新たに始

めること

ができた

か、その

説明。

五〇 ばなり。17) その時、アカブの子オコジア、ヨザファトに云いけるは、「わが僕等、汝の僕等と共に、船にて行くべし。」と。されどヨザファトは肯ぜざりき。五二 ヨザファトその父祖と共に眠りて、彼等と共にその父ダヴィドの市に葬られたり。次いでその子ヨラム、彼に代りて王となれり。五三 さて、アカブの子オコジアは、ユダの王ヨザファトの第十七年に、サマリアに於いてイスラエルの統治を始め、二年の間イスラエルを治めたり。五三 彼は主の御眼前に悪を行ひその父とその母との道、及びイスラエルに罪を犯さしめたるナバトの子イエロボアムの道を歩めり。五四 彼も亦バールに事えて之を禮拜し、凡てその父の爲したる如く、主イスラエルの天主を怒らせ奉れり。

17) アシオンガベルは紅海に臨める港。一代下二〇・三六。

